

平成27年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	3月 4日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 5日	木	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	3月 6日	金	休 会	村 内 一 円	午前 9時	・現 地 調 査
4	3月 7日	土	休 日			
5	3月 8日	日	休 日			
6	3月 9日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	3月10日	火	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	3月11日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	3月12日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	・一 般 質 問
10	3月13日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 4 日 (水)

平成27年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成27年3月4日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 4 議案第 2号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 山江村学校林条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 14 号 山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 15 号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 16 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 18 号 山江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 19 号 議決事項の一部変更について
- 日程第 22 議案第 20 号 第 3 期山江村地域福祉計画の策定について
- 日程第 23 議案第 21 号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について
- 日程第 24 議案第 22 号 村道路線の廃止について
- 日程第 25 議案第 23 号 村道路線の認定について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 27 年度山江村一般会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 27 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 27 年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 27 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第 33 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 西 孝 恒 君 | 2 番 谷 口 予志之 君 |
| 3 番 中 竹 耕一郎 君 | 4 番 岩 山 正 義 君 |
| 5 番 田 原 龍太郎 君 | 6 番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7 番 原 先 利 且 君 | 8 番 松 本 佳 久 君 |
| 9 番 山 本 義 隆 君 | 10 番 立 道 徹 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	内山慶治君	教育長	大平和明君
総務課長	豊永知満君	税務課長	福山浩君
企画調整課長	北田愛介君	産業振興課長	中山久男君
健康福祉課長	平山辰也君	建設課長	白川俊博君
教育課長	嶋原美津子君	会計管理者	蕨野昭憲君
農業委員会 事務局長	山口明君	代表監査委員	木下久人君

開会 午前10時00分

議長（松本佳久君） おはようございます。

平成27年第1回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

12月12日の定例議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。諸般の報告の中で、1点だけご報告申し上げます。

1月19日、万江小学校の5年生、6年生が社会科見学の一環として、議会議事堂を訪問し、議会や行政について熱心に質問してくれました。小さい頃から政治に関心を持ち、勉強するということは大変素晴らしいことだと思います。

また子どもさんに限らず、村内の各団体様からの申し出があれば、議会としてもどんなことにでも協力したいと考えておりますので、どうぞ御遠慮なく各議員や議会事務局まで御相談ください。

報道等によりますと、全国各地では子どもたちに対する悲しい事件も起こっております。山江村では、このようなことが発生しないように、みんなで私たちの宝物である子どもたちを見守っていきたいと考えております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。

以上を申し上げます、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会議員、6番、秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） おはようございます。

それでは、平成27年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月27日、午前10時より、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程1、議席の指定については、平成27年2月9日付けをもちまして、人吉市議会議長から、4番、松岡隼人議員の議員辞職の通知があり、それを受け、組合議会において、失職のあったため、平成27年2月12日付けで、新たに選出された

大塚則男議員を、議会会議規則第4条の規定により、議席を4番に指定されました。また、全議員で委員構成をする組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会に欠員が生じたため、議会委員会条例第3条の規定により、同議員が指名されました。

日程3、会期の決定については、2月27日を開会、2月28日から3月26日までを休会とし、3月27日までとすることに決定いたしました。

日程4、行政報告につきましては、理事会代表理事から、平成26年12月定例理事会から平成27年2月の定例理事会の3回の理事会の審議事項について報告がありました。議案第1号から第10号までを一括し、執行部の提案理由説明を受け、その後、日程5、議案第1号から日程第7、議案第3号までの3議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑・採決を行い、議案第1号から議案第3号の3議案については原案どおり可決決定いたしました。以上、平成27年第1回人吉球磨行政組合定例会の1日目の会議結果について報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。

5番、田原龍太郎議員。

5番（田原龍太郎君） おはようございます。

報告いたします。平成27年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が2月20日、人吉下球磨消防組合会議室で午後2時30分から開催されました。

議案3件と一般質問が1名質疑されました。

日程第3、議案第1号は、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第4、議案第2号、平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に540万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億1,769万1,000円とするものです。

日程第5、議案第3号、平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,416万1,000円とするものです。3件とも原案どおり可決しました。

日程第4、一般質問、質疑の仲村勝治議員から質問がありました。

以上、報告を終わります。

議長（松本佳久君） それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。

議長には、発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。今日は、ここに平成27年第1回山江村議会定例会を開催いたしました。議員の皆様方には、大変お忙しい中に、全員出席いただきながら開催できますことに心から感謝を申し上げます。

先ほど、議長からも触れられておりますけれども、昨今、全国のニュースを見ますと、少年少女の悲惨な凶悪事件が頻発して報道されているということでございます。川崎市では、中学1年生が集団暴行を受けた上に殺されるという事件、宇都宮でも、16歳の少年を13歳の少年が殴り殺すというような事件、佐世保市に至っては、高校1年生の女子生徒が同級生を、「遺体をバラバラにしてみたかった」ということで殺害をする事件等々が本当に続いておりまして、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともにですね、やはり御遺族と言いますか、御家族の皆様方の御心痛、本当に計り知れないものがあるかと思うわけでありまして、よくよく考えてみますと、そういうことがなきようにあり、しっかりと社会で高齢者の方々から子どもまでのつながりを、しっかりいつもいつもつなげておくことが大事なんだなということを感じますし、ただ、そういうものが随分希薄になってきているというようなことも思うわけでありまして、そういう意味におきましては、我々の大人社会の現状と言いますか、そういう責任もあるのかなと反省もするところでもあるわけでありましてけれども、こういう事件事故がなきように、しっかりと社会のあり方も含めてですね、やっぱり今一度考えてみる必要があるんじゃないかなと思うところでもあります。

それでは、まず、先般の12月議会後の諸般の報告を申し上げさせていただきます。12月18日でありますけれども、福祉計画の策定委員会を開催しております。今年は、地域福祉計画並びに介護保険計画並びに子ども・子育て事業計画、そして、障害者福祉計画、4つの計画を福祉のほうは策定をする年となっております。後ほど地域福祉計画につきましては、お示ししたいと、議案としてお示しすることになりますけれども、また、介護保険計画につきましては、新たな第1号保険者の介護保険料が決定しておりますし、子ども・子育て事業計画につきましては、今回、大きくその制度がですね、待機児童も対策としての制度が変わっております。それに伴いまして、保育料が変わるというようなことでありました。そういうことの計画を策定する年でありまして、3回ないし5回にわたりまして策定委員会を開催をしまいいっております。

それから、12月19日でありますけれども、ダムによらない治水を検討する場、いわゆる川辺川ダムが現在もろもろの意志によりまして、つくらないというようなことでもあります。ただ、それをつくらないことを前提としながら、その治水の

安全度と言いますか、をどう上げるかを、ここ数年と言いますか、5、6年ずっと続けたきたわけでありましてけれども、各関係の球磨川流域の市町村からの意見を聴取する中で対策を立てて、ある程度の結果を見たところ、現在の安全度が5分の1から10分の1だというような結果に至っております。いわゆる5年に1回から10年に1回の水害にしか耐えられない計画であったというようなことでありまして、新たな治水の計画をつくる場に移行しようじゃないかという知事からの提案がございました。受けて、新たな治水を検討する場を熊本県と国土交通省と、いわゆる技術のほうで治水安全度を20分の1から30分の1に上げていく作業に移るといような経過であります。従いまして、12月19日は、この検討する場を閉めるという打ち合わせがありまして、受けて、2月3日にダムによらない治水を検討する場を閉じさせてもらったというようなことであります。もちろん流域の、特に人吉、球磨村を中心とする水害を受けられる方、それから、五木村の再建をどうするかという課題の中に、引継ぎはしっかりと受け継ぎながら、20分の1から30分の1の安全度対策が練られるということに相成っております。

それから、12月21日は、球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が開催されました。山江村は12位という結果でございました。

そして、12月24日でありますけれども、山江村の社会福祉協議会の役員会が開催されまして、この日から、私、山江村の社会福祉協議会長に就任をさせていただいております。地域福祉と言いますか、地域での実践の場の福祉協議会として、また皆様方の力をお借りしながら、尽力してまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それから、1月4日、成人式、1月6日が出初式等々がっております。

それと、1月14日、定住自立圏形成協定につきまして、調印式を人吉のほうで行わせてもらっております。定住自立圏形成協定と申しますのは、人吉市と球磨郡の町村が、それぞれに協定をすると。調印をしながら協定を結ぶというものでございます。これに対するメリットは、1,500万円の特別交付税が交付されるというようなメリットもあるわけであります。当初は普通の日常のと言いますか、業務を定住自立圏の事業に充てておりますけれども、今後、人吉市と山江村、本村が事業を起こすということがあるとするならば、その折りに、また計画をつくり、調印をし直さなくてはならないといようなことになりまして、当然、議会にもその議決を得ながら調印をするという運びになるわけでございます。

それから、1月19日でありますけれども、平成27年度の管内の軸事業要望といたしまして、球磨郡の町村長と一緒に27年度の事業につきまして、国会議員並びに関係省庁に要望陳情に出向いております。本村からは、4件の道路事業の要

望事項がございました。加えて、新しくですね、村営住宅を、今回、西川内のほうに整備をするということで計画しておりまして、その補助金につきまして、ぜひ手当をお願いしたいと。急々ではあったわけでありましてけれども、27年度に造成工事、28年度に建築工事ができるような予算措置をお願いしたいと要望を加えてしてきたところでございます。

それから、1月27日は、株式会社やまへの経営診断を実は行わせてもらっております。経営診断士、これは東京の方、ちょっと決算書を5年間分お渡しをしております、その経営診断の結果をお伺いをしたところでございます。

次に、2月6日でありますけれども、山江村の商工会地域問題懇談会に参加をさせてもらっております。商工会におかれましては、非常に地域経済が難しくなる一方である中であって、何とか、もろもろの事業を起こしたいということで、頑張ってもらっております。特に、今、栗のプロジェクトを立ち上げてもらっております。要するにコミュニティービジネスと言ってありますけれども、要するに集落が持つお付き合いの中から、それが、仕事としてつながっていかないか。要するに、誰かが農地を栗の樹園地を管理しながら、その方に土地の貸し借りをしながら、また、手がある方はそこに勤めに行きながら、ある意味ではですね、年金プラスアルファのお金をもらえないかというような事業についてもですね、今、調査研究を商工会のほうで取り組んでもらっているところでございます。

それから、2月19日でありますけれども、平成26年度の熊本県農業コンクール受賞祝賀会があさぎり町のポッポ館で行われましたので参加をいたしました。本年度は時代の駆むらやくばのもろもろの取り組みがと言いますか、ツーリズムの取り組み、そして、地産地消と言いますか、山江村の食材を使いながらの食事の提供というのが認められまして、今回受賞をされております。その件もありまして、私も祝賀会に出向かせていただきました。

それから2月22日でありますけれども、関西地区の丸岡会のほうに参加をしてまいりました。本村並びに近隣市町村の関係者の方も参加され、こちらから40名程度の参加でございました。総勢で130名を超える方々が大阪帝国ホテルにお勤めの村の出身者がおられますので、いろんな御配慮、手配をいただきまして、帝国ホテルでやったということでありました。非常に、乾杯をしたあと、本当ににぎわったということではありますが、やっぱりこちらから出かけられた方は、心のどこかに、やっぱりふるさと山江村を思っていらっしゃいまして、何らかの形で協力もしたい、また頑張って村づくりと言いますか、高齢化で大変だろうけれども踏ん張ってくれというような激励の言葉をいただいたりもしてまいりました。

それから、2月24日におきましては、地域公共交通のプロジェクト委員会をス

ターゲットさせております。

2月26日におきましては、つつじ祭り、夏祭りの実行委員会を開催いたしまして、本年度つつじ祭りにつきましては、4月19日に開催をすることに決定をしております。前の週が、実は、県議会議員選挙の執行される日でありまして、その19日の翌週は、統一地方選挙の執行される日でありますので、4月19日、上手に花が咲いてくれることを祈っているところでございます。

それでは、以上で諸般の報告を申し上げまして、新年度でありますので、予算の提案もさせてもらっておりますので、少しだけ時間をいただきまして、施政方針について申し上げさせていただきたいと思っております。

27年度の政府の予算につきましては、総額9兆3,420億円であります。過去最大の予算が組まれたと言われておるわけでありましてけれども、我々、特に関係します地方財政への対応でありますけれども、地方交付税が1兆6,754.8億円でございます。昨年よりも0.2%交付税は減りました。ただ、別枠加算として、特別交付税分としてですね、さらに2,300億円の加算がなされておりました。一定額の確保は例年並みの確保はできたと、一安心をしているところであります。

それから、今、声高に地方創生が叫ばれておりますけれども、その地方創生関連の予算といたしまして、「まち・ひと・しごと」創生事業費が創設をされております。地方財政の計画に1兆円の27年度は予算化がされておるところでございます。そして、特徴的なものを申し上げますと、地域おこし協力隊、要するに、都市部に住む人が、またその地域の出身者が帰ってくる手段としてですね、技術を持った人が地域に帰って、自分、都会でいろんな培ったノウハウを地方に生かすということ、これを拡充したいというようなことを、何度も何度も政府のほうは言っております。その予算が1億9,000万円を計上してございます。そして、特産品の販売、それから販路拡大等々のふるさと名物応援事業として16億円の予算計上を別途なされているわけでありまして。この予算が多いか少ないかは別にしましても、積極的にこういう予算を活用しながら、今後、本村としても事業をつくっていく、動いていくということは、当然単独での事業を行うよりも国の補助事業を活用させてもらいながら、ある意味では大きく動いていくというようなことができるということでもありますので、しっかり視野に入れながらの事業を組み立てることが肝要だろうということを思っているところであります。

そういうことを、そういう中において、本村の対応でありますけれども、山江村の「まち・ひと・しごと」総合戦略を策定しなくてはいけないという年でもあります。今後5年間の基本計画をつくるということになるわけでありまして。特に、人口

の動きがどうなるのかということに配慮をしながらの今回は地方創生絡みの計画でございますので、その事業を行うことによって、人口がどのように変化をしていくのかまでしっかりと計画に盛り込んだ上での計画をつくりなさいということであり、そういうことの中でメニューといたしましては、活性化の拠点としての総合公園の整備に乗り出したいと思っております。前回の議会でも質問がありましたけれども、27年度に基本計画をつくりまして、28年度に実施計画をつくり、設計を行い、29年度、前倒しがあるとするなら、28年度中には一部着工ができるのではないかと考えているところでございます。それから、福祉、教育、産業を引くくめたところでの山江未来塾を開設したいと思っております。とりあえず、ソフト事業を開設しながら、村民の方々を含めた実践を基にした塾の運営をしながら、将来の仕事として結び付く仕事を、仕組みをつくっていきたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、地方創生の動きは、増田さんが言った地方創生会議による2040年には消滅してしまう可能性のある市町村として、山江村も拳がっているわけであり、人口減少問題に対してどのような事業を打っていくか、対策を打っていくかということが求められておるわけであり、ある意味では、全国の市町村がこのことに対して一気に動きますので、そういう意味では地域間競争でもあり、各市町村の知恵比べでもあろうかと思っております。そういう中にありながらも、しっかりと働く場をつくるということにつきまして、農林業の先ほど国の話はしましたけれども、法人化の取り組みは、今から始めなければ、将来山江村の田畑、栗の樹園地は守っていけない、待ったなしの状況にあろうかと考えているところでありますし、先ほど商工会、疲弊しながらも頑張っておられるということでもありますけれども、今ある商工業のそういう地域内で頑張っておられる産業を守るということも、企業誘致以上に大切なことでもございまして、そのことにつきましてもメニューをそろえていきたいと思っております。もちろん、働く場、企業誘致につきましては、立地につきましては、即効性がありますので、企業誘致につきましても引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

現在1件の工場が、ペットボトルを破碎しながら、破碎したペットボトルを溶かして、花のプランターとしてリサイクルするんだというような工場の申し出がいただいているところであります。議員の皆さん方は現地も、水俣の現地も見にいらしたということでもありますけれども、もろもろの事業計画等々が今後出てこようかと思っておりますので、しっかりとした打ち合わせをしながら、進出協定までこぎ着ければというようなことも思っておりますし、最近になって、ある医療法人がですね、山江村に進出したいというような申し出がございました。山江村は、熊本県内唯一の無医村でございます。ある意味ではですね、その医療機関を呼びますと、医療費が

高くなるという部分もあるわけでありませけれども、逆に、医療機関、お医者さんと呼んで、ふだんの健康状態をしっかりとケアをしますと言いますか、見ていくと言いますか、また、村民の高齢者の方々、そういう不自由な方々としっかりとコミュニケーションを取ってもらうことによってですね、医療費削減のほうを目指すことはできないかというようなちょっと話をしていければと思っているところであります。

それにまして、観光交流事業を進めて、活力ある、魅力ある地域もつくっていきたいとも思っておりますし、定住化としての、先ほど申し上げました村営住宅を西川内のほうに整備していきたい。また、北永シ切住宅団地のほうのですね、払下げを、希望者の方には随時行っていきたいと。払下げを行うということは、山江に永住をしてもらうということにもつながります。加えて、山江に土地を求められる方々、また公営住宅が空いていませんかという問合せ、申し込みも多くきておりますし、また住宅地をお探しの方もおられるわけでありませ。まさに2040年問題に即決することでありませるので、定住促進としての空き家を調査しながら、空き家バンクと言いますか、当然、譲っていいという方もおられますから、そういう意向調査をしながら、行政が、役場が中に入って、空き家の斡旋あたりもやっていきたいと思っておりますし、ゆくゆくは公営住宅に引き続き、分譲住宅地の造成に向けても動き出したいと思っておりますのでございます。

あと、農林水産物、やはり、外に物を売るというのは、新しい産業を1つずつ作るということでありませ。栗もそうでありませけれども、現在、ユズのブランド化の事業を県の補助事業をもらって進めておるところでありませ。具体的に言いますと、27度でユズを乾燥させましてですね、27度という温度は栄養分が抜けない、風味が抜けない温度だそうでありませ。そういうことを提唱されていると言いますか、発見された方、山際シェフを福島からお呼びいたしまして、ユズのみならずですね、様々な農林産物を乾燥させて、あるところは粉末にさせて、混ぜて調味料にしたりというようなことも含めて、今、商品開発を取り組んでおるところでありませ。

あとは、学校給食費を無料化にいたしましたけれども、食材を村内の地産地消としての食材を提供する仕組みもつukらないといけないと思っておりますし、公共交通プロジェクトをスタートさせたとはいえ、高齢者の方々、まだ生活の手助けが必要な方は多数おられるわけでありませ。公共交通体系を見直す必要があるということでありませから、まるおか号、福祉タクシーを始め、お年寄りの方々、また交通の便に非常に困っているの方々のための交通体系も、今後、座談会、アンケート調査を交えながら進めていきたいと考えているところでございます。

それから、もう1点、昨日も、実は、岐阜のほうで震度4の地震が起きたというふうにニュースで流れております。山江村90%で山で危険地帯が数多くございます。今の雨の降り方といいますか、1時間に100ミリを超えるような雨の降り方をするわけでありまして、100ミリ超えたら、どの地域でも、どのような災害があるのか、あってもおかしくないというような状況の中、また御嶽山が火山噴火をした。いろんな災害を加えて、鳥インフルエンザ、口蹄疫等々の問題もどこから降りかかってくるか分からないというような状況がございます。そういうことも含めて、しっかり村民の安心安全な生活を守るという観点から、危機管理に対してのちょっと整備をしっかりとしなくちゃいけないというような考えを持っております。防災マップを各地域ごとにつくる、また万江地区のほうは消火栓がちょっと道路の地下に埋設してありまして、現実的に高齢者の方々が残られながら、消火栓が本当に使えるのかどうかというようなことも考えますし、そういうことも含めて、総合的に危機管理体制を充実させないといけないなと考えながら、27年度のうちにですね、そういう課題を洗い出したいとも考えているところでございます。

最後になりますけれども、私は、この地方創生を文字って、山江創生元年と位置づけております。また、そういう話もさせてもらっております。今後5年間の、いわゆる総合戦略を策定するということではありますが、よくよく考えますと、5年後は山江村制130周年を迎えます。村長室の前にあるタイムカプセルを見てみますと、5年後2020年、平成31年3月31日にタイムカプセルを開けなさいというようなことも書いてあります。また、国のほうでもですね、2020年は東京オリンピックが再び開催される年でもございます。いわゆる昭和の東京オリンピックがそうでありましたとおり、いろいろな経済効果等々がございます。特に、地方にも2020年に向けての東京オリンピック開催については、いろんな波及効果が出てこようかと思うわけでありまして、そういうことも意識しながら、総戦略もつからないといけないんだろうと思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、山江村の活性化に向けて、村民の方々の幸せの実現に向けて、政策課題を全力で取り組んでいきたいと考えております。山江村の老いも若きもと言いますか、子どもたちを含めた方々が、それぞれ夢を持ちながら希望をいただき、安心して暮らせる山江村のあり方を今一度考える時代が来ていると。そういう山江創生元年が来ているんじゃないかなと思うわけでございます。村民の方々の負託に応えるために、また政策実現に向けて、精進努力していく覚悟でございます。議員並びに村民の皆様方のご理解と御協力を、改めて申し上げまして、施政方針のあいさつとさせていただきます。

本日は、議案30件提案させていただくわけでありまして。どうぞ、どの議案とも

慎重にご審議いただきながら、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げまして
あいさつといたします。大変ありがとうございました。

議長（松本佳久君） これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

開会宣言

議長（松本佳久君） ただいまから、平成27年第1回山江村議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、6番、秋丸安弘義議員、7番、原先利且議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告を求めます。

4番、岩山正義議員。

議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。

それでは、ご報告いたします。平成27年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月24日の午前9時30分から、議会委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、本定例議会全般について協議いたしております。日程を決定しておりますのでご報告申し上げます。

会期につきましては、本日4日から13日までの10日間としております。本日開会、提案理由の説明としておりますが、議案第1号から議案第7号につきましては、先議することとしておりまして、提案理由の説明・質疑・討論・表決を行い、その後残りの議案について提案理由の説明を行い、散会することとしております。

5日は休会で、午前9時から議案審議、6日は休会で同じく午前9時から現地調査を行うことにしております。7日、8日は休日、9日から11日までの3日間は休会で議案審議としております。9日目12日は一般質問で、終了後散会としております。なお、7名の議員から通告が出ております。発言順序は通告順で、時間については、質問、答弁を含めて60分としております。10日目13日に質疑・討論・表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

- - - - -

日程第3 議案第1号 平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）

議長（松本佳久君） 次に、日程第3、議案第1号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第1号について説明申し上げますが、先ほど、議運の岩山委員長より話がありましたとおり、国の2月の補正に伴う前倒し事業が含まれております。青年就農給付金が225万円、社会資本整備事業が1,773万円。従いまして、事業執行のために、本日補正予算の決定までお願いするということですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成26年度山江村の一般会計補正予算（第7号）は次によるところにするというものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,630万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,293万1,000円とするものでございます。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、具体的に、総務課長のほうから申し上げます。

議長（松本佳久君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、議案第1号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

補正前の額30億6,924万円から2,630万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を30億4,293万1,000円とするものです。

補正の内容についてご説明いたします。歳入は、国庫補助金の臨時福祉給付交付

金 3 9 7 万 1 , 0 0 0 円、社会福祉整備総合交付金 2 2 7 万 5 , 0 0 0 円、繰入金の財政調整基金 2 , 0 0 0 万円、起債の道路橋梁費債 1 , 2 7 0 万円、消防施設費債 7 5 0 万円の減額が主なものとなっております。歳出は、臨時福祉給付金事業 4 0 0 万円。歳出は、臨時福祉給付金事業 4 0 0 万円、老人福祉費の老人福祉施設措置費 5 6 5 万円、介護保険繰出金 6 3 1 万 5 , 0 0 0 円、健康増進事業の健診委託料 3 5 4 万円、消防施設費の 7 5 0 万円の減額と、財政調整基金の積立金 9 3 9 万 6 , 0 0 0 円、社会資本整備事業費 1 , 7 5 5 万円の増額が主なものとなっております。

地方債の補正につきましては、限度額を 2 , 7 6 8 万 3 , 0 0 0 円減額し、1 億 7 , 6 3 0 万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第 4 議案第 2 号 平成 2 6 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）

議長（松本佳久君） 次に、日程第 4、議案第 2 号、平成 2 6 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第 2 号についてご説明申し上げます。平成 2 6 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）でございます。

平成 2 6 年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 6 万 6 , 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5 , 2 5 1 万 7 , 0 0 0 円とするものでございます。

2 . 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長のほうからご説明申し上げます。

議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第 2 号について説明いたします。

これは、補正前の額 5 億 5 , 0 9 5 万 1 , 0 0 0 円に 1 5 6 万 6 , 0 0 0 円を追加し、総額 5 億 5 , 2 5 1 万 7 , 0 0 0 円とするものであります。

1 ページをお開きください。

歳入は、一般会計からの繰入金 1 8 6 万円の追加が主なものであります。

2ページをお開きください。

歳出は、保険給付費558万円の追加、保険事業費150万5,000円の減額が主なものであります。

以上でございます。

日程第5 議案第3号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第5号)

議長(松本佳久君) 次に、議案第3号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第5号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第3号についてご説明申し上げます。平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第5号)でございます。

平成26年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算(第5号)は、次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,933万円とするものでございます。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長(松本佳久君) 白川課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第3号について説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入につきましては、財産運用収入、これにつきましては簡易水道事業財政調整基金の利率の低下による減額でございます。

補正前の額から補正額を減額し、歳入合計1億5,933万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、主なものは、簡易水道施設運営費の水質検査料及び公用車リース料の契約確定後の不用額の減額でございます。

歳入歳出合計、補正前の額から補正額を減額し、1億5,933万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

日程第 6 議案第 4 号 平成 2 6 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 5 号）

議長（松本佳久君） 次に、日程第 6、議案第 4 号、平成 2 6 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 5 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 4 号についてご説明申し上げます。平成 2 6 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 5 号）でございます。

平成 2 6 年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 5 号）は次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2．歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議案第 4 号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

歳入。歳入合計、既定の額の 1 億 5, 4 0 7 万 3, 0 0 0 円でございます。

2 ページをご覧ください。

歳出につきまして、主なものでございますけれども、総務管理費の消費税確定に伴う不用額の減額。それから、農業集落排水施設管理費の管路工事に係ります測量設計委託等の実施に伴う不用額の減額でございます。

歳出合計、既定の額の 1 億 5, 4 0 7 万 3, 0 0 0 円でございます。

以上で説明を終わります。

日程第 7 議案第 5 号 平成 2 6 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）

議長（松本佳久君） 次に、日程第 7、議案第 5 号、平成 2 6 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 5 号についてご説明申し上げます、平成 2 6 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）でございます。

平成 2 6 年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ5,939万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,963万9,000円とするものでございます。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第5号について説明いたします。

補正前の額4億9,903万4,000円から5,939万5,000円を減額し、総額4億3,963万9,000円とするものであります。

1ページをお開きください。

歳入は、介護保険料816万7,000円、国庫支出金1,194万6,000円、支払基金交付金2,130万5,000円、県支出金1,154万9,000円、一般会計からの繰入金631万5,000円の減額が主なものであります。

2ページをお願いします。

歳出でございますが、保険給付費4,697万1,000円、地域支援事業費、これは介護予防事業費が主なものですけども、252万円の減額が主なものであります。

以上でございます。

日程第8 議案第6号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第3号)

議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第6号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第6号につきましてご説明申し上げます、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）でございます。

平成26年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）は次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明いたします。

議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、議案第6号について、内容をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入につきましては、補正額はございませんで、既定の額の4,367万6,000円でございます。

次に歳出でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、一般管理費の業務請負委託料、これはスタッフの人件費でございますけれども300万円減額。それから、2のケーブルテレビ事業につきましては、点検委託料など合計210万円を減額。合計の減額分510万円を予備費へ計上するものでございます。

以上、歳出合計は、既定の額の4,367万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

- - - - -

日程第9 議案第7号 平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算
(第2号)

議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第7号、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第7号についてご説明申し上げます、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）でございます。

平成26年度山江村の特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明いたします。

議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、議案第7号の内容についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入につきましては補正額はございませんで、既定の額の総額を220万4,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

款1、工業団地造成事業費でございますが、工業団地造成事業費の修繕料50万円、委託料60万円の不用額、合わせまして110万円を減額。予備費、2、予備費でございますが、不用額の110万4,000円を減額いたします。合計の減額分220万4,000円を繰出金へ計上するものでございます。以上、歳出合計は、既定の額の220万4,000円でございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 以上で、先議依頼のありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ここで、議案検討のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、暫時休憩とします。

再開時間を午後1時といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午後 1時05分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

先議依頼のありました議案第1号から議案第7号について、議事日程順に質疑・討論・採決をいたします。

発言については、会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。

なお、3回を超える質疑の場合は、第54条但書を適用いたします。

日程第3、議案第1号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番、岩山正義議員。

4番（岩山正義君） それでは、議案第1号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）について、1点だけ質疑させていただきます。

ページは8ページでございますが、款1、村税、項2、固定資産税、節2、滞納繰越金でございますが、45万円減額に、この45万円減額についてお尋ねいたします。減額前は、前年度予算より20万円少ない120万円の予算でありましたが、今回の減額によりまして、合計が75万円に、この滞納分がですね、なると思います。これは、滞納繰越分、過年度分ですね、その繰り越しの調定額は、調定額の1割にも満たない、この120万円は額でございます。75万円ということになれば、前年度徴収額よりですね、30数万円の収入源で、近年の3、4年では、最も低い徴収額になると思われそうですが、過年度分の出納閉鎖まで、残すところ18日ですので、総力を挙げて滞納整理に当たられると思いますが、最終的にですね、26年度の最終、この固定資産税の徴収額をどれだけ見ておられるかお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） では、議員の質問にお答えさせていただきます。当初予算で、調定額が1,200万円ありまして、歳入予定を10%の120万円として計画を立てておりました。ところが、近年の社会情勢の中で、厳しい中、収納に行っても取れない状況が続きまして、最終的に、現在収納額が74万円程度でありますので、今後収納額が余り見込みがありませんので、75万円に減額をさせていただきました。

以上です。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 今、徴収額が74万円ということでございますが、75万円ということになれば、あと1万円取れば到達するわけですけどですね。まだ18日残っているということではですね、徴収可能な金額も大分あるんじゃないかと思っております。

税の未収金を少なくするためですね、数年前から滞納整理の技術の向上と法律に基づいた滞納処分を行い、徴収率の向上に努めていくということで、県や隣接町村の職員による併任徴収を実施しておられますが、固定資産税に限ってかもしれませんが、この効果がですね、数字的にみればですね、あんまり上がっていないように私は感じております。これは、先ほど、いろいろ不景気とあると思いますが、ほかにどんな原因があるのか、また、徴収率向上をどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） 最初の質問は。えっと。

議長（松本佳久君） 併任徴収。

税務課長（福山 浩君） 併任徴収におきましてはですね、住民税を中心に、一応徴収を行っております。それで、現在のところ、それに付随して固定資産税もある程度は徴収を行っておりますが、中心的には住民税が中心ですので、固定資産税はなかなか集まらない状況であります。

それと、今後のですね、徴収についてですけど、現在一応検討中ではあります。1つの案としまして、各課長に協力をいただきましてですね、夜間徴収のほうもやっていきたいと、今計画中であります。

以上です。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 併任徴収は、住民税を中心ということでございますが、住民税を中心に徴収に回られるかと思いますが、そういったノウハウをですね、一緒に回ったノウハウと言いますか、そんなのを自分たちが吸収してですね、そして、ほかの税も固定資産税も国保税とかありますけど、軽自動車税、それには、まだ活用、活用と言いますか、しておられるかどうかと、また、どれくらい今までですね、時間内徴収が基本でしょうけどですね。こういった切羽詰まったときは、時間外の徴収も税務課の職員の方は今までもですね、今もでしょうけど、一生懸命やっておられると思いますけど、そういった努力の一端を聞かせてもらえればと思います。

議長（松本佳久君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） 徴収につきましてはですね、現在1名の担当職員を中心に行っているところであります。今職員は1名減みたいな感じで、徴収を従来は2名で回っていた状況でしたけど、今現在は1名を中心に徴収を行っているところであります。税務職員で足りないところにつきましては、健康福祉課の職員をお借りしまして徴収を行っております。

以上です。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 3回目ですけど、先ほども言いましたが、まだですね、出納閉鎖が今年度分は3月31日だろうと思います。18日あるんだからですね、税は、村民の多くの方が納期内納入であると思います。一部の滞納者の方に対しての滞納徴収ということになりますが、先ほど言われましたが、税務課の職員及び担当する職員はですね、徴収の苦勞はよく分かります。そういったことでございますが、納税は国民の義務でございます。また、自主財源も少ないですね、本村でございますので、どうぞ徴収にはですね、力を入れていただきたいと思います。そして、理想

はですね、100%が理想でしょうけど、そういったことは不可能ですけど、なるだけ近づくようにですね、努力していただければと思っております。

終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第1号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第2号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第3号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第4号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第5号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 8、議案第 6 号、平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第 9、議案第 7 号、平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 7 号、平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 10 議案第 8 号 山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、議案第 8 号、山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第 8 号についてご説明申し上げます。

ただいま、山江村工業用地等造成特別会計を御決定いただいたということであり、ますけれども、特別会計にありましたとおり、220 万円をすべて繰出金に組んであります。従いまして、一般会計にすべて受け入れるということであり、その関連の議案でございます。山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条

例の制定についてでございます。

山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出であります。先に、今、しゃべりましたとおり、これは、平成22年に設置しまして、当時工業用地として適地を認め、県の補助金を受け入れて用地整備をしようとしていた土地がございました。ただ、それが流れておりまして、今はこれまでに買収してきました工業用地等の整地や既存施設の撤去、工業用地としての事業を行ってきたということでありまして、ただ、事業の予算も220万ということでありまして、事業が完了したということもあります。また、土地開発基金も別途持っているわけでありまして、そういう折りにも、また特別会計を設置するというようなことになろうかと思っておりますけれども、当分の間、この特別会計は事務を煩雑化するだけでありまして、その意味の重きをなしていないということもあり、先ほどお認めいただきましたとおり、廃止する条例をここに制定させていただくものでございます。

日程第11 議案第9号 山江村学校林条例を廃止する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第9号、山江村学校林条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

山江村学校林条例を廃止する条例の制定についてでございます。

山江村学校林条例を廃止する条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出であります。提案理由でございます。本条例のようなどちらかという現状に則していない条例につきましては、逐次整理をさせてもらっているということでもありますし、そういう指示もしているところでありました。ただ、今回学校林は、既に平成18年6月2日に村有財産の引渡しが山江村になされております。従いまして、この条例自体が浮いていると言いますか、いわば意味をなしていないというような条例がありましたので、この際に提案させてもらうというものでございます。

1枚開けてもらいますと、山江村学校林条例を廃止する条例でありまして、条例（昭和30年条例第2号）は廃止するものとするものでございます。

以上でございます。

日程第 1 2 議案第 1 0 号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 0 号、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第 1 0 号についてご説明申し上げます。

山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてでございます。

山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例を、別案のとおり制定するものとするということでございます。

本日提出でございます。

提案理由でありますけれども、冒頭、ちょっとあいさつの中で述べさせていただきましたけれども、子ども・子育て支援法が施行されまして、これに伴いまして、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者負担額を定める必要が出てまいりました。従いまして、今回提案をさせていただくということでございます。

主な内容としてはですね、保育所等の利用者負担額、保育料ですね、を定めなければならなくなりまして、条例を制定する必要があったために提案をさせていただくというものであります。子ども・子育て関係の事業計画を策定するに当たり、会を何度となく開催をしてきたところでありますけれども、心配しておりました保育料がどのようにこの支援法の施行によって動くのかなと思っておりましたところ、本村におきましては、従来どおりの保育料の設定ということで落ち着くというようなことでございます。付け加えてご説明申し上げます。

- - - - -

日程第 1 3 議案第 1 1 号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 1 号、山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 1 1 号についてご説明申し上げます。

山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を、別案のとおり制定させていただくものでございます。

本日提出であります。

提案理由であります。介護保険法の一部改正に伴いまして、指定介護予防支援事業者の基準及び要件を定める必要があるため、提案させていただくものでございます。

開けてもらいますと、ひな形の条例を挙げておりますけれども、中身の主なものを申し上げますと、地域包括支援センター等が作成する介護予防サービス計画書の作成費用を請求申請をしまっておりまして、そういう申請をするに当たり、申請できる事業者の基準を定めたものでございます。

以上でございます。

日程第14 議案第12号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第12号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の制定についてでございます。

山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例を、別案のとおり制定させていただくものでございます。

本日提出でございます。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正に伴いまして、地域包括センターに関する基準を定める必要があるということでございますので、提案させていただきます。

1枚開けてもらいますと、中身がございましてけれども、主なものを申し上げますと、地域包括センターの基本方針と配置する職員の員数等の基準を定める条例の制定でございます。

以上、ご説明申し上げます。

日程第 1 5 議案第 1 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 5、議案第 1 3 号、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 1 3 号についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整理に関する条例を、別案のとおり制定させていただくというものでござ
います。

本日提出でございます。

提案理由でありますけれども、今回、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確
保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速的な危機管理体制の構築、首
長との連携強化を図るといようなことに伴いまして、地方教育行政制度が大き
く、今回 4 月 1 日から変わります。教育行政の責任の明確化が問われております
し、それから、総合教育会議を設置し、大綱を策定しなくてはいけないというふう
になります。その中身については、首長が総合教育会議を設けて、首長が会議を招
集して、大綱について定めるといようなことになるわけでございます。そういう
大きな地方教育行政が変わったということに伴いまして、山江村におきましては、
要するに、関係条例の整備に関する条例を提案させていただいたということであり
ます。その中で、教育委員長がなくなりまして、教育長が首長の任免委員になりま
す。もちろん議会の議決が要るといことであります。従来でありますれば、教育
長は教育委員として議会のほうで御決定いただき、教育委員会の互選で教育長を選
ぶ。教育委員長を選任するといような、任命するといようなことでありました
けれども、教育委員長がなくなりまして、教育長を、私のほうが、首長のほうが任
命して議会に諮るといような制度に変わりました。

従いまして、第 2 条にありますように、教育委員長という職が抜けました。伴い
まして、第 3 条で教育長の部分の旅費を、村長、教育長として改めさせていただ
くといことでございます。

ただし、この教育行政の大きな改正条例でありますけれども、経過措置が設けら

れております。いわゆる教育長の任期中はですね、経過措置として、従来の形を取るといようなことでもあります。他町村の例を見ますと、教育長が3月31日まで、3月いっぱい終わるところは、この新しい法律によりまして運用するといようなことになるわけでありましてけれども、ほとんどの市町村は経過措置を取りながら、任期中は現体制のままですね、行くといようなことでございます。

山江村は、教育長の任期は、来年の9月となっておりますので、従いまして、来年の9月までは経過措置により運用させていただくといようなものでございます。

以上であります。

- - - - -

日程第16 議案第14号 山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第14号、山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村行政手続条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするものでございます。

本日提出であります。

提案理由ありますが、いわゆる上位法であります行政手続法の一部改正がございました。それに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくといようなものでございます。

内容としては、不服申立てにつきましては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであります。今回の改正というのは、行政指導する場合には、書面で根拠となる法令を示さなければならないことが1つございます。そして、法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、中止を求めることができるというのが2つでございます。そして、法令違反の事実を発見すれば、是正のための処分を求めることができるということが3つ目でございます。住民の権利、利益の保護の充実のための手続を整備するとい趣旨のものでございます。

3の3ページを開けてもらいますと、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第17 議案第15号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 17、議案第 15 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 15 号についてご説明申し上げます。

山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村のケーブルテレビ未加入者の加入促進を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案させていただくというものでございます。

内容につきましては、ケーブルテレビの加入につきましては、加入金及び工事負担金を徴収することが規定とされております。平成 21 年の放送開始から、これまでの加入促進を図る観点から、加入金及び工事負担金は徴収して今おりません。従いまして、本条例第 10 条及び第 12 条の例外規定を適用しておるということであり、ただ、今まで加入金、負担金を取っていなかったということに鑑みまして、今後も継続して未加入者の加入促進を図るということもありまして、この条例を改正するものでございます。

1 枚開けてもらいますと、附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

- - - - -

日程第 18 議案第 16 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 18、議案第 16 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 16 号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出であります。

提案理由といたしましては、3年に1回計画を策定してきました計画策定年度が本年度でありまして、来年度、いわゆる27年度から、また新たに変わるということとありますけれども、その第6期計画策定によりまして、第1号保険者の介護保険料を変更いたしております。それに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるため提案させていただくというものでございます。

開けてもらいますと、もろもろの条例の中身が出てまいりますけれども、かいつまんで申し上げますと、平成27年度から平成29年度の3カ年間でありますが、第6期介護保険計画を策定いたしました。それにより、保険料の基準が、第1号保険者でありますけれども、基準額が4,900円から5,900円に変更となっております。所得段階別の保険料を改正するという必要も出てきておりますので、提案をさせていただくというものでございます。

他市町村の例を見ますと、軒並み介護保険料が上昇しております。上昇する理由としては、やっぱり介護を必要とされる方々がですね、増えてきつつある、増えているということの一言に尽きようかと思うわけでありますけれども、本村の場合は、基金が3,500万円ほどございました。その基金の2千数百万円を充てておりまして、5,900円に今抑えてあるというような現状でございます。

1枚開けてもらいますと、附則といたしまして、施行期日でありますけれども、第1条、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

日程第19 議案第17号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第17号、山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由であります。社会情勢に鑑みまして、さらなる林業の振興及び地域材の需要拡大、並びに利用促進を図るために、条例の一部を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

今までは、店舗併用住宅等々については、地域産材を使いましても補助金対象外ということでありましたけれども、当然、その店舗等々につきましても、地域産材を積極的に使われるということであれば、その効果は認められるというようなことでもあります。また、現在、空き家バンク等々の調査をしておりますけれども、山江村外から移住者等々も想定できるということもありまして、空き家の一部改築や改修についても交付対象とさせてもらうということでもあります。よって、地域材の需要拡大、並びに利用促進を狙っていくものでありまして、そのことが林業振興につながるということで提案させてもらうものでございます。

1枚開けてもらいますと、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

日程第20 議案第18号 山江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第18号、山江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

山江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定させていただくものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でありますけれども、消防組織法第22条の規定に基づきまして、任命に関する規定を見直したということでもあります。よって、今回条例を改正させていただくというものでございます。

中身につきましては、消防組織法第22条と申しますのが、「消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村が任命する」と。「消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て、消防団長が任命する」とありますので、それに準じて村の条例を改正させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

日程第21 議案第19号 議決事項の一部変更について

議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第19号、議決事項の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

議決事項の一部変更についてでございます。

平成19年12月21日、議会の議決を得た、平成19年、議案第65号の一部を下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号第96条第1項第6号）の規定により、議会の議決を求めさせてもらうものでございます。

本日提出であります。

いわゆる保育園民営化によりまして、その運営を、万江保育園につきましては、NPOのほうで運営をしてもらいました。それが、今回社会福祉法人として認可されるということに伴いまして、今回提案をするということであります。

記といたしまして、内容につきましては、万江保育所の土地及び建物、山江村大字万江甲932番地の4、土地が807.50平方メートル、建物が木造平屋建て260.84平方メートル、人吉市瓦屋町字柳川1848番地、特定非営利活動法人ひまわりステーション理事長松本美恵子。保育所の民営化移管による貸付けでございました。土地は、平成20年4月1日から平成50年3月31日まで30年間とする。建物は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とするということで、左の欄の貸付期間は更新することはできるとしておりましたけれども、万江保育所の土地及び建物は同様であります。土地、建物についても同様であります。そのひまわりステーションから、今回人吉市、下段でありますけれども、瓦屋町1848番地の社会福祉法人松美会とお読みするそうであります。理事長松本美恵子に変更させていただくということになります。保育所民営化移管による貸付けは変わりませんが、次の欄の下段でありますけれども、4月1日から変わりますから、その貸付けの期間につきましては、平成27年4月1日から平成50年3月31日までの23年間とすると変更させてもらいまして、建物も同様に、平成27年の4月1日から平成30年3月31日までの3年間とするということになるわけでございます。

以上であります。

日程第22 議案第20号 第3期山江村地域福祉計画の策定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第20号、第3期山江村地域福祉計画の策定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

第3期山江村地域福祉計画の策定についてでございます。

第3期山江村地域福祉計画を、別案のとおり策定するものとする。

本日提出であります。

提案理由でございます。本計画の策定については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定があります。従いまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくということになります。この計画につきましても、お手元にあるかと思えますけれども、何度となく会議を開催させてもらいながら計画書はできあがったということでございます。計画の内容につきましては、議案審議におきまして、十分ご審議願えればと思うものでございます。よろしくお願いいたします。

- - - - -

日程第23 議案第21号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第21号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第21号についてご説明申し上げます。

山江村過疎地域自立促進計画（変更）でありますけれども、認定についてでございます。

山江村過疎地域自立促進計画（変更）を、別案のとおり認定するものとするというものでございます。

本日提出であります。

山江村過疎地域自立促進計画（変更）のについては、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号第6条第7項において準用する）第1項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案するものでございます。いわゆる過疎債を借りる場合に、過疎地域自立促進計画の中にその事業をうたいこまなくてはいけないということでございます。

内容につきましては、1枚開けてもらいますと、いわゆる万江保育園の改修事業でございます。万江保育園改修事業は終わってはおりますけれども、過疎債の事業に該当するというようなことでございますので、今回自立促進計画の中に入れ込みまして、その変更の認定をお願いするというものでございます。

- - - - -

日程第24 議案第22号 村道路線の廃止について

議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第22号、村道路線の廃止についてを

議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

村道路線の廃止についてでございます。

道路法（昭和27年法律第180号第10条第1項）の規定により、次の村道路線を廃止させていただくというものでございます。

本日提出であります。

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

このあとの議案に、村道路線の認定議案が出てまいります。従いまして、この22号におきまして廃止をして、新たに23号で路線を認めていただきたいというものでございます。

場所でありますけれども、1枚開けていただきますと、整理番号1番、道路の種類、その他であります。路線番号244であります。路線名が一丸塔ノ平線でございます。廃止区間でございますが、山江村大字山田字内角197番地先から山江村大字山田字内角207番地先までということで、延長が106.7メートル、幅員につきましては3.2メートルから6.3メートルとなっているわけであります。開けていきますと地図が出てまいります。いわゆる山江保育園の前から、これは塔ノ平線と言いますか、のほうに向かう道路でありますけれども、これが一部住宅地のほうに入り込んでおります。原因につきましては、あとから、この一番上の道路がつくられたということに伴いまして、そのままになっていたということでありまして、今回、22号におきましては、この路線をいったん廃止させてもらいまして、23号で出てきます路線をまた認定させていただくというものにつきましての提案でございます。

日程第25 議案第23号 村道路線の認定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議案第23号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第23号についてご説明申し上げます。

22号で廃止しました路線につきまして、新たに村道路線を認定させてもらうというものでございます。

道路法（昭和27年法律第180号第8条第1項）の規定に基づき、次の路線を村道に認定するものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、整理番号1番、道路の種類がその他、路線番号406と書いております。路線名が一丸塔ノ平線はそのままであります。ただ、認定区間につきましては、山江村大字山田丁内角263の1先から山江村大字山田丁字内角240の1までというふうになるものでございます。延長が108.0メートルであります。敷地の幅員は3.9から8メートルといたしております。1枚開けてもらいますと地図が出てまいります。いわゆる住宅地のほうに入り込んでおりました村道を、真っすぐ塔ノ平のほうにつないで、村道路線として今回認定させていただくというものでございます。

認定の表現につきまして、からとなっておりますので、また非常に大変失礼いたしましたけれども、議案を差し替えさせていただければと思うものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を14時00分とします。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時02分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第26 議案第24号 平成27年度山江村一般会計予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第24号、平成24年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第24号を説明する前に、議案第19号におきまして、いわゆる社会福祉法人の件であります。表中の上段につきまして、名前の理事長を、私、松本恵美子と申したそうであります。ちょっと別人になってしまいますので、理事長松本美恵子さんであります。訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

議長（松本佳久君） 私のほうも、発言を訂正いたします。ただいま私は平成24年度と言ったそうではありますが、これを最初からやり直します。

議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第24号、平成27年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村一般会計予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成27年度山江村一般会計予算でございます。

平成27年度山江村の一般会計予算の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億5,200万円と定めるものでございます。

2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

債務負担行為でございます。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第5条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用であります。

本日提出であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

議長（松本佳久君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、議案第24号、平成27年度山江村一般会計予算についてご説明いたします。

平成27年度当初予算を、歳入歳出の総額、前年度当初に比べ200万円増の28億5,200万円とするものです。

内容についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。歳入は、地方交付税を国の地方財政計画により 0.8 %減と示されたことで、昨年度比 750 万円の減の 15 億 6,250 万円としております。

2 ページをお願いします。繰入金を交付金、補助金が確定していないこと、地方交付税の減額により、昨年度比 6,100 万円増の財政調整基金 1 億 4,600 万円と山江村定住化促進基金 1,800 万円の 1 億 6,400 万円を繰り入れることとし、繰越金を平成 26 年度最終補正予算の 4,717 万 3,000 円と特別交付税の見込みで、昨年度費 8,835 万 4,000 円減の 8,045 万 3,000 円としております。

4 ページをお願いします。歳出です。総務費は、企画総務費、総合公園建設調査費等の委託料 718 万円、選挙費、県議選、村議選、県知事選の 1,081 万 1,000 円、土木費は住宅費、公営住宅建設に伴う設計、用地購入、造成工事費の 4,994 万円、教育費は、教育総務費のデジタル教科書購入、公務用 ICT 機器使用料、タブレット端末リース等の 2,575 万円が主なものでございます。

公債費につきましては、元金が 2,613 万 7,000 円減の 3 億 1,683 万 2,000 円、利子が 395 万 1,000 円減の 3,801 万 4,000 円としております。

7 ページをお願いします。村債につきましては、臨時財政対策債 9,420 万円、過疎債 6,070 万円、公共事業費債 270 万円、公営住宅事業債の 2,580 万円で、昨年度比 1,930 万円減の 1 億 8,340 万円を借り入れ限度としております。

本年度末における地方債の残高でございますけども、99 ページをお願いします。本年度末における地方債の残高は、平成 26 年度末の 31 億 6,715 万 9,000 円に起債見込額 1 億 8,340 万円を加え、償還見込額 3 億 1,682 万 5,000 円を差し引いた 30 億 3,373 万 4,000 円が年度末の現在高の見込額ということになります。

以上で説明を終わります。

日程第 27 議案第 25 号 平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
議長（松本佳久君） 次に、日程第 27、議案第 25 号、平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 25 号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。

平成27年度山江村の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億7,250万円と定めるものでございます。

2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものございまして、(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用といたしております。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長(松本佳久君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第25号について説明いたします。

平成27年度の当初予算を、歳入歳出それぞれ5億7,250万円とするものであります。前年度に対しまして5,250万円の増となっております。

1ページをお願いします。歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金の合計が4億1,135万8,000円で、前年度に対しまして1,475万9,000円の減となっております。

続きまして、市町村国保間の財政の安定化を図るため、国保連合会から交付される共同事業交付金が1億2,950万1,000円で、前年度に対しまして6,608万6,000円の増、続きまして、一般会計からの繰入金が2,944万8,000円で、前年度に対しまして1,43万6,000円の増となっております。以上が歳入の主なものであります。

続きまして、2ページをお願いします。歳出は、保険給付費3億4,429万円で、前年度に対しまして5,44万1,000円の減、後期高齢者支援金等5,865万7,000円で、前年度に対しまして3,60万6,000円の増、介護納付金2,

509万5,000円で、前年度に対しまして289万4,000円の減となっております。また国保連合会に拠出します共同事業拠出金に対しましては、1億3,063万9,000円で、前年度に対しまして5,868万7,000円の増となっております。以上が歳出の主なものであります。

以上でございます。

- - - - -

日程第28 議案第26号 平成27年度山江村特別会計簡易水道事業予算
議長（松本佳久君） 次に、日程第28、議案第26号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第26号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計簡易水道事業予算書でございます。

1枚めくってまいりますと、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。

平成27年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,000万円と定めるものでございます。

2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提案でございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議案第26号について説明いたします。

1ページをご覧ください。歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料につきまして、使用料の増を見込み前年比で102万円増とし、4,975万円とするものであります。次に、繰入金につきましては、前年比で900万円増とし、1

億1,400万円とするものであります。次に、繰越金については、平成26年度補正予算の予備費を見込み、593万1,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出でございます。歳出の主なものは、簡易水道施設運営費に、水源地等の維持、修繕等を計上し、また簡易水道施設整備費に区域拡張調査委託、それから管路敷設の工事設計を計上し、簡易水道事業費を3,330万3,000円とするものであります。公債費につきましては、元金利子の地方債償還費を計上し、1億2,732万6,000円とするものであります。

平成27年当初予算は、歳入歳出それぞれ1億7,000万円とするものでありまして、前年比で1,400万円の増となっております。

以上で説明を終わります。

日程第29 議案第27号 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
議長（松本佳久君） 次に、日程第29、議案第27号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第27号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。

平成27年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,400万円と定めるものでございます。

2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提案であります。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

議長（松本佳久君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議案第27号について説明いたします。

1ページをご覧ください。歳入主なものは、使用料及び手数料、使用者の増を見込み、前年比で134万4,000円増とし、3,575万1,000円とするものであります。次に、繰入金、前年比で700万円の減とし、1億300万円とするものであります。次に、繰越金、平成26年度補正予算の予備費を見込み、504万8,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございます。歳出の主なものは、農業集落排水施設管理費に、排水処理施設等の維持、修繕費等を計上しております。それから、それぞれの処理区、処理施設に管理委託料等を計上し、農業集落排水事業費を5,298万1,000円とするものであります。公債費につきましては、元金、利子の地方債償還費を計上し、8,137万5,000円とするものであります。

平成27年当初予算は、歳入歳出それぞれ1億4,400万円とするもので、前年比で600万円の減となっております。

以上で説明をおわります。

日程第30 議案第28号 平成27年度山江村特別会計介護保険事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第30、議案第28号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成27年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。平成27年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,400万円と定めるものでございます。

2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定めるものでございます。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長(松本佳久君) 平山健康福祉課長。

健康福祉課長(平山辰也君) それでは、議案第28号についてご説明いたします。

平成27年度の当初予算を、歳入歳出それぞれ4億4,400万円とするものでございます。前年度に対しまして2,600万円の減となっております。

1ページをお願いします。歳入でございます。歳入は、保険料7,675万5,000円で、前年度に対しまして482万4,000円の減となっております。続きまして、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の合計が2億9,806万3,000円で、前年度に対しまして1,801万4,000円の減となっております。続きまして、一般会計からの繰入金ですけれども、6,799万9,000円で、前年度に対しまして306万7,000円の減となっております。以上が、歳入の主なものであります。

2ページをお願いします。歳出でございます。歳出は、総務費749万8,000円で、前年度に対しまして109万5,000円の減となっております。保険給付費4億1,220万1,000円で、前年度に対しまして2,464万6,000円の減となっております。地域支援事業費、いわゆる介護予防事業費ですけれども、1,643万2,000円で、前年度に対しまして88万2,000円の減となっております。以上が、歳出の主なものであります。

以上でございます。

- - - - -

日程第31 議案第29号 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

議長(松本佳久君) 次に、日程第31、議案第29号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第29号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

1枚開けていただきます。平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。平成27年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,250万円と定めるものでございます。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定めるものでございます。

本日提出であります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第29号につきましてご説明いたします。

平成27年度の当初予算を、歳入歳出それぞれ3,250万円とするものでございます。前年度に対しまして、50万円の減となっております。

1ページをお願いします。歳入は、後期高齢者医療保険料1,601万円で、前年度に対しまして30万8,000円の減、続きまして、一般会計からの繰入金1,609万4,000円で、前年度に対しまして35万4,000円の増となっております。以上が、歳入の主なものであります。

2ページをお願いします。歳出でございます。歳出は、後期高齢者医療連合会に対する納付金が主なものでありまして、3,186万6,000円で、前年度に対しまして21万3,000円の増となっております。

以上でございます。

- - - - -

日程第32 議案第30号 平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第32、議案第30号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。

平成27年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,500万円と定めるものでございます。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は600万円と定めるものでございます。

本日提出であります。

内容につきましては、企画調整課長より説明申し上げます。

議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、議案第30号について、内容をご説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入、款の1分担金及び負担金1,000円、これは加入負担金でございます。それから、2使用料及び手数料、これにつきましては、ケーブルテレビ及び光ケーブルのですね、使用料でございます。それから手数料のほうは、督促手数料等でございます。3繰入金、これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。3,500万円を計上いたしております。4繰越金、前年度からの繰越金でございます。649万3,000円を計上いたしております。5諸収入、雑入を計上いたしております。1,000円を計上いたしております。

以上、歳入合計6,500万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1総務費、1総務管理費、これにつきまして、ケーブルテレビセンターの運営に関する旅費、事務費、委託料、委託料人件費でございますけど、などを計上いたしております。1,162万9,000円を計上いたしております。2ケーブルテレビ事業費、1ケーブルテレビ事業費5,268万5,000円を計上いたしております。ケーブルテレビ事業費、施設の管理費を計上いたしております。電気料、通信運搬費、点検委託料、電柱共架料などがございます。4予備費、予備費68万6,000円を計上いたしております。

以上、歳出合計を6,500万円とするものでございます。

本年度の予算額が、昨年度に比べまして2,300万円増の154%となっておりますけれども、これにつきましては、IP告知端末及びインターネットのセンターサーバーのオペレーションシステムのサポートが本年度をもって終了いたしますので、IP告知端末等の改修を行うことにより増でございます。

以上、議案第30号についてご説明でございます。

議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を14時45分とします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第33 議員派遣の件

議長（松本佳久君） 次に、日程第33、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決が必要であることから、会議既読第126条の規定により提案するものであります。

議長（松本佳久君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、本日は、代表監査委員木下久人にも出席していただいております。ありがとうございました。

本日は、これで散会いたします。お世話になりました。

散会 午後2時46分

第 2 号

3 月 1 2 日 (木)

平成27年第1回山江村議会3月定例会(第2号)

平成27年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 西 孝 恒 君	2番 谷 口 予志之 君
3番 中 竹 耕一郎 君	4番 岩 山 正 義 君
5番 田 原 龍太郎 君	6番 秋 丸 安 弘 君
7番 原 先 利 且 君	8番 松 本 佳 久 君
10番 立 道 徹 君	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9番 山 本 義 隆 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	豊 永 知 満 君	税 務 課 長	福 山 浩 君
企画調整課長	北 田 愛 介 君	産業振興課長	中 山 久 男 君
健康福祉課長	平 山 辰 也 君	建 設 課 長	白 川 俊 博 君
教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君	会 計 管 理 者	蕨 野 昭 憲 君
農業委員会 事 務 局 長	山 口 明 君		

開会 午前10時00分

議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で定足数に達しております。

なお、9番、山本義隆議員より欠席届の提出がっております。

日程第1 一般質問

議長（松本佳久君） 会期日程、日時第9の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり7名の一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問答弁を合わせて60分としますので、よろしく申し上げます。

はじめに、10番、立道徹議員より、1、山江温泉センター「ほたる」の現在の状況について、2、副村長について、3、福祉バス・まるおか号運賃の補助についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。10番、立道徹議員。

立道徹君の一般質問

10番（立道 徹君） おはようございます。10番議員、立道が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目は温泉センターについて、次に副村長について。最後に福祉バスタクシー・まるおか号の利用者の助成金についての3点をさせていただきます。

じゃ、まず早速、温泉センター「ほたる」が昨年12月11日にリニューアルオープンしました。ほたるの建物も一部を買収し、すべて山江村の所有財産となりましたが、施設もですね、大変老朽化しており、今後もあちこち手を加えなければならぬ状況であります。

そこで、質問ではありますが、まず1点目がリニューアルオープンからの来客数、これは増減ですけど、2点目に売り上げ状況、3点目に経営状況についてお伺いします。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） ただいまのご質問、3点ございました。まず、リニューアル後の来客数でございます。12月11日にオープンしておりますので、実質

21日間でございますが、入浴者が6,941人、売店、飲食宴会等が3,244人、山田店のほうでございますけども、来客者が1,198人、ほたる亭の宿泊が142人となっております。1月につきましては、入浴客が8,723人、売店、飲食、宴会関係が4,114人、山田店の来店者が1,311人、ほたる亭宿泊が153人となっております。2月につきましては、温泉入浴客が7,257人、売店、飲食、宴会が3,550人、山田店の来店者が1,293人、ほたる亭宿泊者が95人となっております。特に、年末年始でございましたので、このあたりは1日に1,000人ぐらいの入浴客もあったようでございます。

それから売り上げの状況でございますけれども、昨年同期1月のですね、売り上げのほうは、1,576万3,947円でございますして、本年1月が1,618万5,482円でございます。売上高につきましては42万1,533円、率にしまして2.67%ほどは増加しているような状況でございます。

それから、経営状況ということでございます。昨年同期とちょっと比較しておりますけれども、昨年の1月の段階では、経常損益が365万8,275円の赤字でございました。今期1月末でございますけれども、91万8,264円の黒字というような結果でございます。昨年同期といたしますと、457万6,539円改善したことになっております。内容を見ますと、売り上げの総損益ですね、201万1,924円の増加になっておりますが、売上高が、先ほど申しました42万1,533円増加しましたとともに、売上原価のほうはですね、逆に159万391円減少したことによるものでございまして、経費のほうは節減になったというふうな黒字に振れたような要因になっております。

また、販売管理費、これは経費でございますけれども、こちらのほうが255万3,853円減少いたしております。この大きな要因といたしましては、燃料費が171万4,000円ほど減少しておりますので、こういったものが大きな要因ではないかというふうに分析をいたしております。相対的に申し上げまして、経営の改善は徐々に図られているんじゃないかなということが考えられますけれども、まだまだ経過につきましては、注視する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） 特に年末年始はですね、やっぱりお客さんも大変多ございまして、2月のほうはちょっとですね、ダウンしているような状況でございますけど、とにかくですね、メンバーも入れ替えられて、大変な時期ではございますけど、現場の支配人とのですね、報告、連絡、相談、報連相のほうもですね、村長、

企画課長、週に1度ほどはですね、電話していただいて、どういう状況かというのをしていただけるのも、この一体化として頑張る従業員の精気にもただのではないかと考えております。

次にですね、お客様の反応、接客、お風呂、料理等についてでございますけど、それが終わりましたら、現在の問題点、今後の取り組みについてお願いします。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 接客という問題でございます。これは、やはり今回温泉をリニューアルいたしました折には、3点の重点目標を掲げておりました。施設の改善による集客を上げると。もう一つは、やはり料理のほうも、固定化してマンネリ化しておりましたので、料理のほうも一新したいと。それと、まずお客様に対するおもてなしの向上ということで、この3点で増客を図ろうということに柱にいたしておりました。

まず、施設のほうでございますけれども、現在の問題点ということで、ここの施設は、平成3年4月にオープンしておりますけれども、23年間経過いたしておりますので、やっぱり施設とか機材に、かなりの老朽化が進んでおります。リニューアル以前にですね、把握いたしました問題につきましては、リニューアル時に改善を行っておりますけれども、その工事中とか、リニューアル後にですね、やはり問題が発生いたしております。もとありました家族風呂と新館、これは旧温泉を新しく客室に改装した部分でございますけれども、こちらのほうの配管からですね、温泉が漏れているということが判明いたしまして、また、そちらのほうのボイラーも長年経過しております、リレースイッチ等がですね、少し不具合を起こしまして、常時ボイラーが動いているというふうな状況でございます。それから、センターの2階の明かり取りがガラス構造になっておりまして、今までもそうだったと思うんですけど、夏場には非常に温室状態になりまして、空調が効かないというふうな問題も出ております。

また、接客料理に関しましては、お客様からご意見が寄せられた時点です、その都度改善は行っております。しかし、まだまだですね、問題はあるというふうに考えておりますので、毎日、支配人のほうが経営管理メモというのをつくっております、問題点等は従業員のほうに、問題提起をいたしまして、その都度改善を行っていくというふうな経営手法を取っております。

今後の取り組みでございますけれども、株式会社やまへの12月のリニューアルオープン依頼ですね、昨年を若干上回るような売り上げを示しておりますので、施設改善の一応の効果は現われているものと考えております。しかし、お客様に対します接客につきましては、これでいいというふうなことはないと思っておりますの

で、さらに従業員の意識改革を進めまして、サービスの向上を目指すというふうに考えております。

また、肝心な経営の改善でございますけれども、なるべく早く決算状況をですね、把握して、徹底した経営管理を行い、常に財務状況を的確に判断いたしまして改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、営業部門でございますけれども、これまで、人が足りなかったということで、営業のほうの手薄になっておりました。この点につきましても、専門の営業を配置しまして、宴会なども徐々に増えているような状況ではございます。

さらに、特産部門でございますけれども、こちらのほうも、なかなか販路開拓までは行っておりませんでした。今回、営業部長、特産部長をですね、配置いたしましたので、デパートの催事であるとか、新しい販路開拓のために人吉市内の温泉組合のほうの女将さん方とも交渉いたしまして、市内の旅館に物産を置いていただけるとか、福岡とか東京のストアなどへですね、納品は決まっております。さらに、外販のほうも力を入れていくということで、先日グランメッセのほうで、フードバレーに関する物産展がございましたけれども、この2日間でかなりの売り上げを上げておりました。今後もさらなる販路の開拓等によりまして、経営の安定化を図りたいというふうに考えております。今後の計画でございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） これは先般村長が言われましたけど、3期、つまり1年半ぐらいですかね。来年の今ごろになると思いますが、このまま経営状態がよかったら問題ないんですけど、もし万が一経営状態が悪くなった、赤字のような感じで経営がなった場合は、村長は決断をしなくてはならないということもおっしゃっております。特に、民間企業、特にやっぱり利益を上げていかなければ成り立っていきません。今まで私の経験から、毎月毎月ですね、実績報告を集計して、会社の上司にはですね、翌月の15日ぐらいまでには、その実績を集計して社長に報告できるようにしていった経験があります。特に、大変なほたるの経営ですから、その辺のですね、1日の管理、月々の管理をお願いしたいと思います。どんぶり勘定ではですね、とても健全な経営ではやっていけないと思います。

そこで、その決断ですけど、これは、村長にそのお考えをお願いしたいと思います。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。温泉センターの今後の管理運営をどうやっていくかというようなことであります。特に、私、議会の全員協議会、またこれは

社員の前でも何度となくしゃべっておりますけれども、年を上半期、下半期に分けて、3半期、要するに1年半です、この経営改善というか、一つのこれで行っていけるという方向が見えないと、この会社は非常に厳しいんだというようなことを申しておりますし、それは、社員に対する、この会社を全員で、全社員で盛り上げていこうという意思の表れでもございます。もろもろとリニューアルオープン後、改善しなければいけないところも出てきました。プロポーザル入札をしましたのが今年の11月でありました。その期間が2週間内で、要するに、温泉センターの増収を図るにはどうやったらいいのか。増客を図るにはどういう施設の改善、どういうものが必要なのか。それと、経費削減のためにはどういう施設を改善しなくてはいけないのか。要するに、増客、増収、経費削減、この3つの点で提案をしてくれというようなことを申しまして、2週間でその各施設の点検をしていただきました。あるところは、泊まりがけですね、何日か泊まりがけでその施設の点検、また泊まりながら、その現況を把握し、改善策が出てきたというところでもございました。従いまして、先ほど企画調整課長から、話がありましたとおり、その後に家族風呂等々の温泉が漏れている、ボイラーの不具合があるということがありまして、空調につきましても2階のみならず、下の空調もですね、ちょっと寒いなと思うところでもありますので、そういう点検も必要でありますし。ただ、最大の問題点と言いますか、改善点は、源泉が54度あります。1,000メートル下は。それが、地上400メートル地点で一気に温度が下がる。要するに、水漏れをしているということが発覚しているわけでありまして、結局温泉のタンクに来るときには、三十六、七度になってしまって、油をA重油をどんどんたかなくてはいけないというようなことでありますから、そのお金が去年はですね、300万円を超えるお金が340万円程度、1月の比較によりまして行っております。A重油代。それが今回改善したことにより、1台のボイラーは止めながらも効率よく運転することもできておりまして、170、80万円で済んでおります。この状況では36、7度で効率よくやりながらの170、80万円の、要するに油代だけでですね、150、60万円浮いたということでもありますから、その源泉を改善すると、要するにもう1本温泉を掘ったらですね、この油代等々の問題については改善していくんだらうということを考えておるところであります。

温泉を掘るときには、1メートル6万円で掘りました。従いまして、1,000メートルの6,000万円で掘ってあるわけですがけれども、今は相当温泉を掘る金額も安くなっているということを聞きますので、2、3年で油代を考えたら、取り返すんじゃないだろうかということを考えております。そういうことにつきましても、また議会のほうとの相談ということでもありますけれども、そういうことも含め

ながら、当然施設に関しては、役場のほうで予算計上し対応するということになり
ますので、しっかりとその経営改善についても取り組んでいきたいと思っております。

それと、先ほどもありましたが、私が口酸っぱく言ってきましたのは、とにかく
12月11日依頼、12月いっぱい、役場の朝会には出ずにですね、温泉センターの8時からの朝会をするに当たって、社員の今後の方針とか、要するに士気を高めるとか、もろもろの問題点がまだまだどんどん出てきておりましたので、そのことに対する指示あたりも含めてずっと通ってきました。

特に、料理等々についてのクレームと言いますか、もうちょっと改善したほうが
いいんじゃないかなろうかというような話も多く聞きまして、その付近の指示をしてきた
ところでありまして、ここに来てやっとですね、お客さんの声が落ち着き
始めたと言いますか、おいしいという声が聞かれるようになってきております。い
ずれにいたしましても、先ほど温泉の漏れがまだあるということではありますが、そ
ういう施設の部分をしっかりしながら、商品としてきれいな施設をお客様に提供す
るということと、料理の味をですね、やっぱり確定させながら、料理だけでも食べ
にくようなお客様を確保するということと、それから、しっかりとしたおもてなし、
気持ちいいおもてなしによって、また来たいなと思っていただけるような接客
をしていくと、この3本がやはり重要だと思っております。そういうことを積み重
ねることで、お客様の喜び高が売上高につながっていく。その売上高が、要するに
数字として残るわけでありまして。要するに数字として残さないと駄目なんだと
いうことを言っておるのは、先ほど、下半期、上半期、要するに、これが3期続い
たら、この施設はもう駄目ですよと発破を掛けているのと同じで、その数字をしっ
かり残していこうとして言っているところでありまして。

それも、経営の分析をするということになりますと、先ほど、立道議員おっしゃ
いましたとおり、一月の決算が終わり、翌月の15日にはその会社のほうに報告し
ていたんだというようなことでもあります。もちろん、そういう経営の月ごとの推移
を確認しながら、決算を見ながら、改善をしていく。また、新たな創意工夫をしな
がら、手を打っていく。営業をかけていくということは、非常に大事なことであり
ます。従いまして、今まではですね、3カ月、4カ月しないと、まとめて決算をし
ないという状況でありましたけれども、月ごとの決算をしながら、経営状況を見守
らないと駄目なんだというようなことを口酸っぱく言ってきておるところでありま
す。従いまして、最近になって、1月期の決算が出てきまして、税理士に確認して
もらいながら、議員の皆様方にはお示したところというところでありましてけれ
ども、12月から1月についてはですね、年末年始でお客様が多い月ではありまし

た。ただ、2月、3月と減ってきておりますから、特に、数字の部分についてはですね、どのような変化をしていくのか、どういうことが足りないのか。そして、どういうことをやっていかなければいけないのかということについても、しっかり現場のほうと確認を取り合いながら、本当に、先ほど言いましたお客様の喜び高が売上高につながると。ひいては、安心して村民の方々の活性化の拠点でもありますし、観光の拠点でもありますので、そういう施設を今後目指していけたらと、いききたいと思っておりますのでございます。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） ここに、社長訓示というのもあります。先般ですね、ある議員の方から、小布施町というところから、視察に来られたんですけど、お客様の一番サービスで、お客様のお迎えからお帰りになるまでが勝負であるということが書いてあります。やっぱり出迎えとですね、お帰りの際にはですね。どこのホテルでもちゃんと挨拶して、そういう点もある議員から指摘されましたんで、その辺もよろしく願いしておきます。

これは、先般のことですけど、クリの冷凍ク리를物産館から注文したら、腐れがひどく使いものにならなかったということで。特にですね、今、村長も地産地消ということを掲げておられますけど、こういう地産地消の品物がですね、こういう状態であったら、特に給食も無料化になって、逆にですね、無料化だからそういうおかしな材料を使っているんじゃないかと言われぬようにですね、衛生管理、品質管理ですね、それを徹底されて、万が一ですね、給食で食中毒でも発生したら、これは一瞬にして信用も失われてしまいますので、特に、先般物産館の部長が来られましたけど、出荷される方への指導ですね。品物の指導徹底、それと選別、どうしても使えない品物は、厳しいかもわかりませんが、返品をしていくということが、物産館のですね、商品は、先ほど企画調整課長も言われましたとおり、あちこちにですね、宣伝というか、コマーシャルをやっているのに、足元の品物がそういう状態だったら大変なことになりますので、その辺の努力をですね、よろしく願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。2点目の副村長のことについてでございますけど、村長の見解をお願いいたします。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 議員の質問は、副村長についてということですので、現在、副村長は山江村設置しておりませんので、そのことについてどう思うかというようなことであろうかと思います。人吉球磨の各市町村を見回しますと、副村長が不在な町村は相良村と山江村、2つだけだと思っております。役場自体はですね、

組織として機能しております。従いまして、私がもろもろ行政上に決定をしたとか、方向を示すとか、また指示というのは、現在は課長を通じて、その指示を出していると言いますか、相談をしているところでもあります。これは私だけの、私村長からの方針指示のみならず、職員からのもろもろの企画だったり、提案だったりする分についても、一応、課長を通じてやり取りをしているというようなところの中で、もろもろの事務及び事業をやっていると、遂行しているというようなことでもあります。ただ、御案内のとおり、首長の会議出席の要請と言いますか、出張等も非常に多いわけでもあります。私が不在の場合は、総務課長が役場全体の統括を行っているということでもありますけれども、ただ、事務的なものはですね、職員の事務的なものの指導についてもお願いはしてもですね、例えば、大きなプロジェクトを動かすための話し合いとか、事業をどのように実施するのに迷っているとかというようなものの判断にはですね、やはり限界がございまして、仕事が遅れていくということも多々あるわけでもあります。実は、地域公共交通のプロジェクト会議、2月に発足させたところでもありますけれども、12月の議会には、予算は認めてもらっているところでもありますから、まだ早くですね、このプロジェクトも発足させながらということでも思っておりましたけれども、なかなかそういう打ち合わせをする時間が不足しながらのスタートであり、ちょっと遅れてしまったと、スタートが遅れたというようなことも多々あるわけでもあります。

加えて、私ももちろん公務をしておりますけれども、いわゆる政務と言いますか、政治的な立場も持ち合わせておりまして、例えば、先般、地方創生に伴う自民党の県選出の国会議員、県会議員の会議に出席要請をされながら意見交換をしたというようなことは、もちろん、その当時は代理出席もおられましたけれども、その場合は、やはり職員ではですね、限界があろうかとも思っております。

そういう意味では、私が不在のときに、役場の統括した責任を取れる副村長の存在は必要だろうと、置きたいと思っているところでもありますし、また、私が役場に在庁して、いろんな打ち合わせをするときに、もろもろの会議あったときに、代理として出席してもらおうということも、多々にしてあるわけでもありますし、誰も、そういう立場のとき、総務課長ということではいけないなというときは、無理して私も、3期目ではありますが、また新たに4年ぶりに復帰しましたので、いろんな会議に出席したいということでもありますけれども、そういう会議にも、今のところ全部出席をさせてもらっているところでもあります。

特に、この後、地方創生が叫ばれておりまして、その戦略の策定をしていく。戦略の計画を策定していきます。それに伴いまして、事業を実施していくというようなことでは、いろんな事業を起こしていくことを考えてもおりますし、そういうこ

とを練っていく、また補助金を取ってくるというようなことも増えてこようかと思うわけであります。もちろんその事業を、先ほど申しましたが、冒頭に、そういうチェックとか、進捗状況のチェックとか、職員の指導育成あたりにつきましては、ある意味では、私は担当課長を通じてでしかなかかなかできないという立場でもありますし、そういう意味におきましては、きめ細やかに、そういう相談ができる、また全体を見渡せる副村長の存在がいるのだらうということを考えておるところであります。もちろん副村長でありますから、村民の方々からも信頼のある人を配置しなければいけないというようなことを思っておるところであります。また、それによりまして、村民の方々の期待、また幸せづくりにまい進していければなと思っておるところでございます。

具体的にはということとは、まだ、ここでは何ともということでありましてけれども、議会の議案事項でありますから、なるべく早い時期に、また御相談をさせていただければと思っておるところでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） ですね。副村長、昔では助役さんですけど。大変な時期、行政においてもですね、本当必要なポストであるとは思いますが。しかし、定住化促進の給食費無料化、または総合公園の建設調査費、また、ほたるのリニューアル、また今後出てきます修繕工事等で、また助成金、補助をしていかなければならない状況ではございますので、山江村にとってもですね、大変大切な正念場の時期であると思っておりますが、村長におかれましてはですね、本当、1期でも辛抱していただいて、総務課長、また企画調整課長というお二方とスクラムを組んでいただいておりますね、行政のかじ取りをしていただければとお願い申し上げます。

ちなみにですね、温泉センターも副支配人がお辞めになりまして、支配人が頑張っておりますので、よろしくお願ひいたします。

じゃ、最後の質問になります。福祉バス、福祉タクシーですね。まるおか号のですね、利用者への助成についてお願ひいたします。

村長（内山慶治君） 福祉バスについては健康福祉課長から。まるおか号は総務課長。

議長（松本佳久君） どっちからですか。

村長（内山慶治君） まず福祉バス。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。健康福祉課で実施しています生活支援サービス、いわゆる福祉タクシーについて説明したいと思います。

す。これは、外出を支援するサービスでありまして、対象者がおおむね65歳以上の一人暮らし。それと健康上の理由及び身体的、精神的に障害等をお持ちの方で、まるおか号を利用することが困難な方を対象に、タクシー、またはリフト付きの車両で、自宅と医療機関、それと役場、金融機関及び買物等のための店舗に送迎する事業を行っております。

利用者の基準、利用者負担としましては、利用料金の1割でありまして、利用は週に2回というふうになっております。ちなみに、平成25年度の利用者数は38名で188万3,190円の補助金を村から支出しています。26年度の利用対象は、現在46名でございます。この事業につきましては、病気及びけが等で連続して治療が必要な方に対しまして、現在週2回の利用ではですね、不便であり、通院できないというふうな村民の意見もありますので、今現在、週に2回の利用ですけども、今後は連続して通院ができるような仕組みを作りまして、月10回の利用回数ということで検討している状況であります。また、今までの公共交通体系のあり方を検討する山江村の地域公共交通プロジェクト委員会の中でも、今後について議論していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 総務課長、豊永さん。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。まるおか号の運賃の補助はということでございますが、先月、山江村地域公共交通検討プロジェクト委員会を発足させておりますので、この委員会の中で、今の運賃が妥当であるのかを含めて、今後の地域公共交通のあり方を検討してもらいたいと考えております。先月委員会が発足したばかりで、検討結果が出るのは先になりますので、今回地方創生の取り組みといたしまして地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業によりプレミアム付きタクシー券の発行を予定しております。具体的なところは決まっておりますが、プレミアムを付けることにより割安で乗れるということで、生活支援になるのではないかとこのように考えております。

まるおか号につきましては、平成17年6月、地方バス補助制度の改正に伴い、県から路線バス運行の見直しが求められたことから、路線バスの主な利用者である高齢者の立場になって、運行路線、運賃を検討いたしまして、平成18年10月1日から運行を始めております。運行開始から9年目を迎えておりますが、現在まで運賃の改定はしておりません。路線バスの運賃程度ということで設定しており、高い区間で900円、安い区間で150円と変わっておりませんが、利用者にとって使い勝手のいいように、運行開始から利用者のアンケートを採りながら、運行時間であるとか、路線、停留所の見直しを行っております。便数につきましては、運行

当初の9便から11便に、停留所も53カ所から72カ所に増やし、利用しやすい公共交通機関になるよう毎年見直しをしておるところでございます。今後、地域公共交通検討プロジェクト委員会の中で、まるおか号の運賃をどのように設定するのか、交通弱者である高齢者の運賃をどのようにすべきかを、併せて地域公共交通のあり方、暮らしの足をどのように確保していくのかを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） これは、村長の就任式で言われたことなんですけど、これは9月の定例議会でもですね、「助成を考える」と答弁されました。就任式のときにはですね、「町部に住む人も山間地に住む人も同じ生活の保障をするのが行政の役割である」と述べられております。やはり現在ですね、車の免許は持っておられますけど、いよいよ今度の更新時期にはですね、車を廃車してまるおか号を利用するという方もいらっしゃると思います。実際ですね。特に、山間部ですから片道ですね、800円、900円、往復1,600円、1,700円、1,800円と、1回につき大変厳しゅうございますので。特に、年金暮らしで高齢で働けなく、何とかですね、こういう方にもですね、助成をしていただければ、年金暮らしの方も少しはですね、楽になるんじゃないかと思っております。

私たちも、議員もですね、先般1月下旬に福岡の小都市、佐賀県の嬉野市に研修させていただきました。小都市ではですね、これは福祉バスなんですけど、運賃は100円、嬉野市では無料となっております。費用は全部行政が見ている状況でございますが、何とかですね、村長が言われました「助成を考える」と答弁されたので、今後ですね、1日も早く、その辺のプロジェクト会議をですね、綿密にされたいと思っておりますが、村長のお考えは、お願いします。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 先ほど、総務課長から、地域公共交通検討プロジェクト委員会を発足させた。また、その中でということを行いました。就任当時も、また所信表明の挨拶の中でも、また12月の議会の中でもしゃべったということでもありますけれども、一切その話は変わっておりませんで、私の意識はですね。やはり現場を見てみますと、議員おっしゃいましたとおり、山間部に住む地域の人がタクシーで病院に通っておられる。市内の病院の近くに住む人は、そういうものは要らないわけであって、当然、市内に住む、都市部に住むから非常に便利で、山間部に住むから大変な経費がいるというのは、やっぱり行政のあり方としてですね、やっぱり改善しなくてはいけないだろう、行政の責任なんだろうというようなことから、この公

公共交通会議は言ってきております。その地域公共交通会議とですね、今回はプロジェクトとありますけれども、その違いはですね、バス路線を変えるとか、タクシー、福祉バスの、福祉タクシーのあり方を変えるとかというのは、目的の一つではありますけれども、山江村の福祉に焦点を当てた全体の暮らしという部分、福祉という部分において、地域づくりとしてですよ。山江村の地域づくりを進めていくために、本来あるべき暮らしを住みやすい、山江村の人が暮らしやすいために、本来公共交通がどのような公共交通が求められているかということ、今回プロジェクト委員会では検討させていただきます。当然、村外から観光で入ってくる人も活用しやすいような観点も必要でありますし、加えて言いますと、今度3月26日だったと思いますけれども、人吉球磨の交通活性化会議がありますけれども、それは、人吉球磨の全体の交通をどのように、要するに、鉄道からバスから、タクシーからつないでいくか。鉄道で言いますと肥薩線からくま川鉄道、別の鉄道会社でありますから、その連結がうまくいっているのかどうか。人吉駅に降り立ってどこどこに行こうとするときに、非常に案内が親切かどうかというようなことも含めて、その中で山江の公共交通がどうあるべきかというようなことも考えて、抜本的に考えていきたいということでもあります。

もちろん、まるおか号のあり方、福祉バス、福祉タクシーのあり方も議論になりますし、また新たなですね、そういう公共交通機関の制度を投入することもあり得るかもしれません。いずれにいたしましても、村民の方々がですね、本当に暮らしやすい公共交通をつくっていくという目的の中で、プロジェクト委員会、この会議には専門家の先生も入ってもらっておりますし、熊本県庁の職員、それから陸運局の職員等々も入ってもらいながら、山江の、もちろん公募もいたしまして、公募で来た方々、また老人会の会長さん等々も入ってもらっております。いずれにしましてもですね、そういうことを作り上げる過程においては、アンケート調査をしっかりとやっていきたいとも思いますし、各地域での座談会あたりも必要でありましょうし、しっかりそういうことを繰り返しながら、もう1回そのまるおか号のあり方、福祉バスのあり方、タクシーのあり方、料金の問題もですね、含めて総合的に検討してまいりますので、どうぞよろしくご理解をお願いいたします。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） 前向きに検討されるということで、少しはですね、高齢者の方も安心されると思います。いつときもですね、早めにそういう、特にですね、高齢の方は、やっぱり金額の問題もありますので、利用されない方、近所ですね、若い人に乗せていってもらおうようなこともされているみたいでございますので、早めにその御返答をいただいて決定されますよう、よろしく申し上げます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長（松本佳久君） 次に、7番、原先利且議員より、1、いきいき応援手当についての通告が出ております。

原先利且議員の質問を許します。7番、原先利且議員。

原先利且君の一般質問

7番（原先利且君） おはようございます。7番議員、原先が1点だけ質問をいたします。さて、4月にはですね、村会議員選挙が行われます。この場に立たせていただくのも最後ではないだろうかと考えております。

それでは、いきいき応援手当について質問をいたします。平成22年に施行された70歳以上の独居夫婦の方に年間1万円支給されます。同居世帯の方には支給されません。ケーブルテレビで支給日の様子が放映されます。受給される方が笑顔でインタビューに受け答えされる姿を見られたら、私にもという気持ちがあるのではないかと思います。また、3月5日付けの熊日新聞に、小規模市町村景気回復遅れと載っておりました。このような景気の中で、父さん、母さん、じいちゃん、ばあちゃん、好きなもんば買わないよと、あげられる余裕のある同居者世帯は少ないのではないのでしょうか。将来を担う小中学校生の給食費完全無料化、子どもたちも大事ですが、村の発展に貢献されてこられた高齢者の方も大事であります。財政厳しい中ではありますが、同居者世帯の方にも支給の手を差し伸べることはできませんか。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。まず、いきいき応援手当のですね、内容をご説明したいと思いますけども。これは、高齢者世帯の生活を支援し、福祉の増進を図るため、満70歳以上の独居世帯及び満70歳以上の高齢者のみの世帯に対して、1世帯当たり1万円を支給するものであります。ちなみに平成26年度はもう支給済みでありまして、独居世帯が91世帯、高齢者のみの世帯が93世帯、合計184世帯に1万円ずつですので、184万円を支給しています。

同居者世帯にもですね、支給できないかということですけども、山江村全体では70歳以上の高齢者がおられる世帯は、支給対象者の184世帯を含めまして625世帯であります。1万円ずつ支給したら625万ということであります。

この手当の目的はですね、年金等のみの収入で生活しておられる方の生活を支援するものということでありまして、その世帯の中に生活を支える方がいらしゃった

ら、その世帯には支給の対象としないということであります。今後もですね、この全世帯625世帯に支給する考えは、今のところは持っておりません。しかし、同居世帯でありまして、低収入により生活が何らかの支援が必要な方はですね、このいきいき応援手当ではなくて別の支援も考えられますので、一応相談をお受けをしたいというふうに思っております。また、今後は社会情勢の変化に応じた場合ですね、実情に応じた制度の改革は必要であるというふうに認識しています。

以上であります。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） 低所得者の同居世帯はということを言われましたですけども、27年度では192万円が計上されておりますが、70歳以上の世帯が625世帯、現行の1万円支給を減額してですね、同居者世帯の方にも支給できるような条例の改正は考えておられませんか。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） じゃ、お答えいたします。先ほど課長が答えましたとおりでありまして、この条例は、年金暮らしだけの世帯を対象している。年金が月当たり平均今幾ら取られる、低いところは4、5万円かな、だということでは、非常に生活に困っておられるという方について、70歳以上のだけでお住まいのところですね。独居等という趣旨で、この条例は出来上がっているものと理解をしておるわけでありまして。じゃあ、広げたらどうかということですが、逆に不公平になってしまうんじゃないかということ、私は考えます。要するに、子どもさんと一緒に生計を持ちながら、やられながら、生活をしながら、自分は年金で暮らしていくということですから、そういう世帯とも一緒に70歳以上の方にはやってしまうということがどうなのかな。非常に失礼ですが、原先議員のお宅も70歳以上のお母さんがおられると思いますけれども、お母さんが年金暮らしだけなら、もちろん支給するわけですけども、議員もおられますし、子どもさんもおられますし、それで一緒に生計をしながらということであればですね、ある意味では、一家の生計の主は別におられるわけでありまして。その付近には、逆にいろんな不公平が出てくるんじゃないかというふうに考えおるところでありまして、この条例をそのように改正するということは、今の時点は考えておりません。

議長（松本佳久君） 原先利且議員。

7番（原先利且君） 今現在では、条例の改正はできないということでありまして、将来的にはですね、ますます高齢化が増えてくると思います。そのときにはですね、やっぱり低所得者、同居者世帯のことも慎重に考えていただければと思っております。

これで質問を終わります。

議長（松本佳久君） お諮りします。

暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時5分とします。

- - - - -
休憩 午前10時55分
再開 午前11時05分
- - - - -

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、秋丸安弘議員より、1、農業振興（学校給食の食材）について、
2、川辺川事業の状況と今後についての通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。6番、秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従い、2点だけ質問いたします。

平成26年10月より、県内、また郡市内では初めての取り組みとして、学校給食の完全無料化に取り組み、子どもをお持ちの親御さんたちは大変喜ばれておられると思います。

現在の状況と食材についてお伺いいたします。現在、材料は農協や、又はJA、物産館等の出荷協議会から材料を仕入れておられると思います。品質や選別等がいろいろと悪く、問題点がかなり発生している状況であるとお聞きしております。子どもは山江村の宝でございます。子どもの成長を助けるために、安全安心な食材を提供しなければならないと思っております。一番よいのは有機栽培でございますけれども、大変難しいと思いますので。そこで、現在環境保全型農業、またはくまもとグリーン農業に取り組む考えはないか。安全安心な農産物を生産、供給するとともに、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水をはじめとする恵まれた自然環境を守り育てるために取り組む土づくりを基本とし、化学肥料、農薬等を半減する環境優しい農業でございます。現在熊本県では、熊本型特別栽培農産物有作くんなどがあります。熊本県では、32.9%の方が特別栽培米として取り込まれておられます。子どもは宝ですので、山江村でも独自の安全安心な食材を提供するためにマニュアルをつくり、営農指導を行い、また、これにつきまして地産地消にもなり、また、農家も潤うということでございますので、今後、出荷協議会等を立ち上げられまして、このような安全安心な食材を営農指導する考えはございません

か。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの秋丸議員のことにつきまして、お答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおりですね、環境に優しい農業、熊本県のほうでは、くまもとグリーン農業のほうに取り組むようにですね、山江村でもですね、関係農家の方が若干ずつ増えております。有機農業のほう、化学肥料等をなるべく使わないように低減しながら取り組むくまもとグリーン農業のほうに、昨年度におきましてはですね、水稻等を中心に取り組んでいただきました。また、その取り組みの生産者数がですね、若干少ないのは懸念でございますけど、来週からでも地域の方のほうにですね、集まっていたきながら、27年度以降もグリーン農業に取り組まれるように推進させていただくということをしていただいております。

先ほどの学校給食の食材等につきましてはですね、グリーン農業等からの食材を提供したらどうかということも含まれているかと思えます。地産地消も含めながら、また生産農家の所得の少しなりとの向上も含めましてですね、まだ名称等は決めておりませんが、出荷協議会等を立ち上げながらですね、学校給食の食材の提供に向けた生産者等の組織等を立ち上げさせていただきながら、安心な食材の提供をさせていただければと考えております。また、その際にはですね、生産者等のですね、御支援、御協力をいただきながら、来年度から、27年度からでも取り組みさせていただければと思えます。

簡単ですけど、以上でございます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） この問題は、やっぱり子どもが将来がある身でございます。来年度からじゃなくて、早急に取り組む考えはございませんか。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） 早急にということでございますけど、来週から生産者の方に集まっていたら、そういう説明等をさせていただいて、27年度からということではさせていただければと思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 安心安全な食材を提供するということで、いろんな規約があると思えますので、これに対してのマニュアルづくり等は考えておられませんか。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 秋丸議員の質問にお答えいたします。学校給食無料化いたしま

して、ある意味では、各、よそ、山江村外からのですね、方々からの反応という
か、村営住宅、また土地を求められる方が増えたというような現象も起きているわ
けでありますけれども、そもそも目的は、やはり子どもたちの食育という観点か
ら、この学校給食をしっかり充実させていきたいというようなことでありました。
加えて生産者の方々と言いますか、山江村は農村地帯がありますから、学校給食の
食材を地場産品で賄うようなことを考えていきたいと併せて申してきておりまし
た。グリーン農業も含めて大変有り難い質問だと思っておるわけですが、未
来の食卓という映画がございます。私も7、8年前にこの映画を見て感銘を受けた
わけであります。それは、これはフランスのドキュメンタリー、実際にあったこと
をずっと映画で追いかけたということですが、これをいわゆる農薬漬けの農
産物から、オーガニックという、いわゆる議員おっしゃいますグリーン農業、減農
薬環境保全型と言いますか、そういう農業にどんどん切り替えていって、学校の子
どもたちが非常にいきいきと暮らすようになったと。加えてですね、そのバルザッ
ク村というフランスの村ですが、その村から出てくる農産物が同時にブラン
ド化していったんだというような現象まで発展してきているということでありま
す。その映画の冒頭にはEUだったと思えますけれども、要するに、ヨーロッパの
会議の健康の環境委員会のシーンから始まるわけがありますけれども、その冒頭の
話の中で、あなたの家族でガン若しくは循環器系で亡くなられた、要するに脳疾患
とか脳いっ血とかガンとかですね。方はおられませんかというような質問がござい
ました。ほとんどの方が手を挙げられたということですが、この原因
がそのEU環境委員会の中では、食育から、食の安全性からきているんだというこ
とを強く問われたことから、そのドキュメンタリーが始まっていくわけでございま
す。今申し上げましたことにすべて含まれているわけでありまして、学校給食を食
育という面から考えながら、子どもたちが食を通して健全に、また学力、体力、気
力を充実させていくことにつながることで、そして、経済的にもしっかり地元の産品
をやりながら、子どもたちにそういう安全な農産物を提供していくようなこと、ひ
いては、そのことが山江村の栗だけではなくてですね、もろもろの農産物が価値を
認めてもらおうようなことにつながっていければなと、いきたいなというようなこと
でございます。

ただ、今から始めるかどうかということですが、これにつきましても、課
長が先ほどさわりに申し上げましたが、学校給食における地場産品をどのように提
供していくかという、これはプロジェクト委員会をまた立ち上げなくてはいけない
と思っております。なかなか今まで声高くそういう提案をしてきましたけれども、
学校の現場がありまして、もちろん教育委員会からそういうことを伝えましても、

現場があって、要するに、栄養士の先生がいて、じゃあ、これをそろえてくださいと言った場合に、現場がなかなか農産物がそろわないということになりますと、勢い、やっぱりよそから、そろうところから取らざるを得ないというようなことであります。いわゆる教育委員会、学校、それから栄養士先生、それと産業振興課、加えて農家の方々にですね、協力をしてもらわなければいけない。しっかり5者が連携をどのように取りながら、何月何日、毎日毎日400食ぐらいの口が食材を口にするわけでありますから、そういう、じゃあ、どこが食材を集めて提供するんだというような形を一つ一つやっぱり煮詰めていかななくてはいけないということは、何か非常に面倒くさいといえますか、作業があるわけでありますから。それについてプロジェクト委員会を立ち上げさせていただきまして、食材については、土地の管理につきましては、グリーン農業の方は現在10名おられますけれども、ぜひ参加していただきながら、土地の管理を、いわゆるICTというパソコンでですね、コンピューターでやって、何月何日にどこでどういう作物が植えてあるから、何月何日にどれぐらいの、その期間ですね。作物が出てくるというのを併せながら、食材を提供していくというところまで発展させないと、なかなか管理して運営するには出来ないんだろうということも考えているところであります。

もちろん学校給食の食材を教育委員会のほうにお願いしまして、使用量を見ましたところ、ジャガイモが1,097キロ、タマネギが1,829キロ、それとニンジンが972キロほど使っております。いわゆるカレーの材料というジャガイモ、タマネギ、ニンジンが主力でありますから、これにつきましては、根菜でありますので、今できるところからでもですね、実施しながら、そういうものに吸い上げて、将来的にわたって、そういう体制を取っていければと思っておるところであります。ぜひグリーン農業は環境保全と言いますか、減農薬、安全安心な農作物をつくっておられるということでありますから、ぜひ御協力をお願いしたいと思いますし、また村の方向としてはですね、グリーン農業を取り組んでいただく農家の方々を増やしていくというようなこともありましようから、ぜひグリーン農業の宣言をしていただきながら、ぜひ学校給食にも農家の方々も御協力を賜ればと思っているところでございます。

以上であります。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 大変有り難いお言葉でございます。地産地消にもなり、子どもの成長を見守り、安全安心な食材を届けていただきたいと思います。かなり難しいとは思いますが、だぶつくこともありますので、できれば6次産業化して、乾燥、冷凍、いろいろな面で立ち上げていかなければ対応できないかと思っておりますの

で、そういう考えはございませんか。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 実は、その件もですね、非常に学校給食に適應するにはですね、非常にいい方法を関連して私も感じております。実は、ユズのブランド化事業というのを現在、県の夢チャレンジ事業により進めているところであります。その事業は、実は、まず調味料をつくろうということで、28度という低温であらゆるユズを乾燥させて、それを粉にしていったら、ユズのうまみとか香りとか栄養成分を損なわずに、お湯に戻したら戻るといような技術でありました。これはユズのみならず、いろんなものに活用できるわけでありまして。

先般、会議がありました折に、梅干しを漬けたシソをですね、その方法で乾燥させて粉にしたら、いわゆるおいしい、大体捨てられるという話だったんですけども、あれ、何て言ったかな。ゆかりですね。ゆかりができるわけでありまして、ユズとゆかりを混ぜ合わせて調味料をつくるとか。あとほかにシソとかですね、いろんなことを実験してやっておるところであります。

ただ、その指導に来られる方が、山際さんと言って、山際シェフと言って福島のそういうことを、学校給食もそうだったんですけども、やっておられるところでありまして、その方が学校給食を一生懸命どこそこに行って普及指導されているという話でありました。その話を聞きますと、真空調理法という調理方法を申されまして。というのは、青物野菜であっても、真空調理法ということにより、要するに、真空をさせて加熱殺菌したり、瞬間冷凍をしたりすることで、大量の青物野菜が賞味期限を延ばせるということでありまして。要するに、その日に青物野菜を持ってきたながら、学校給食に提供するということがなくて、真空調理法で青物野菜等々ができたとを保存しておけば、地産地消という山江村でできたものを、安心安全な山江村でできたものを、子どもたちの学校給食に提供できるというようなことにつながるなということを考えております。

従いまして、そういうことも含めて、できるだけ地産地消の加速と言いますか、そういう方法も含めて、もう一方では、先ほど申し上げました農家の方々の安定した価格での取引ができるということでありまして、重ねてそういうことも、今回、国の補助金をもらいまして地場産品の検討プロジェクト委員会を立ち上げますので、その中で、そういうことも一緒になってですね、検討をしていきたいと思っておりますし、できるところから、できるものは早めに対応をしながら、一つずつ実践していければと思っているところでございますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） これは、出来ることからということでございますので、早期に取り組んでいただきたいと思います。子どもたちの成長を見守るためにも、親御さんたちも楽しみにされていると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に、川辺川事業についてお伺いいたします。山江村では、6市町村の中で58ヘクタールほどの川辺川造成地がございます。まずもって水の手当でございますけども、事業が中止したということで、水の手当もないまま、今現在、暫定水源が山江村で4カ所ほどありますけども、これがなかなか軌道に乗らないというか、使えば経費がかかるということで、なかなか使い勝手が悪いという面もあり、また今現在、造成地の中では飼料作物とタバコ、サツマイモ、ミシマサイコ、ニンニク、カボチャ等が栽培されておりますけども、前年の26年度までは、ニンジン等が栽培されていまして、27年度から、多分作付けされる方がなくなるんじゃないかなろうかと思われるところでございます。まずもって、ニンジンには水が必要だったわけですけども、肝心なときに水がない状態で、まず今回、今年は2件ほどがナスを栽培されるということで、暫定水源を使って栽培されるということでございますけども、この件につきましても、やはり暫定水源をずっと使うということは、かなり経費がかかるんじゃないかなろうかと思われまます。現在200万円から300万円、反当上げられる、上球磨辺ではナスで上げられておられますけども、山江村では100万円から150万円ぐらいの反収でございます。それに対して暫定水源で水を使いますと、それから、基本料金は助成があると思っておりますけども、その間の水道料金がかかなり膨らむんじゃないかなろうかと思っておりますので、この件について、村で助成とかいろいろ考えはございませんか。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして、お答えさせていただきます。ただいま申されましたとおりですね、暫定水源を利用しながら、農家の方、造成団地等で生産していただいておりますけど、なかなか電気代等々で、また水量等々も含めまして、課題が多い地域でございます。安定した水、かんがい排水事業が中心になりましてですね、安定した水が来ないということで非常に残念でございますけど、暫定水源という言葉を使わせていただきながら、恐らく後々は、それが水源になるということ。水手当につきましては、このポンプを使いながらということになるかと思っております。

大きな課題としますれば、同じ作物等を生産者の方が同じ地域に求めた場合に、一緒に水まき等々が利用できない。時間をずらす、日にちをずらすしかないような水量でございますので、現在、助成等をさせていただいておりますけど、そのことも含めながら、将来的にはですね、水手当のほうをどうするかを含めながら、作物

等、営農等につきまして、始終生産農家の方と相談させていただきながら、営農を考えていかななくてはならないような状況でございますので、またその節は御協力をお願いしたいと思います。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 今後のことについては、私の口からというほうがいいのかと思いますけれども、川辺川のですね、土地改良事業の造成地であります。今思うとですね、もう既に水は来ている状況だなと。もう水が来ていたらですね、今の山江の農業は随分変わったんだらうなという気がいたしておりますけれども、もろもろの問題を含めまして、この事業が、国営事業は、今は廃止の方向に向かっているという状況でございます。ただ、その間にも水を活用しながら農業をしたいという方には、暫定水源とおっしゃいましたが、まさに暫定的に水源を掘らしてもらいながら、水の手当をさせてもらっているというような状況であります。先ほど課長のほうも言いましたけれども、いずれこの事業が進むにつれ、何らかの形で井戸を掘り直す等々をしながら、しっかりした水の手当をしなければいけない。また暫定という言葉を取って、本水源としてですね、活用してもらうことになるということでもありますけれども、基本的には、今電気料を役場のほうが持ちながら、受益者の方は1反当たりの負担を軽減しろという話で、受益者の負担を軽減していけという話であろうかと思いいけれども、本来ですね、川辺川の水が来ながら、水代を払うような計画にあったという値段を基本にしながらですね。農業振興というのは、やはりいかに経費を、農家所得を上げるということについては、経費を下げるかということにもつながりますので、安定した農家経営ができるような形としてですね、水代を助成しながら農業振興を図っていくということについても、しっかりと相談させていただければと思っております。

川辺川の造成地につきましては、実は、議会の報告で申し上げますとおり、私は茨城のほうに出張しました折りに、新しいメーカー技術でですね、ハウスを建てながら、ハウレンソウを栽培している技術を見てきました。それをやりたいというような人が出てきております。ただ、なかなか補助金が見つからないということで、今その方も考えておられるわけですが、いずれにしろ、そういう水が要る農家ですね、将来にわたって、特に、ハウス当たりは水が要るわけですから、安心して水を使えるような体制をしっかりと取っていききたいと。もし、そういうことができるとするならば、山江の農業生産高は今は4、5億円あるかと思っておりますけれども、それがどんどん上がっていくことになりまして、当然雇用もですね、高齢者の方々の年金プラスアルファの雇用も発生してこようかと思っておりますし、そういうことも視野に入れながら、山江村の農業の振興について、また川

辺川造成地の活用について考えているところであります。今後ともよろしく願い申し上げます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） いろいろ川辺川事業に対しては問題があると思います。現在、九州農政局では営農計画検討会ということを立てられて、去年の10月から5回ほど検討会をなされております。この中で、検討会に出席された方が課長さんや事務関係の方だけでありまして、5回のうち1回だけが受益者代表で、各町村から1人ずつ参加された状態でございます。そのとき言われたいろんな問題点といたしまして、造成前までは、鳥獣害被害がなかったと。それと、造成した関係で農地全体が傾斜が付いているという問題が出て、表土が流れて作付けができないところもあるということでございます。この件につきまして、その後の検討会の話でどのようになったかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） それでは、営農検討会につきまして今お尋ねがありました。先般まで5回の協議会をされております。まず営農ということですね、川辺川造成団地の山江地区のほうにつきましてはですね、どういう作物等がいいか、また生産者、農地の所有者の方がですね、そういうものを求めているかということの意見等をですね、九州農政局のほうの委託でですね、業者らが請け負って計画等進められております。ただいまの鳥獣被害並びに造成団地の勾配によります表土の流出につきまして、大きな課題でございます。国営のほうではですね、この鳥獣被害並びにもう造成が終わりました土地等につきましては行わないということで、他の事業、県営、または団体等々で施行するように今後計画がされるようでございます。鳥獣被害対策につきましては、電柵並びにネット等につきましては、国及び県の補助事業をですね、活用させていただきながら、検討させていただければと思います。まず、必要な場所にはですね、申請等いただきながら早めに国、県のほうに申請したいと思います。その節はよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 九州農政局はですね、かんがい排水事業の廃止が多分なると思いますけども、これに対しましては農家の同意が3分の2以上必要になってくると思います。この3分の2の同意が取れるか。それと今後高齢化が進む中で、償還が発生した場合、農家の方は多分高齢化が進む中で、もう農地は要らないと、水も要らないと。それで農地を誰か買ってくと、多分言われる方が大半になってくると思います。まして、現在つくられている方で、耕作されている方が、平均60歳前

後、多分60歳を超えていると思います。平均年齢が。その中で、今後土地の償還が発生した場合、年寄りの方は、償還する、能力というか多分ないと思いますので、この事業が3分の2の同意が取れない場合、このまま償還が発生しないのか、3分の2の同意が取れなくても償還が発生するのかお伺いしたいと思います。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして、お答えさせていただきます。議員が言われますとおりですね、かんがい排水事業の廃止になりまして、計画あと、造成等の計画の変更等、今後国のほう、九州農政局のほうは進めるようになります。3分の2の同意ということですけど、計画変更等につきましての同意を、早ければ27年度から入るような計画がされております。まず、役場のほうの業務としますれば、国のほうの方針でございますので、手続等につきましてこの同意を取るようになれば、農家の方、世帯等訪問させていただきながら、同意のほうにお願いする形になるかなと思います。また、うちの同意が期間がありますので、その期間内に取れない場合は、そのあと償還等々がどうなるかということになりますけど、正式にはまだ回答を得ておりませんが、同意が取れるまで償還は始まらない。逆に言いますと、いつまで同意を取らなくてはいけないかというのは、私のほうでは把握していませんですけど、なるべく早く取ってくれというのは農政局のほうからはお願いがあるかと思えます。

また高齢化、また後継者不足ということで、この造成団地のほうも発生はしております。現在、先ほど村長のほうが申されましたある方のほうがですね、ハウレンソウ等の栽培のほう、ハウス栽培のほうを考えられているということもありまして、できますれば、そちらのほうに支援させていただきながら、経過等を見させていただいて、その面積等が拡大されるように、私のほうも考えおりますけど、こういう企業と農地の集団化によります営農組織等の結成と言いますか、組織化等を図りながら、川辺川造成団地のほうを進めさせていただければと思っております。それにつきましても、農家の方、所有者の方への説明会等もですね、させていただきながらということで、進めさせていただきたいと思えます。

先ほど、償還のほうにつきましてはですね、取れなかった場合はどうなるかということにつきましては、また後刻でもお答えさせていただければと思えます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 償還金が発生するということについては、川辺川の土地改良区がありまして、その土地改良区での話し合いになろうかと思うわけですけども、現在のところ川辺川の土地改良区では、個人負担は全く取っておりません。関係市

町村の負担金だけでその運営がなされているという状況でございます。ただ、その原因は事業が完了をしていない。水の手当がなされていないというようなことであります。ただ、原則的にはですね、土地改良区の立場から言うと、当然造成工事をした分については償還金は発生するということは大原則あるわけありますので、今後、償還金がいつから発生するのか、どの時点からどういう形で発生するのかというのは、国営事業の動きを眺めながらということになりますから、今誰しもですね、そのことを明確に言えるというふうなことは、その推移を見守りながらということしか言えないと。もし同意が取れなかった、どういう形で事業を完了とみなすのかという問題も出てこようかと思えます。ただ、できれば事業後完了して、新たなですね、県営、若しくは団体への事業をもちまして、先ほど傾斜の問題も言われましたけれども、また水源の問題も言われましたけれども、やはり農家の方々に、本当に作物をしやすい環境と言いますか、平らで水が自由に使えるというような環境を整備していくことが先決だろうと思っているところであります。

売り買いについても、これは川辺川の造成地だけじゃなくてですね、全村的に高齢化の方々が今からどんどん増えていくというのは、もうお示ししたとおりであります。従いまして、先ほど農業生産法人の話もしましたけれども、効率良い農業をしながら、その手本となっていくということであれば、それに続く方々、若手青年農業者にしろ、またUターンにしろUターンにしろ、農業でなりわいを立てようというような模範にでもなるようなですね、農業をしていくことが、農業の振興をバックアップしていくことが大事だと思っておりますし、そういうことになると、あそこは中間管理機構の重点地区にもなっておりますので、貸し借りも含めて、売買も含めて、それで農業はしっかり経営できていくようなですね、形を取っていく。将来的には取っていくことが一番大事であろうと考えているところであります。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 大変わかりやすく説明していただきました。農地中間管理機構等の事業を活用されまして、地域への農地集積計画等を取り組んでいただきたいと思えます。集落営農組織と農業経営の法人化を行政のほうで指導されて、高齢化による後継者不足等を解消していただきたいと思えます。

これで質問を終わります。どうもお世話になりました。

議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

4 番、岩山正義議員より、1、村民を被害等から守る安全対策の取組についての
通告が出ております

岩山正義議員の質問を許します。4 番、岩山正義議員。

岩山正義君の一般質問

4 番（岩山正義君） こんにちは。4 番、岩山です。通告書に従いまして質問をいた
しますので、よろしくお願いいいたします。

地域住民の安心安全対策として、村民を被害から守り取り組みについてというこ
とで、3 点通告をしております。

まず 1 点目ですが、平成 26 年の特殊詐欺の被害等の報道がっております。お
れおれ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などのふりこめ詐欺をはじめとする特殊詐
欺は、取締りの強化で減少傾向でございましたが、年々手口が巧妙になり、近年、
このところ 5 年連続の増加で、統計を始めて 500 億円を超え、認知件数で 1 万
3,371 件、被害額が 559 億 4,000 万円に上り、前年より 70 億円増えたとい
うこととございます。被害者の 79% が高齢者で、その約 8 割が女性ということ
であります。つきましては、村内の今把握しておられる範囲内で結構ですので、認
知件数と被害状況についてお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。消費者被害トラブルに
あって、消費者生活センターあたりの相談がなされている件数というのは、全体の
13% ぐらい程度だというふうに言われています。自殺は犯罪の原因といたしまし
て、借金や多重債務が大半を占めているのが現状であります。

さて、平成 26 年度現在ですけれども、先ほど岩山議員が言われました全国のです
ね、被害件数が 500 億円超えたということとあります。熊本県では、認知件数が
87 件でありまして、被害額が約 6 億 4,000 万円ということとありまして、そ
のうち球磨郡では 62 件で、被害額が 680 万円であるということとあります。村
内ではですね、消費生活センターへの相談件数は 10 件ほどありましたけども、被

害額は発生していないのが現状であります。

しかし、25年度では、本村の相談件数は15件でありまして、被害額は18万円ということで報告を受けております。被害額のうち、ほとんどが契約問題であるということでもあります。この被害を未然に防ぐということでもありますけども、現在本村では、この防止対策としまして、警察署とか連携しまして、高齢者の交通安全教室での特殊詐欺による未然防止の対策の講習とか、独居世帯をですね、訪問しまして、警察と一緒に訪問しまして、防犯についての啓発を行っております。

4番（岩山正義君） 件数は。

健康福祉課長（平山辰也君） ああ。じゃ、件数は先ほど言いました平成25年度では15件で、18万円ということでもあります。

以上です。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 熊日新聞にですね、街かどクリップという欄がございますが、ここによくそういったことが載っております。金融機関の窓口で口座から下ろそうとしたのを不振に思い声をかけ思いとどませたなど、特殊詐欺の被害を未然に防いだ。それで感謝状を贈りましたとか、そういった情報がこの欄にあります。そういった記事を最近はですね、最近というか、よく見かけます。村内の被害は、こうして見ると、26年は認知されている被害はなかったということですね、大変いいことだと思っております。認知されていない被害というのいろいろ考えられる、いや、考えられるというか、実際はあるとも考えられますので。先ほどちょっと被害対策の防止を言われたですけど、被害には遭わないですね、毎回ですね、防止策の取り組みですね。どういったこと、例えば、山江広報やらケーブルテレビでも流しているとか、こういうことに注意なさいとか、そういったことは実際してられたらお願いします。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） 被害対策ということですけども、現在、本村ではこの防止対策としまして警察署と連携しながら、先ほども言いましたけども、交通安全教室のときに詐欺、特殊詐欺に対する未然防止の講習や独居のですね、高齢者世帯を訪問しまして、啓発を行っているというところでもあります。

また、もちろん広報やですね、ケーブルテレビでの啓発、そしてまた今年度は詐欺防止に対するカレンダーを各全世帯に配付しましてですね、被害防止の被害の未然の防止対策を図っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） 次に、2点目ですが、和歌山県紀の川市、福岡県豊前市での小学5年生の男女、また神奈川県川崎市では中学1年男子の殺傷事件など、大変残忍で痛ましい事件が立て続けに起きております。児童生徒の登下校の安全対策につきましては、山江の場合は、防犯ボランティアの皆さんや110番の家、言い方は違うかも知れませんが、110番の家などの御協力によりまして、被害防止に大きな貢献をいただいていると思っております。

日常における安全対策につきましては、家族とのですね、団らんや会話、家族の中でのですね。そしてまた家庭におけるしつけや、また学校教育の中で、命の尊さや生きる喜び、人に対する優しさなど、様々なことをですね、日々学びながら成長していくことだと思っております。また隣近所ですね、地域の皆さんで見守ることが大変大切であろうと思っております。学校といたしましては、下校後と言いますか、休日や長期休みのときについては目の届かないこともあり、どうしたら子どもたちを守れるか苦慮されているところもあると思っておりますが、先ほど言いました事件という、頻繁に起こるわけではございませんがですね、事件や事故に遭わない取り組みとして、どのような安全対策を講じられているのかお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 教育課長、嶋原さん。

教育課長（嶋原美津子君） ただいま岩山議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほど議員のほうからも、登下校については防犯ボランティアの皆さん等における見守りがなされていることをおっしゃっていただきましたけれども、本当に感謝申し上げているところでございます。

学校のほうにおいてもですね、教職員の登下校の見守り、または保護者に対しましても、各家庭に文書を配布いたしまして、安全の確保に努めるようお願いいたしますということで、お知らせをお願いをしているところでございます。

さて、下校後や休日とか、長期休暇の安全対策ということでございますけれども、学校のほうではですね、年度当初に登下校を含んでのことですけれども、全校集会並びに各教室でも度々声をかけて安全指導をしているところでございます。夏休みなどの長期休暇に入る前には、学校ごとに長期休業計画を策定しまして、児童生徒及び保護者に対して指導を行い、安全対策を図っております。指導内容としましては、児童生徒に対しての指導内容でございますけれども、主なものとして5つ述べさせていただきますが、1つ目は2名以上で行動すること。登下校も含めてですね。登下校の場合は寄り道をしないということです。それから、2つ目としまして、危険なところ、人通りの少ないところを通らない、近寄らないということです。3番目に子どもたちだけの川遊び、山遊びをしない。火遊びは禁止ということにしております。4番目に不審者に遭遇したら、大声を出しながら逃げる。地域

の、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、110番の家に駆け込む。「いかのおすし」という子どもたちが覚えやすいようなことで、児童たちには指導しておりますけれども、ついて「いかない」、知らない人についていかない。知らない人とか、誘われても車に「のらない」、「おおごえで助けを求めろ」、「すぐに逃げる」、自分の家、または近くの人に「しらせる」ということで、ついていかないの「い」、車にのらないの「の」、おおごえで助けを求めろの「お」、すぐに逃げるの「す」、人にしらせるの「し」で、「いかのおすし」というようなことで、わかりやすく指導をしております。5番目には、校区外へ行くとき、または夜間外出、外泊等は保護者同伴とする。自分たちだけで外泊とかをしないということでもあります。

何度も申すようですがけれども、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけど、本当に約10年前でしたかね。声かけ事案もっております。広島、栃木の女の子が行方不明になった事件のころですね、ちょうど山江村でも声かけ事案がありまして、幸いなことに事なきを得たということではございますけれども、本当に地域全体で子どもたちの安全の確保をするという取り組みが求められていると思います。教育委員会としましても、防犯ボランティアを募り、防犯に努めるとともに、村民の皆さんに事件、事故を未然に防ぐ手助けをお願いしたいと思っております。

また、山江村におきましても、少年補導員の方が、毎月1回夕方にかけてですね、パトロールをしてくださっておりますし、本年度、区長さんを通して、緑の防犯チョッキですけれども、老人クラブのほうに配付をいたしまして、夕方の散歩等にそれを着て目立つように、子どもたちを見守っていただきたいということでお配りをしたところでございます。

何か、村民の皆様方からもいいアイデアがあれば、ぜひ御提案いただきたいと思っております。学校だけでは限りがありますので、地域の皆様に御協力をお願いしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員

4番（岩山正義君） ただいまよくわかりました。きめ細かくですね、よく児童生徒には指導されているものと思います。それによりまして、事故もなくですね、子どもたちも、児童生徒もですね、安心して、登下校ももちろんですけど、家庭、休日もですね、そういったことで守りながらですね、学校で教えられたことを守りながら全員過ごしておるものと思っております。

次に、小中学生の携帯電話の話ですが、携帯電話やスマートフォンを利用の現状についてということで通告しております。私たちが育った時代と比べましたらですね、日常の生活や遊びが大きく変わってきておりまして、子どもは大変昔のもので

すけど、外で走り回ったり、そういったことよりも室内でゲームをするなどで過ごす子どもが多いと聞いております。そして、私もそういったふう感じております。現在では、携帯電話やスマートフォンが急速に普及し、直近の国勢調査における日本の総人口に対しまして、これは26年の3月末現在でございますが、12.6%の保有率だそうであります。小中学生の保有する割合も、もちろん増えておりまして、長時間の使用による料金トラブルやネットやライン等によるささいなやり取りでのトラブルで、いじめにつながるケースもあると聞いております。現在は、核家族で共働きの家庭が多い中ですので、保護者との連絡用等して携帯している小中学生もいると思いますが、何名ぐらい自分のものとしてですね、持っている小中学生がいるか。それと、また自分のものとして保有はしていないが、必要に応じて保護者の、必要なときにですね、保護者の携帯を借りて、いつでも使用できるというような状態のはどれくらいおるか。また、1日のですね、使用時間とか、トラブル等の発生の事例はないかということでお聞きいたしたいと思います。

議長（松本佳久君） 教育課長、嶋原さん。

教育課長（嶋原美津子君） ただいま児童生徒の携帯やスマートフォンの所持数とかですね。

4番（岩山正義君） 自分のものとして持って実際持っている人とか。わかっておりましたら。

教育課長（嶋原美津子君） わかっている範囲ということで、はい。お答えさせていただきます。一応、本当に去年の夏、夏じゃなかった、5月でしたっけ。高校生がネット犯罪にあったと。球磨管内、球磨郡ですね、あったということで。本当、危機感を感じているところです。実際、最近では、固定電話を引いていない家庭が多くございまして、域内電話では外部からは通じないということで、村内だけでは利用ができるんですけど、外からかけることができないので、やっぱり子どもたちに持たせる家庭もあるようです。携帯とか、キッズ携帯とかに加えて、最近ではスマホを持っている子も少しはいるんじゃないかなとは思っているんですけど、アンケートをですね、各学校採っております。大体の数しかわからないんですけど、小学校で自分のものとして持っているのが4、50人というところですよ。山田小も万江小も。中学校は一応3人ということで把握しております。親の、家族ですね、家族のを使ったことがあるというのは18人ぐらいですかね。その主な理由としては連絡用、先ほど議員もおっしゃいましたけど連絡用としてとか、子どもが家に1人である時間が長いのでというようなことです。どうしても固定電話がないので、それを使わせてくださいということですね。中学校とかにおいてはですね、原則所持は禁止。もちろん学校へは持込禁止ということにしておりますので、やむ

を得ない事情が、学校には持って行きませんが、やむを得ない事情がある場合に限り、学校及び学校運営協議会で検討を重ねて、認める場合もあるということで、中学校はしております。そこで3人が限定的に認めているということで報告をもらっております。はい。所要、次は時間でしたかね。所持。

4番(岩山正義君) そういったことを調べておられたら。

教育課長(嶋原美津子君) はい。学校も危機感を持っておりますので、本当はそういうのを所持させたくないんですけど、どうしても仕方がないという用な場合もありますので。各学校アンケートに取り組んだということです。所要時間については、そんなに長いことはありません。大体用事があるときということで、30分以内がほとんどです。トラブルについては1件も報告は受けておりません。

4番(岩山正義君) はい。

教育課長(嶋原美津子君) はい。以上でよろしいでしょうか。

4番(岩山正義君) はい。

議長(松本佳久君) 岩山正義議員。

4番(岩山正義君) はい、わかりました。使い方によってはですね、時間的に余り長く、よそには、余りにも長く話しておってですね、何か何万円も請求されるという。それは当然使ったからですけどですね。そういったこともあるかと思えます。そういったネット犯罪や被害等のトラブルはなかったということで、大変いいことだと思います。安全な必要な取り組みは、先ほど言われたので大体わかります。ただ、保護者の皆さんのですね、認識についてはどのように感じておられるか、ちょっと教えてください。

議長(松本佳久君) 教育課長、嶋原さん。

教育課長(嶋原美津子君) ただいま保護者の認識ということでございますけれども、保護者の方もですね、それこそ危機感を感じておりますということで、村Pのほうにおいても、7月の9日でしたけれども情報メディアの講演会を開いておりまして、子どもたちとメディアというところで、皆さんに呼びかけて講演会を行いました。それから、度々中学校は、特にPTA会長から、アンケートはもちろんですけども、保護者の認識等についても文書を配付というんですかね。各家庭に配付しております。小学校においても保護者がどういうふうに認識をしておられるのかということで、アンケートで調査をしているようです。それから、県の教育委員会のほうでも、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」というのですね、第1条が、「約束しよう！夜10時から朝6時は使わない」、第2条、「設定しよう！フィルタリングは当たり前」、第3条、「尊重しよう！画面の向こうの相手のこと」、第4条、「判断しよう！知らせていいこと悪いこと」、第5条については、家

庭で子どもたちと保護者と話し合っただけで1か条を決めてくださいというようなことで、各学校のPTAのほうからも、家庭で決めてくださいねというお知らせをしております。中学校においては、我が家の1か条というようなので挙がっていたのを、ちょっと忘れてきましたけれども、出ております。ああ、ありました、ありました。中学校です、家庭におけるスマートフォン等の使用のルールについてということで、PTAのほうから保護者のほうに配られておりますけど、第5条は、山江中生徒会ルール1か条、「親の携帯などを使用する際は、親に断って、目の届く範囲で時間を決めて使う」というのを決めております。親のほうも、そういう認識は持っていると思っております。

以上です。よろしいでしょうか。

4番(岩山正義君) はい。

議長(松本佳久君) 岩山正義議員。

4番(岩山正義君) はい。よくわかりました。最後ですけど、先ほど、最初言いましたが、痛ましい殺傷事件やネット犯罪ですね、それからいじめ問題など、いずれも防犯の基本は、私は家庭の中にあると思います。家庭の日ごろのですね、平日頃の家庭の中の会話とか、そういったことが大事じゃないかと思っております。悩みごとや困りごとなど、児童生徒がですね、自分で解決できないとき、先生や親兄弟、知人や友人たちにですね、友達に相談する勇気は、家庭における家族との日常のいろんな会話の中でですね。それから、先ほど言いました躰の中で培っていくんではなかろうかと、私は思っております。いずれにしても、村民の安心安全を、安全な村づくりをよろしく願いたいしまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長(松本佳久君) 次に、3番、中竹耕一郎議員より、1、観光交流による地域の元気づくりについて、2、夢のある地域創生へ向けた取組についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。3番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

3番(中竹耕一郎君) こんにちは。3番、中竹です。質問のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨日、平成23年3月11日以来、大震災のあと4年目を迎えておるわけですが、大変テレビを見ておりまして、改めてその被害の甚大さを感じたわけでありま

す。亡くなられた方、衷心よりお悔やみ申し上げ、また、さらには被害に遭われた方にお見舞い申し上げたいというふうに考えます。

任期中最後の一般質問になりましたけれども、大変お疲れと思いますが、若干お付き合いを願いたいと思います。

今日は、2つの課題についてお尋ねをしたいと思います。まず、第1点は、住民の意見から、観光交流に観光資源をもっと活用できないかという点、それから、もう一つは、いわゆる待ったなしの政策課題であります地方創生に向けた取組についてであります。簡潔にお答えを願いたいと思いますが。

早速ですけれども、以前1回質問したと思いますが、地域の元気をどのようにつくっていくかということは大変重要なことだろうというふうに思います。

そこで、私は、観光交流の視点でですね、文化財の活用も十分必要だろうというふうに考えます。村内各地には規模の大小に関わらず、様々な文化財が点在しております。もっとも祖先がですね、守りを育てて、引き継がれてきたものでありまして、今後も未永く引き継いでいくというような、我々の責任でもあり、大切なことだろうというふうに考えます。そして、今たまたまですね、ケーブルテレビでも山江遺産というふうにして放映をされておりますし、また一方私たち議会のほうでもですね、定期的に発行しております議会広報まるおかの中で表紙にですね、取り上げまして、各地区順次、一部分ではありますけども、取材広報しているところがあります。時々出かけてみるんですが、ここにもこんなものがあつたんだなということですね、驚きと同時に興味を持っておるところであります。

ところで、村内で、国指定、県指定、村指定、様々ありますが、今あります文化財の状況について、かいつまんでお尋ねをしたいと思います。よろしく願います。

議長（松本佳久君） 教育長、大平さん。

教育長（大平和明君） 今、中竹議員のご質問にお答えいたします。我が村にあります文化財の状況ですが、ご承知と思いますが、国指定の重要文化財が山田大王神社の本殿と拝殿ですね。それから、彫刻と言いますか、仏像で高寺院にあります木造毘沙門天立像2体です。それから、国指定の登録有形文化財と言いますが、これが4件あります。高寺院毘沙門堂です。それと農協の倉庫、それから赤坂さんちの石倉、それから旧役場です。それから、県の指定になりますと、重要文化財で、これも高寺院にあります木造勢至菩薩立像。それから、これも高寺院の木造多宝塔。それから、重要無形民俗文化財として東浦の臼太鼓踊り。それから、村指定は随分ありますけども、例えば、有形文化財では建造物で12件、西福寺跡阿弥陀堂等です。それから、彫刻で10件、城山観音堂の11面観音像。それから、工芸品とし

て6件、西福寺の家計簿統計。それから歴史資料としてですね、7件あるんですが、万江阿蘇神社の棟札が3枚あります。そのほかです。それから、無形文化財として、尾寄崎の棒踊りと大河内の扇踊り。史跡は9件ありまして、山田城史跡などです。天然記念物は5件、淡島のイチイガシなどです。環境保全地区として3件、ツクシガヤ自生地あたりです。これを今、国、県、村の指定として本村にある文化財の状況でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 相当数あるようです。今、お話しいただいたところですね、昨今では非常に残念ですけども、黒ハゲワシがなくなりましたので、多分その辺が、天然記念物としては1件減っているんだと思いますが、今の報告で見ますとですね、国、県合わせて10件、それから村指定が54件、合わせて64件、様々建造物から彫刻からあるわけですが、特に時代の移り変わりによって、守っていく人が少なくなりまして、その維持管理に苦労されているところもあるやに聞いております。

そこで、今お話がありました国の重要文化財であります大王神社ですね、について話をしたいと思います。いろいろな人に話を伺いますとですね、屋根のふき替えを順次やっていかなければならないということで大変苦労していると。現在は、かやぶきの職人もいないし、材料の茅そのものの調達も大変だし、常に経費がかさんで。かと言って、今、山田大王神社関係は、大体七、八百軒くらいですね、方の賛助金をいただいているようなんですが、その賛助金のお願いにも限度があり、どうなるか先行きが非常に心配であると。強制ではないため、協力してもらっている人たちもですね、少しずつ減っていく状態にあるというふうな話をされておりました。総代さんも役員さんもですね、これはどうしたもんだらうかと、相当頭を痛めてですね、苦慮されているようですが、その辺、教育長もご存じだと思いますが、大王神社に限らず、様々な課題も出てきておるわけですが、文化財の管理についてですね、どのように思っておられるのか。また、大王神社以外に関わらずして、これが指定でないかに関わらずですね、ほかの所有者から文化財に関する保存について、何らかの相談等がありませんでしたでしょうか。その辺お尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 今議員ご質問のとおり、たくさんの文化財がありますし、実は、未指定の文化財もかなりあるという具合に予想しています。ただ、なかなか調査する期間が、私どもが十分でありませんので、今後そこは私どもの課題でもあります。

それからもう一つ、維持管理のことですけれども、これも本当に所有者の方が高齢化されて、昔は集落で守っていたものが、3、4軒になって、今は1軒でやっておられると。相談と言えば、そういう相談はありました。今後の大きな課題という具合には思います。所有者の方にお任せじゃなくて、私たち村ばかりじゃなくてですね、国、県ももう少し関わり合いながら、この文化財の保存についてはしていかななくてはいけないのかなという具合には思っております。

そこで1つの例かもしれませんが、確かに、山田大王神社の茅はふき替えをおとといたしました。おかげさまで、国の指定重要文化財ですので、国から、県からの補助がありますので助かったんですが、実は、本当に今言われたように茅がないんです。昔はえびのの駐屯地の茅を取っておられたそうですが、今あそこは立ち入ることができなくて、県内でもですね、数少ない限られた場所での茅を取ると言いますか、そういった作業だそうですし、したがって値段も高いということを知っております。

そこで、今、人吉球磨でですね、ご承知かもしれませんが、球磨地域文化財広域連携協議会が立ち上がっています。その中で、来週話し合いがなされるんだそうですが、修復材料等環境地消サイクル調査研究というのがありまして、実は多良木町でですね、茅場を昔のように再現して、活用したという新聞ニュースが出ておりました。本村でもですね、できるだけ、できるなら、村有地に茅場をつくってですね、それは大王神社ではなくて、人吉球磨で、例えば、今年は相良の菅原神社の屋根ぶきをするからということで、球磨郡中から持ち寄って茅ぶきをしたらいかがだろうかという具合の思っています。大王神社が、今年は茅をふく時期にきているといったときに、球磨郡中から、やっぱり茅が集まってくるような体制というのを、今後構築していく必要があるのかなという具合には思って、そういった動きになっていますので、大変有り難い動きだという具合に思っています。また、そういった形で保存をしていく必要があるという具合に、私も認知しております。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） そういうふうな組織がですね、立ち上がって、動いていくということは非常にいいことだろうと思います。併せてですね、やっぱり今たまたま大王神社の話をしましたけれども、ほかのですね、村指定の文化財の維持管理についてもですね、やっぱり今なかなか、以前は集落で守ってきたけども、もうそういうことができなくなったと。1軒でやっとなら維持していくんだという話も聞きますので、できるだけですね、行政のほうもその辺、財政の事情もあるかと思いますが、目を配りながら効率的に進めていただきたいなというふうに考えます。

次に、昨今ですね、観光のスタイルも変化をしまして、従来ですね、観光スタ

イル、いわゆる団体で物見遊山で訪れていた観光からですね、やっぱり、今、着地型観光と言われますけども、いわゆる滞在、体験型に変わってきておるようであります。人吉球磨でもですね、その辺の観光商品化に向けて努力をされておりますが、山江村の場合ですね、寺社仏閣を始め、無病息災、五穀豊穡を願って守り継がれている年中行事、それから観光資源があるわけですけども、観光交流を進める上でですね、題材として、これは使える、有望じゃないかなというのが何かありましたらご紹介いただきたいんですが。今の段階で結構です。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 観光交流を進める上での文化財の利用ということであろうかと思えます。村内の文化財につきましては、先ほど教育委員会のほうから話があったとおりでございますけれども、このほか、昔から各地域で守られてきた御利益があるとされるほこらとかですね、村内には多数点在しております。過去には村民の方々が中心になられましてですね、こういった御利益のある場所とか村の地域資源ですね、こういったものを活用して御利益めぐりというふうなですね、ツアーを企画されて、村内外から多数のお客様をお迎えしておられました。めぐる先々ではですね、趣向を凝らしたおもてなしであるとか、物産の販売とか、お土産等をいただけるなどですね、参加される方は非常に喜んでおられました。また、村外から、遠方から来られる方は、前日からですね、温泉等に泊まっていたきまして、宿泊していただく。また物産館で買物をしていただくなどですね、非常に村にも経済効果をもたらしていたようなことがございました。地域資源を活用した、文化財を活用したこのような取り組みが、まさに着地型ですね、観光であるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど議員申されましたように、このような着地型観光がですね、注目を浴びておりまして、人吉球磨広域事業組合のほうでもですね、広域的なこういった文化財を活用した着地型の観光の開発とか、日本遺産の指定を見越した観光開発をやっておられます。本村におきましてもですね、以前、行われておられたような御利益ツアーみたいなですね、ことも実際あっておりましたんで、村の地域資源、文化財とか、昔から守られてきたほこらなどを非常に観光資源として有望というふうに思っておりますので、積極的にですね、住民の参加を得ながらですね、今後、開発を進めるべきだと思っております。以上でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） いわゆる観光資源をですね、掘り起こすというか、それを掘り起こして磨いていくというか、そういうふうな知恵をやっぱりみんなで絞らなければならぬなというふうに感じております。

先般ですね、関西丸岡会、ちょっと私も参加させていただきましたが、そのついでにですね、大阪の四天王寺という、いわゆる1,400年前に聖徳太子によってつくられた日本最古の仏法のお寺があるわけですが、そこをちょっと私は見てきたんですが、見せ方にもいろいろあるなというふうにつくづく感じましたけども。一つありましたのはですね、あんまりそんなに重くないんですけど、地蔵さんがありましてですね、掛け目は大体4、5キロだと思いますが、「おもかる地蔵」というふうに言うわけですね。名前が。何だろうかなと感じたら、重いのと軽いのと、「おもかる地蔵」というふうに言うわけですが、その地蔵さんをですね、抱いて抱えて、軽ければ自分の願いが叶うと。重く感じれば、その願いはすぐはかなわないので、待ちなさいよというふうなことをやっております。ほかにですね、臼をつくってあります。木づちで3回たたいて、自分の体を3回たたけば悪いところが治るんだと。そういうふうな参拝者を飽きさせないような工夫がしてありました。見せ方だろうと思いますが、私が行ったときは、非常に中国人が多かったんですけども、中国人もやっぱり興味を持って一生懸命やっておりました。そういうふうな、今からはですね、やっぱりそういうふうの特徴を持たせて、見せ方にもですね、差別化をしていく工夫が必要じゃないかなというふうに感じました。このような観光資源にですね、いろんな様々な付加価値を付けて呼び込んでいく。このことが大事じゃなからうかと思えます。

特に、さっき企画調整課長から話がありましてですね、このような場所を利用して、産地の作物を売っていくというふうなことも一つの方法だろうと思えます。にぎやかになっていくという話をちょっとしましたけども、去年は西川内地区ではですね、メタセコイヤ公園にあります古代の森公園ですか、あそこですね、あそこを活用して、収穫祭が行われておりました。初めてされたということなんですが、大変、私も見てみましたけども、地区の方が協力してですね、ことに当たっておられ、大変素晴らしい取り組みじゃないかなと思えます。そこで採れた品物をですね、売られておりました。そのような観点からですね、うずもれた文化財を利用しながらですね、元気づくりにつなげていくというような努力を、ぜひしていただきたいというふうに思えます。

次にですね、人吉球磨三十三観音めぐりというのは有名であるんですが、今広域でもですね、健康ウォークという大会をやっております。本村にはですね、12番札所の合戦の峰の観音堂があるわけですが、ここは春、秋の彼岸ですね、非常にたくさんの方が訪れてきていただいています。1週間に1,300人ほど来ておられるわけですが、非常に人吉から近いし、最も近寄りやすい、近場ということですね、非常にいいところじゃないかなというふうに思えます。そこにももちろん観音堂

を始め、山田の伝助の供養塔もありますし、年間を通してきておられるわけですが、如何せん表玄関にも関わらずですね、場所が非常に急な階段とか、急な坂道でありまして、どちらかと言うと非常に寄り付きにくいなど。また、トイレもそんなにいい、こう言っちゃいけませんけども、そんなに完備されたトイレじゃないというふうに私も感じておりますが、観光回りされた方もですね、不便を感じておられるんじゃないかなと思います。

そこでですね、地方創生には余り関係ないんですが、創生という観点からですね、地域資源を生かす、その財源をうまく引っ張り出してきて環境整備をする。そういうことができないかですね。大がかりになるとすればですね、非常にその地区だけではなかなかできないと思います。地元の方は一生懸命管理をされておるんですが、そのような事業についてはなかなか取り組めないと思うんですね。ですから、大きい枠ですね、村で取り組めると。観光資源として生かしていく。非常に大事な要素を持っておりますし、信仰の厚かった山田伝助にもですね、歴史的な題材として、もっともっと光を当てていいんじゃないかなと思います。山田伝助については、村指定でありますけども、指定そのものはですね、村指定なんですけど、非常にこれは興味を持たれると思います。特に、別院とのつながりがありますしですね。そういう意味では、山田の伝助も非常に観光資源として最たる資源だろうと思いますので、年次計画でもですね、整備に向けて基礎調査などされてですね、何らかの支援検討ができないものだろうかというふうに思うわけです。その辺についてお考えあれば、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 合戦の峰地区の観光開発ということでございますけれども、合戦の峰地区には、議員申されておりましたような相良三十三観音の合戦峰観音堂、それから、伝助の殉教地ということで観光地があります。特に、申されましたように、春と秋のお彼岸時期にはですね、多数の方が参りにも来られております。先ほど申されましたように、昨年9月には、第3回の相良三十三観音めぐり健康ウォークが開催されまして、3つのコースが設定されておったようでございまして、全体で538の方が参加されております。合戦峰観音をめぐる17キロのコースであったように伺っておりますけれども、90名の方が参加されたということでございます。せっかくこのような多くの方々ですね、訪れていただきます。トイレや交流の場がありますとですね、もっとお客様が増えるんじゃないかなというふうに思っております。また、地域のにぎわいを創出する場所となりまして、地域が元気になるのではないかなというふうにも思っております。

地方創生のメニューの中で、観光地のバリアフリー化というふうなこともあった

ように記憶いたしております。その中で、整備につきましては検討を今後させていただきたいというふうに思っております。この地方創生取り組みますと、当然、後ほど検証ということで、この事業をやったことによって、観光客がどれくらい増えたとか、あるとか、地元の収入がどのくらい増えたであるとかというふうな、ちょっと条件がございますけれども、私どもも色々なご意見を聞きながら、知恵を絞って、こういうものに使えるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 以上で、観光資源、観光交流という観点からの元気づくりについては終わりたいと思いますが、次に、地方創生に向けた取組について、若干お尋ねをしたいと思います。

今、盛んに言われております少子高齢化ですね。もう高齢化じゃなくて高齢ですけども、少子高齢にですね、そういう社会になってどのように対応していくかという課題なんです。国の方は、27年度予算で関連事業として、社会保障費を除いて7,200億円を計上しておりますが、一方、地方によってはですね、人口減少克服に向けて、雇用の確保、それから移住支援などの対策をしておりますが、そもそも大きな構造的な問題でもありますし、そう簡単に解決できるものじゃないというふうに考えます。来年3月までに総合戦略の作成が義務づけられておるわけですが、計画の内容によってはですね、来年度からの、いわゆる新型交付金ですね、差を付けていくというふうな国のほうの方針であります。まさに自治体間の競争でもあり、最終的には格差が生まれるかもしれないわけですけども、そのような中でですね、人口減少克服というふうなことを言われておりますが、本当のところ、本村の場合ですね、自然増、社会増含めてですね、人口の減少状況がどこにあるのか、見通し、現段階で結構ですので、高齢化はどれくらまで進むのかですね。本当に子どもが増える要素があるのか。どの辺で子どもが増えてくるのかですね。その辺の分析がなされているかどうかわかりませんが、分析なされておればですね、どんな政策をですね、もくろんでいったほうがいいのかですね。現段階で結構ですので、ぜひお話を聞かせていただければと思います。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 本村の人口の見通しという問題でございます。私のほうから、現在分析しております人口見通しについて、少しご説明させていただきます。将来の人口につきましては、現在、担当によりまして、独自に分析を行っているような状態でございまして、今後、国の補助を受けましてですね、将来人口の推計と人口ビジョンの作成に取りかかりたいと思っております。現時点における山江

村の人口見通しは、社会保障人口問題研究会と日本創生会議の中で発表してございます。これをもとにいたしまして、県がシステムを少しつくっておりますので、それを活用いたしまして、そのデータを用いて村独自で一応推計をいたしております。

まず、総人口でございますけれども、現状のままです、推移した場合でございますけれども、基準を2010年、平成22年ということで設けておりますけれども、平成22年の時点では3,681人ございました。これが、2040年には、2,663人と推計いたしております、1,018人減少すると。また、さらに2060年には2,074人で、平成22年よりも1,607人減少すると推計いたしております。

高齢化につきましては、同じく2010年の65歳以上の人口が1,053人で、これを100とした場合に、現在から10年後2025年がピークでございます、1,175人に達すると。平成22年を100とした場合に、116%になるということでございまして、総人口に対する高齢化率は37%というふうに見ております。これは、総人口も減りますので、相対的には高齢化率というのは、この程度になるかというふうに推測いたしております。

その後はですね、減少に転じるということで、予測しております、2030年には1,115人で、平成22年と比べた場合は105.9%、2040年には969人で92%、2060年には703人ということで、平成22年と比べた場合は66.8%に減少するというふうに推計しております。それで、2060年の高齢化率は33%ということで、下がっていくというふうに推測をいたしております。

また一方、15歳以下の年少人口でございますけれども、2010年、平成22年現在が599人で、総人口の16.3%でございます。2040年には407人で、総人口の15.3%、2060年には15.3%になると推計いたしております。子どものほうも減っていくわけですが、総人口が同時に減りますので、率としては、2060年には15.3%と余り変動は、割合的には変動はないというふうに推測いたしております。

以上が、現時点での推計でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） これは、全国的な流れでありますし、もちろん急にですね、増やすというのはちょっと無理な話であります。そこでですね、やっぱり今からターゲットの絞り方がですね、問題になってくると思います。我々が今からですね、やっぱり15年から25年後には、大体高齢者のピークは過ぎてしまうということであると思います。ですから、我々が亡くなった時点ではですね、余りもう高齢者

対策に力をそそぐ、金がいるということはないわけですが、その辺までが一番大事で、その間に子どもを増やしていく。いわゆる少子化に際する対策事業を打っていくというのが非常に大事だろうと思います。村長が進めております、例えば給食費の無料、これなんかも非常に少子化対策の最たるものだろうというふうに考えます。そのほかにもですね、いろいろ策があると思いますので、その辺の見極めをですね、十分されて政策を打っていかれたらいいんじゃないかなと思います。

村長はですね、議会冒頭で27年度は山江創生元年にするというふうな施政の方針挨拶がありました。もちろん既存の補助事業、交付金事業の活用は、当然必要でありますけども、いわゆる27年度から始まります新型交付金ですね。これをですね、使って地方創生に生かす。独自のセーフティーネットと言うんですかね、そういう策は考えられないかなということを考えるわけです。私は、5つほど考えておりますんですが、それを創生の中のお金を引っ張り出せるかどうかわかりませんが、提案をしてみたいと思いますが、1つ目ですね、医療法人の進出の話がありました。高齢者社会、先ほど人口のですね、分析で出ておりますが、高齢社会の真ただ中であってですね、やっぱり情報端末機器を使ってですね、医療機関と連携をしてお年寄りの方の健康管理業務。それから、もちろん若い人の健康管理。それから介護の情報管理等に連携をしながら、常に医療機関と行政と本人と。もちろんセキュリティ対策も必要ですが、その辺を準備してですね、できないかなというふうに考えます。そして、医療費、介護費を下げっていく。介護料も次期福祉政策の計画の中では増えていくようになっておりますので、できるだけですね、介護費を医療費用を下げっていく。その辺の工夫も必要じゃないかなというふうに思います。既に、お隣の宮崎ではですね、アプリの開発をされてですね、そういうふうなことをされておるところもあるようです。その辺の情報機器や端末を使った連携事業についてお尋ねします。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） それじゃ、お答えいたします。もろもろの地方創生に係る質問でございます。議員おっしゃるとおり、人口をどう歯止めをするかと。自然増、社会増を含めて、その予測はどのようになるかというようなことでありますけれども、肝心なのは、日本全体がですね、人口が減っていくという状況の中であって、やはりバランスよく人口構成比を今後保っていくことが大事だというふうに思っております。そういう中での施策ということですけども、その前に、私なりに人口の行く末と言いますか、ことを、ちょっとということではありますが、ちょっとお伝えしたいというか、おつなぎしたいということでもありますけども。昨日、教育委員会から、児童数のですね、今後の平成32年までの児童生徒数の推移について調べて

ありますかと言ったら出てきました。今平成26年度であります、現在218名が、平成28年度は228名になり、平成32年ということですから、7、8、9、10、11、6年後、小学校に入る子どもだと思いますが207名微減であります。万江小については、現在39名が、27年度42名になり、平成32年には33名ということであります。山江中に対しましては、平成26年度が112名ということが数字が出てきておりますけれども、ピークが平成31年が134名、平成32年について125名。いわゆる山江中については、現在よりも13名増えるという結果であります。

もう1点、人吉球磨のですね、小中学校の数をどうなっているかなということで、実は、これは球磨郡町村会において、各種団体の補助金を決定する中で出てきた資料でありますけれども、平成26年10月1日現在であります、山江村については、児童生徒ですね。全体の人口に対します数字が10.37%ございました。児童生徒数についても、このパーセントからいきますと、山江村が一番高く10.37%、2番目が錦町の9.57%、その次に、あさぎりの8.36%、それから水上村が高くてですね、8.05%という順になっております。ちなみに人吉は全人口のうちですね、児童生徒が占める割合は7.69%ということで、要するに人口に対しまして、児童生徒数が少ない、子どもの数が少ないというような結果と見て取れるんだらうと思います。従いまして、実は、湯前町よりですね、随分、人口は湯前町のほうが山江村より600人ほど多いわけですがけれども、児童生徒数は山江のほうが多い。球磨村もそうなっております。逆転の現象がおきております。と言いますのも、今まで、もろもろ対策を取ってきました公営住宅、それから子育てに対する支援、最近では給食費無料化もありましたけれども、中学校までの医療費無料化もありましたが、しっかりそういう対策を継続して取ることがですね、この山江村の持続可能性を保障するといえますか、地方創生に向けた大きな手だての一つだと、大きな手立ての一つと言うか、柱になるものだと思っております。

ただ、地域づくりというのは、ただ子育てだけでは進まないわけでありまして、やはり、村民一人一人がどこに暮らしていても同じような安心安全の中に暮らせる、幸福度を上げていくと言いますか、そういうことが大切であります。また、そのこと自体がこの日本地方創生に対するですね、大きな考え方のコンセプトというか、根幹にあるものだと思っておるところでありまして、そういう観点を入れますと、もちろんお年寄りの方々、一人暮らしのお年寄りの方々、たくさんおられるわけです。先ほどの質問にもありまして、お医者さんに行くのにタクシー代もたいへん高価な、高いタクシー代を払って移動されている方もおられるという

ことでありますから、議員質問のとおり、情報機器端末と言いますか、昔は情報機器端末というとパソコンであったわけですけれども、今はタブレット、小中学生が今タブレット教育で大成功を収めておりますけれども、そのタブレットで指でポンポンと押すとですね、お医者さんにつながったり、買物を買えたりというような調査研究もしていきたいと思えますし、そのタブレットで使うとなると、まさにおっしゃるとおりアプリをですね、山江村でアプリを開発して、高齢者用に、このボタンを押してくださいとなると、どこそこの、お医者さんにつながったりする。幸いにも、冒頭申し、議会の施政方針の中で申し上げましたとおり、お医者さんの誘致について、立地についても、向こうからも申し出があっているということでもありますから、高齢者の方々、行かなくても、要するに顔を見ただけです、いつもの主治医さんの、主治医のお医者さんの顔を見ただけで安心される部分も多いのかと思います。そういうICTを活用しながらということでもありますけれども、これは、先ほどの秋丸議員の中でも言いましたけれども、そういうICTを活用して、村民の暮らしを便利にする、いわゆるテレワークセンターと今まで言われておりましたけれども、暮らしに役立つ道具として、こういう情報機器端末を便利に使う、使い方を開発する、使い方を教えると言いますか、伝えるというようなものも必要だろうということを考えておまして、その中で、その一環としてですね、高齢者の方々の情報に伴う、情報機器に伴う健康管理業務、介護業務をやることにより、将来の医療費をですね、できるだけ削減するための施策も、この創生の中で考えていきたいと思っているところであります。庁舎内では、ちょっとまだまだ、今からどのように組み立てるか、どのようにストーリーをつくりながら国のほうを説得するかというようなことになるわけですけれども、そのようなことを思いながら、考えながら対応していきたいと思っているところでございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） じゃあですね、次にいきたいと思えますが、情報を使った生活、使ってですね、生活を豊かにしていくと、これも非常に大事なことであると思えますので、ぜひ、ふるさと創生の中でですね、財源で手当ができれば、ぜひ進めていただいたいというふうに考えます。

じゃ、2つ目なんですが、商工会さんもですね、一生懸命努力をされておりますけれども、平成24年ごろ村内には15軒ほど商工のお店があったわけですが、たばこ屋さんとか雑貨屋さんがあったわけですが、現在はですね、多分6軒ぐらいじゃないかなというふうに思うわけですが、非常に少なくなってしまいました。この商店についてはですね、地域の高齢者の方にとっては、非常に大事なところですね。一つはよりどころでもあるわけですね。お互いに無事を確かめ合う場所でも

あるわけですが、これ以上、店が閉まってしまうと、非常に困ったことになるわけですし、商店主の事情もあるでしょうけれども、できるだけ続けられるようにですね、当面10年ぐらいか15年ぐらい続けられるようなですね、そのような支援が、コストを削減する。例えば、お年寄りが集まる場所については、椅子を提供するとか、テーブルを提供する。また、冬は断熱用ですね、灯油等も幾らか支援していくという方法ができないかですね。買物弱者の対策にもなるといいますので、その辺が何かあればお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 村内の商店でございますけれども、非常に少なくなっているということでございます。山江村はですね、人吉に近すぎてですね、村内での買物でなくても、人吉のほうで買物される方が多いようでございます。しかし、高齢者の方々にとってはですね、歩いていけるような、近くにあるというお店は大変重要な役目を果たしております。先ほどから申されましたように、地域のよりどころというか、そういうような役目も果たしているようでございます。今回のですね、地域住民生活緊急支援交付金という消費喚起と生活支援のメニューでございますけれども、こちらのほうでプレミアムのですね、商品券の発行を一応計画いたしております。現在、国といろいろな打ち合わせをやっているところでございますけれども、市内のディスカウント店との価格差を縮めるといいますか、そういったところで、村内でできるだけお買物をしていただくということで、プレミアムを付けたですね、商品券によりまして、村内で使っていただいて、商工業者の方々の支援もしようということで、現在計画中でございます。このことはですね、商店、商工業者のみならず、先ほど言われましたような地域の方々、住民の方々ですね、生活支援にもなるというふうに考えておりますので、できれば、この地域創生の期間5年ということでございますけれども、それ以上に支援ができればいいんじゃないかなというふうには考えております。ということで、今回、そういった地域創生のメニューの中で対応してまいりたいというふうに考えております。はい。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 商店周辺に、椅子をそろえたり、集える場というようなことをおっしゃったかと思っておりますけれども、人がですね、動いてくるところには、やっぱりどうしても椅子とか、ちょっと滞在を長時間するような環境をですね、つくって差し上げるということは、非常に大事なことであろうかと思っております。実は、そういう考え方はですね、まさに、私は駅という発想の中で、要するに村民の方々が駅に集まってきながらいろんなことをする。歴史民俗資料館を学びの駅と付けさせてもらいました。当時。それから、福祉の拠点として健康の駅として駅にみんな

集まってきて、そこから健康に向けて出発するんだというような発想であります。旧役場は時の駅、やっぱり歴史を学びながら先人たちに感謝し、今後もろもろの山江村を考えていこうというような、その出発点にしたいという駅であります。加えてですね、経済活性化事業だったと思いますが、当時の。自由に使っていいお金がきました。5年前だったと思いますけども。お金で、まるおか号の各停留所に椅子を置かせていただいたということでもあります。これは、私自身はですね、勝手にどうぞの椅子と言っています。どうぞお座りください。どうぞの椅子ですよ。そこを中心としながら、散歩した方々がですね、そこに座りながら、そこでいろんな歓談をしてもらおう。井戸端会議でもしてもらおうというような場所にも活用していただければなというようなことで、そのような設置も、もくろみでですね、そういう設置をさせていただいたということでもあります。今回、暮らしという点において、地域公共交通を考えるという点においては、お店とか、もちろんこういう公共施設もそうですけれども、大きな拠点の施設になり得るんだろうというようなことを考えますときに、商業支援、商工業支援としてのですね、そういう人が集まってこれてくつろげるスペースを確保していくということについてはですね、非常に大事なことであらうと思います。そういうことも含めて、先ほどはICTと言いましたけれども、ICTの先には、やっぱりアナログ的な、そういう具体的な椅子を置くとか、スペースをつくるとかということも併せてやっぱりやっていく必要があるんだろうということを考えておりますし、しっかりとそういう政策も組み込んでいければと思っておるところであります。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 一生懸命頑張っておられる商店ですから、長くですね、続けられるようなですね、方策も、支援も必要だろうと思いますので、その辺のこともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3つ目ですけども、実は、私が今どちらかというシニアのほうに入ってしまったわけですが、先ほどの人口分析の中でですね、大変年寄りも増えていくんだ、急激に増えるということでもあります。最終的には減りますけども、いわゆる今ですね、一定の仕事のリタイアしたあと、今までは老人クラブなどですね、地域活動をされておったんですが、まだまだ60歳を過ぎた方は非常に元気だし、十分仕事も、どちらかというところとできるというような状況だろうと思ひます。そこで、今後ですね、しっかりしたシニアライフをつくっていく、スタイルをつくっていくというような、そういう施策も必要じゃないかなというふうに思ひわけです。例えば、都会であれば、小さな農園をつくって、小さな就農に取り組んで、でき過ぎたら地域に売ったり、あげると、やるというふうなこともされてはいますが、そのような何

かシニアグループで活動していく下地をつくっていく、そういうような環境が欲しいなというわけです。これは、シニアグループの教室の開設でもいいし、いろんな研修会でもいいわけですが、その辺を何か、村長が考えておられた何ですか、うん、何かあったですね。

村長（内山慶治君） 山江未来塾。

3番（中竹耕一郎君） うん。それにかましてですね、できないかなということ、まずお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） シニアスクールと言いますか、リタイア後の生活、ライフスタイルということでございます。先ほどから申し上げたように、65歳以上の方は非常に増えていくということでございまして、まさに元気なシニア世代の方が多くなるということでございます。それぞれ文化的な活動やですね、スポーツ、また、今申されましたような、現役時代はやっていなかったけども農業をやってみたくと言われる方、また、そういったものを少しでも収入につながるような活動をしたいという、いろいろな思いの方がいらっしゃると思います。そういったシニアライフのサポートをすることも非常に重要なことであるというふうに考えております。今後ですね、住民の方々のそういったいろいろな要望と言いますか、ニーズを捉えながら、今回、地方創生の事業メニュー等の検討に当たりましては、アンケート等も一応考えておりますので、そういったものの調査もしたいというふうに考えております。農業となりますと、農地等も必要になるわけですがけれども、いろいろな市民農園などの制度もございましてけれども、いろいろな縛りもございまして。こういったものをどうやっていくかというふうな課題もあろうかと思っておりますけれども、先ほど申された未来塾ですかね。こういったものも地方創生のメニューの中で、一応立ち上げたいということで、一応計画の中に申請をいたしております。そういったものの中でいろいろな年代の方が入っていただきまして、そういったものを村民の自らの手でつくっていただくというふうなですね、手法が、一番この創生事業の戦略の中で重要なことだろーと思っておりますので、いろいろなご意見をいただきながら、そういったメニューも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） ちょっと教育委員会制度改革を言いますから。山江未来塾のあり方ですけど、未来塾に対するご質問がありました。もちろんシニアの方々はまだまだ現役で、お元気でありますから、そういう方々が仕事で頑張れる、現役で頑張れる方もあります。いったん仕事を辞めて、何らかの社会活動等々をしたいと思わ

れる方もおられましょうし、そういう方々のニーズを捉えてというようなことでありますけれども、山江未来塾自体をですね、どう捉えるかということなのですが、現在、趣味の講座を含めて、学級講座はですね、教育委員会社会教育系のほうが担当しております。ただ、いろんな社会情勢と言いますか、学習ニーズも変わってきておりますし、ましてや実践型にですね、何かをやりたい。福祉関係のボランティアをやりたい、経済化で野菜を植えてちょっと販売したいという方もおられましょうし、そういう方々の手助けとなるような学級講座ということであれば、まさに村長部局に、山江未来塾担当をすることを設置する必要があるんだろうと考えております。もちろん、今日明日ということではありませんけれども、もちろん社会教育とのすみ分けが必要であります。ただ、ニーズとしてはですね、もちろん経済的な、産業的なことに対する学習をしたい人とか、福祉関係の仕事をしたい人とか、もちろん趣味の講座の教育委員会のこともありますし、非常に多岐にわたっておりますから、果たして教育委員会の社会教育の学級講座だけで全部すくえるかと言うと、そうではないというふうにも考えております。その付近のところを考えながら、将来的にはですね、山江未来塾係なのか、担当なのか、そういうのを村長部局のほうにちょっと置きながら、各課の連絡、連携の中でそういうニーズに応えていけるような仕組みも考えていきたいと思っておりますし、課長会でもですね、そういう話もさせてもらっているところでございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） じゃ、時間がですね、もう4分ちょっとしかありませんので、まとめて2つ連続でいきたいと思えます。

先ほど、岩山議員からも、子どもたちのセーフティーネットについて話があったところですが、私、先ほど言いましたようにですね、20日ぐらい前にありました川崎市の中学生の殺人、殺傷事件ですね。このことはですね、子どもを持つ親にとっては非常にショックがあったと思います。そのようなことが、昨今、田舎も都会もほとんど何ら変わりはないわけですので、いつ同じような事件が起こらないとも限りません。地域ですね、やっぱりセーフティーネットを策定してですね。できれば適切な場所、人が、子どもたちが集まれる場所ですね。防犯カメラあたりも、もう今から考えていいんじゃないかなというふうに思います。今回の場合はですね、携帯、スマホを使って呼び出したということではありますが、逆に、スマホを使ってですね、キッズ子育てに利用していく。そのような情報の活用が必要じゃないかなというふうに思います。防犯カメラの件と情報キッズ子育ての件ですね。

それから、もう1つ最後になりますが、いろいろ人口が減るということは、今分析の中で聞いたわけですが、将来ですね、山江村の地域の姿がですね、どのように

なっていくのか、果たして集落が維持できるのか、できないのか。ことによって、空き家対策と併せてですね、移住対策のことも、今、今じゃないんですが、今から、そのことも時間をかけて考えておくことも必要ではないかなというふうに考えるわけです。まさに、難問題ではありますが、今の時点で結構ですので、お考えあればお尋ねをしたいと思います。以上、2つあわせて、すみませんがよろしくお願ひします。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、防犯カメラの設置、スマートフォンを使った子育てということでございます。先ほどから申されましたような悲惨な事件が続いております。子どもたちを守るということは、非常に大切なことございまして、防犯カメラを設置いたしますと、犯罪の抑止力になるともやっぱり考えられております。昼間はですね、見守りの方々がいらっしゃいますので、どうか大丈夫とは思いますが、夕方から夜間にかけて、特に、夜の9時とか、それ以降に、高校生が自転車で帰るようなことを見受けます。そういった点からですね、防犯カメラというのは、やっぱり私どもも必要ではないかなということで思っておりますけれども、村のケーブルテレビのケーブル網を使った防犯カメラというのをちょっと検討してみました。それには、カメラとかですね、Wi-Fi環境の整備ですね。それに電源、そして監視サーバー等がやっぱり必要になってきます。かなり経費も伴いますけれども、このあたりは今後検討させていただきたいと思っております。

それから、スマートフォンを使った情報発信ということで、保護者間ではですね、SNSを利用して、学級の保護者と連絡を取り合ったりとか、LINEなどでもですね、いろいろやり取りをやっておられます。こういったものを村のホームページとかですね、そういったもの、またフェイスブック等を使いながらですね、うまく既存のシステムを使いながら、子育て情報を発信するであるとかですね、そういったものがないかということで検討させていただきたいと思っております。

それから、空き家対策と定住の関係でございます。非常にこれは考えがございまして、重要な課題と思っております。平成26年度から、移住定住促進委員会というのを設置いたしまして研究に入っております。調査を平成26年度に行いまして、112件の空き家が判明しております。こういったものをどのように活用していくかというのは、この促進委員会のほうで協議していただくと。その中で出てきました問題につきまして、こういった対策を立てていくかというのを行政のほうでですね、具体的にお示ししながら、移住定住を促すための空き家の活用ということで進めてまいりたいと思っております。これにつきまして、地方創生と非常に深

く関係がございますので、いろいろな面から研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 今まで、いろいろ申し上げましたけれども、少子高齢の社会というのは、今まで経験したことがないわけですので、なかなか難しい問題もあるわけですが、要は、欲を言うんじゃないで、村民が安全で安心で不安なく、わずかであっても豊かさを感じながら暮らしていける。隣同士、家族で暮らしていける。そのような生活が一番夢じゃないかなというふうに考えます。みんなで知恵を絞りながらですね、夢のある地方創生ができることを期待して質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時間を2時40分とします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時40分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、2番、谷口予志之議員より、1、尾崎迂回路について、2、地区座談会についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。2番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

2番（谷口予志之君） それでは、2番、谷口より、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

今回は、尾崎迂回路についてと地区座談会についての2点について通告をしております。

まず、1点目の尾崎迂回路について質問をします。この尾崎迂回路につきましては、昨年9月議会、また12月議会において質問をしております。今回が3回目、それも続けての質問となります。12月の議会での村長の答弁内容から、地区

のほうから、やっと長年の夢がかなうねとか、そういう声もあったわけですが、27年度の予算書を見ますと、迂回路事業の迂回路の事業費は計上されていないようでございます。尾崎地区の迂回路陳情書採択からの経緯につきましては、質問のたびに申し上げておりますけれども、確認の意味、また経緯を再確認していただくためにも、簡略に述べさせていただきます。迂回路開設の陳情書は、迂回路がないために災害時に地区の孤立の恐れがあることや、県道工事の通行止め等により就労や農作業に多大の支障を被り、今の生活に不安があるということで、平成23年に村長、また議会議長に陳情書が提出をされております。

それを受けまして、議会の経済建設常任委員会とかありますけれども、それで現地調査を行い、23年の9月議会で、予定路線の検討や未開通部分の県道相良人吉線の活用を含め検討するようという意見書を附しまして、採択されております。その附帯意見を踏まえまして、24年度に執行部とともに、当初要望された路線、これは採石場から大河内のほうというような路線だったわけですが、それとか、県道未開通の大河内から尾方原を通るその路線、そして、今回実施設計ができていた路線を検討し、25年度に今回実施設計がなされた路線の事業費が予算に計上されたわけです。これにつきましても、設計の内容とか、そういうものから通行の安全生を検討する必要があるというふうなことで、議会のほうより慎重に執行するようというふうなことでございましたので、建設までには至らなかったところでございます。このことから、26年度に迂回路に対する調査費、また設計費が予算化されております。

また、地区といたしましても、陳情書採択から3年を経過しているのに何も進行できていないということから、議員との意見交換会を要請されまして、昨年ですね、8月27日に実施をされております。この意見交換会につきましては、執行部のほうは出席されておきませんが、議員は全員出席しており、地区から20名程度の方が出席され、1、2名の方を除き、出席の大半の方が迂回路がなく今の生活に不安があると、早くつくってほしいというような切実な思いを発信していただきました。執行部としましても、議会からの安心安全を確保するようということで、安全生を考慮した測量設計を行いまして、11月末にその実施設計ができております。

12月の一般質問において、事業費の計上等につきまして質問をいたしました。その回答として、村長より、「12月の補正では、事業費も高額であり、26年度も残り3カ月」ということで、「補正予算に計上すべきではなく、計上するならば、補助、起債等も考え、当初予算で」という回答をいただきました。しかしながら、27年度の当初予算に事業費の計上がないようでございます。議会での陳

情書の採択、附帯意見で言われている安全安心を考慮した実施設計までできておりますのに、なぜ今回予算が計上できなかったかについてお尋ねをしたいと思いません。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして、お答えさせていただきます。11月に設計が出来上がったということで、期間作業的に、機械規格、延長600メートル、幅員3メートルで実施設計を完了させていただきました。この区間につきましては、尾崎地区、県道の対岸の森林作業道の一環として、高触地区の手前からですね、道をあげてということで、今回は設計させていただきました。言われましたとおり、補助金や過疎債等を検討させていただきましたが、建設の要因や道路企画などから対象とならないようでございます。

また、山の神橋から北側の県道相良人吉線の改良施工の計画も用地の課題等があり、具体案が示されてなく、着工のめどが立っていませんでした。従いまして、予算の編成時において検討させていただきましたが、前年度対比で3%から5%の削減を念頭にですね、新年度予算を編成いたしまして、その際に計上をいたしませんでした。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 何か、今の答弁は予算を削減したから計上しなかったということですが、あくまでも迂回路でありました。迂回路ということは、県道が通って、工事中、その県道を使えないから迂回路をつくるんだというようなことは普通ですよ。迂回路でありますから。その建設課のほうの県道の工事について尋ねたところ、現路線は用地買収が非常に難しく、路線について、さらに検討を重ねているところというようなことであります。従いまして、県道路線がはっきりしながら、いつごろから着工できるのかということについてですね、はっきりしない時点で、先に迂回路をつくる。その工事が、本当にいつ行われるのかわからないという時点での迂回路は焦燥だろうというようなことでありました。まず、その点についてはですね、建設課と県の土木との路線についての工事の話し合いが3月24日に行われるということありますから、その様子を見てみたいと考えております。その件につきましては、建設課長のほうから答弁をいたします。

議長（松本佳久君） 建設課長、白川さん。

建設課長（白川俊博君） それでは、ただいま村長のほうから県道相良人吉線の今後の計画ということでの答弁でありますけれども、谷口議員のほうからありましたように、山の神橋から高触地区、約400メートル、25年度から整備を計画を

しております。26年度につきましてが、詳細設計で路線を想定し、工法等を検討ということで、併せて事業費も算出しながらですね、計画を進めていきたいということで、先ほどありましたけれども、3月24日にですね、県としては、地元の説明会を行いたいということで計画しております。その後関係者の協力を得てですね、一部着工ができればということで、まずは地元のほうに説明をするということで、県は考えているところでございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） 今の回答、3名の方から回答をいただいたわけでございますけれども、当初出された陳情書をよく見てもらえばわかるかと思えます。先ほど冒頭でも申しましたとおり、県道の工事の通行止めだけの迂回路ではないというようなことでございます。これは、昨今の異常気象等によりまして、県道が通行できなくなったとき、地区の孤立の恐れがあるという心配もあつての迂回路の陳情書でもございます。たまたま十数年県道の改良が行われておりますので、そのために何年となく通行止めとかそういうふうにあつて、地区の皆さんが、就労とか農作業で大変苦慮をしているというふうなことが先に立ってしまつて、県道工事のための迂回路というような形になっているような感じが、当局のほうはですね、されているような気がしてなりません。迂回路とは、12月の議会でも産業振興課長が言われましたとおり、全体は3,800メートルぐらいの計画でございます。今回設計された分は、その出だしの部分というようなことでもございます。そのところの認識は、それで、県道のあれだけじゃないということだけの陳情書を見てもらえばわかると思えますけれども、その認識はどうですか。いかがですか。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 平成23年に陳情書を出された。9月採択したということであれば、当然、23、24、25、26、4年間なぜかかっているのかということがあります。一つは、その付近に非常に、設計は私のときに出しまして、設計しましたけれども、そういう産業用の迂回路とするならば、今ある高触のところからですね、そのまま大河内のほうに行く道で十分ことは足り得るんじゃないかということを考えますし、もう1点、あえてですね、高触のところから上がる道から、また脇道たる迂回路をつくる理由は何なんだろうということを考えますと同時に、今までやっぱりこれだけ長くかかったというのは、路線決定も含めて、いろんな意味でですね、紆余曲折いろんな意見もあつたんだろうということを考えます。議会の座談会ということでもありますけれども、もちろん発注者は役場でありますから、執行部でありますので、予算を組んで。その付近としてしっかり対応していきたいと

考えておりますし、あとから座談会の話もありますけれども、その地域の方々の中には、本当に要るんだろうかというような声も私の耳には届いているわけでありますから、その付近のところをしっかりと確認をしてからの対応ということにもなるかと思えます。いずれにしましても24日ですね、県道路線が、あそこは坂本人吉線の道路改良貫通期成会の要望に行きましたときに、県から強く用地交渉についての協力を求められました。どういう意味かなと思ったら、道路用地交渉がなかなかうまくいかない地域なんだというような話を、共有地を含めてですね、という話を伺ったわけであります。そういうことを含めて、用地交渉ができないということであればですよ、県は工事着工できませんので。そういうことも含めてですね、総合的に慎重にちょっと対応したいなと思っているところであります。道をつくる、つくらないについてはですね、私、当然、人が本当に暮らして、山江のどこで暮らしていてもですね、同じような生活環境をつくるのは当たり前だということは言い続けておりますし、実際、大河内の消防署が行かない消防車が行かない、救急車が行かないところの道路改良もですね、してきたところでもありました。10年ぐらい前になりますけれども、そういう観点から必要性を鑑み、もう1回ですね、私自身が座談会で入りたいと思っておりますし、地域住民の方々の声もお伺いしたいと思いますので、よろしくお話ししときたいと思っております。あの道は、ある人は、作業道でよかつじゃなかやと言う人もおられます。そういうことであれば、何かかえてつくるのがですね、ある意味では批判の対象になってしまうこともあり得るのかなということも思っておりますので、もう1度、座談会等々、また耳を傾けさせていただければと思っているところであります。

本当に、これまでできなかったということも含めて、路線決定からいろいろあったんだろうと思っておりますし、路線決定して、さあ着工だと思って、私もありましたけれども、もろもろの案件がまだ残っているということがありますので、今回の予算計上は控えさせていただいたということであります。

議長（松本佳久君） 村長、その要望は、県道相良人吉線じゃなかったと。よか。

村長（内山慶治君） 県道相良人吉線。

議長（松本佳久君） 坂本人吉線と言いなった。

村長（内山慶治君） ああ。失礼しました。県道坂本人吉線と言ったそうでありまして、訂正いたします。お先の道でありますから、相良人吉線です。相良人吉線でありますので、訂正しておわびいたします。よろしく申し上げます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） 近所から、村長就任まで3年間、何でできなかったというようなことでございます。これも、路線の線形、当初、路線を議会のほうで見たとき

に、ここでは駄目だと、つくられないと。勾配があって、ヘアピンカーブとか、そういうを取ったら余計危険ではないかというようなことで、線形をよく検討すると。線形というか、路線の設置ですね。それと、県道相良人吉線、まだ未開通部分ありますけども、そのことも含めて検討するというようなことで、附帯意見がふされたところでございます。それを踏まえまして、地元でもある程度協議されたかと思えますけれども、県道相良人吉線の未開通部分の改良等については、「何で相良を回って役場までいかんばいかんとか」とかというような話もあり、「高齢化で、あっち通って何かあったときは誰も通らねどぎゃんなつとつとか」。そういうこともあって、今の路線、山の神橋上流からのところを一応検討されたところでございます。そして、そのときに25年度だったと思えますけれども、建設の事業費650万円か、それぐらいだったと思えますが、計上をされております。そのときにも、やはり議会のほうで、現地を検討した結果、こんくらいの設計、あれでは、事業費等では、安全安心が図られないんじゃないだろうかというようなことで、慎重に検討するようにというようなことで、先ほども言いましたとおり、そのときもできなかったというようなことで、26年度の予算につきまして、調査費、まだ測量設計中というようなことで予算を付けていただきまして、その附帯意見等も踏まえまして、執行部のほうで、そういう安全安心を図れるような作業道というようなことで、木を多くして森をなくすというようなことで設計をされてあったわけです。そのようなことで数年かかったというのが事実のようでございます。

先ほど、村長は「作業道でいいんじゃないだろうか」と。当初、地元のほうも作業道並でというようなことでも話がされておりました。と言いますのも、今高触集落の上に今回つなくようにしておりますけど、それから先のほうには、広大な人工林、森林があるわけですね。その森林があって、その森林をいよいよ整備する補助金というのがありますので、それには、補助要件を満たす森林作業計画とか、そういうソフト面ことはありますけれども、補助事業を活用してできるというようなこともございます。何で、私も迂回路というようなことで申請しておったのに、産業振興課が担当になったかと。今言う作業道関係ですね。村の負担を軽減するために、国の補助事業をもらってつくるというようなことで、産業振興課になったんだろうとは思っております。

今、今度県道のほうも、そういうようなことで、いろいろ地元のとの協議等があるというようなことでございますし、私どもは、どうなるかというのは、ちょっと私にもわかりません。県とのほうがですね。代替になるのか、今の高触の下を拡張されるのか、拡張されるとしたら、またそのところは通行止めにもなるのではな

いかという心配もあります。またその次に、大体工事の発注時期が、農作業の時期と大体が合うんですね。ですから、大変支障を来しているというような意見でございます。すみません。そういうことで、先ほど言いましたとおり、あれば、地元としては土地の交渉等には精いっぱい努力をするというようなことでもあるようでございますので。ただ、県道改良だけの迂回路でないということだけは、一応御認識をいただきたいというふうに思っています。先ほど村長が言われた作業道的なというのも十分に視察されまして、事業費がたくさん今回はかさんでおりますけれども、後々は、そういう制度を利用していったら、村の負担も68%だったですかね、68%やったですね。補助。確かそれぐらいの補助率が60だったと思いますが、それぐらいの補助率があって、負担部分は30何%とでいいということになるかと思っておりますので、そういう作業的なことでやっていったら大丈夫ではないかなというふうに思います。

今回の路線につきましては、先ほど言いましたように、補助も起債も該当しないと。金額も高いということもございますし、つくっていただくとすれば、一気にじゃなくて、年次計画でですね、分けてそういうふうにする。まあつくるか、つくらないか、まだはっきりわからないと言われましたけれども、つくるとすれば、そういう3,800メートルも線形でございますので、そういうようなことで年次計画でやるという計画はございませんか。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） つくらないとは言っておりませんが、今、あの路線はですね、高触の上の路線がありますよね。上の高触の路線が。

2番（谷口予志之君） はい。集落に。

村長（内山慶治君） それ。集落にね。

2番（谷口予志之君） はい。

村長（内山慶治君） それも、要するにつなぐ道路ですよ。

2番（谷口予志之君） ですから、ですから。

村長（内山慶治君） だから、ですから、あれは用地買収ができないということによって、作業道で計画したわけです。買収が要らんでしょう。作業道にしたら。

産業振興課長（中山久男君） はい。一応、森林作業道等については、用地は提供していただかないとできない。

村長（内山慶治君） 用地提供ですから。はい。登記をして、村道規格でやると、当然買収しなくちゃいけない。その買収でですね、実は、県のほうも苦慮していらっしゃるということでもあります。それと3,800メートルうんぬんということであれば、その高触から大河内に結ぶ道路をしっかりと整備することを先に順次年次計画

でやったほうがいいんじゃないかなろうかというふうなふうに私は思っておりまして、あえて、迂回路のと言いますか、大河内を結ぶ道路があって、また森林が広がっているということもありますが、それに合わせて、またその付け替え道路みたいなのがなぜ要るのかなということと、災害をうんぬんとすれば、当然今回作業道でありますから、県道規格並みの安全度は保障できないということでもありますから、当然、県道が災害等々です、いろんな支障を来したときには、その作業道はもっと悲惨な状況になっているんじゃないかなろうかということも考えます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、設計までしておりますので、つくらないとは言っておりませんので、もう一度仕切り直させていただきたいということでもありますから。座談会の話もありますけれども、しっかりこのことにつきましてもですね、地域の住民の方々の現場のお話も併せて聞きながら、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） つくらないとは言わないというようなことでございますので、それに、つくるには、今言われました県道等の課題とかもあるわけというようなことですね。地区の方々も今回のあれでは、ちょっと安心して、またがっかりしたような感じを受けますので、できるだけですね、県道の進行を見ながら、早期にできる限り着工のほうで、前向きに進んでいただきたいというふうに思います。そうでないと、地区、要望採択いろいろされておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で、迂回路につきましては質問を終わりました、次に、地区座談会というように通告を出しております。

村長は、昨年8月に就任をされ、7カ月になりましたと思います。今年度26年度はケーブルテレビによるテレビ座談会が放映されました。まず、このケーブルテレビについて、村内全戸が加入されていると思いませんので、ケーブルテレビの加入率がどうなっているかについて、お尋ねをしたいと思います。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） ケーブルテレビの加入率でございます。2月末現在の状況でございますけれども、世帯数から不在世帯等を差し引きまして、実質の世帯数が1,170世帯でございます。このうち加入世帯が922世帯となっております。従いまして、加入率というのは78.8%でございます。また、このほか事業所等が56件ほど加入されております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番(谷口予志之君) ケーブルテレビの加入率は、約79%というようなことで、922世帯の方が加入されていることでございます。加入されていてもテレビの視聴関係にはいろいろあるかと思しますので、そのケーブルテレビについての視聴率と言いますか、そういうのを調査されましたことはございますか。

議長(松本佳久君) 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長(北田愛介君) ケーブルテレビの視聴率につきましてはですね、調査のほうは行っておりませんが、アンケート調査を実施いたしております。そちらの内容を少しご報告させていただきたいと思っております。この調査内容につきましては、ケーブルテレビ、インターネットに関する調査でございます、満足度であるとか、10チャンネル、山江村の自主放送ですね、10チャンネルをご覧になっているかなどですね、6項目の設問とケーブルテレビの利用内容をということで行っております。調査につきましては、118世帯から回答をいただいております、回答率は40%ということでございます。

満足度につきましては、満足、やや満足、普通というふうに回答された方がですね、全体で81%ございます。一方、やや不満足、不満と答えられた方が11%ほどあります。それから、視聴率とは、ちょっと比較にならないかと思っておりますけれども、自主放送をご覧になっていますかということで、この10チャンネルのほうで、テレビ座談会ということでしておりますので、こういうふうな質問に対しまして、毎日見るという方が6.78%、よく見るという方が27.12%、たまに見るという方が53.39%ということで、何らかの形では自主放送をご覧になっておられる方は87.29%というふうな数字になっております。視聴率という点では、ちょっと異なるかもしれませんが、87%を超える方々が山江村の自主放送をご覧になっているということで、今回実施しましたテレビ座談会のほうも、かなりの方が見ておられるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

議長(松本佳久君) 谷口予志之議員。

2番(谷口予志之君) 言われるとおり、視聴率というのは、テレビ局等がやるような視聴率調査は大変難しいことだと思っております。それに代わってアンケート調査をされまして、放送に対する満足度とか、山江独自の視聴等について回答をいただいたということで、独自の番組を見られる方が、たまに見るという方まで含めまして87%と高い数字になっているようでございます。毎日見るとか、よく見るだけでは半分ぐらいの約40%になるようでございます。

なぜ、私がこういうテレビの視聴率とか何かをお尋ねしたかと言いますと、今回テレビ座談会というようなことでなされおりました、座談会をされた効果と言いま

すか、それが、計るあれはないんですけども、あったのか、なかったのか。なかったかはないでしょうけど、見られる方が、たまに見るまで含めて87%というような高い数字でございますので、どういうふうな理解を示されておるかですね、お尋ねをしたいと思います。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） テレビ村長室という形と言いますか、で、座談会に代えさせてもらったということでもあります。本来なら座談会に行くというようなことで、もろもろの動きをつくっておりましたけれども、就任して3、4カ月バタバタと走ってまいりました。年末に計画をしようとしたら、衆議院の選挙がまた入り込んできた等々の理由により、ちょっと行く時間がですね、上手に取れなかったということでもございました。従いまして、初めての試みであったわけですが、地方創生に関する意見、それから、27年度の予算に対するご意見をできるだけ、役場だけではなくてですね、村民の方々のご意見を話してもらいたい。その意見を吸い込みたいというような思いがあって、わざわざああいう形を取らせていただいた。ケーブルテレビのみならず、各区長にはDVDも渡してあり、DVDでその皆さん方集まって見られたという地区もあるようでもあります。効果等々につきましてはですね、総務課のほうで意見等々をまとめておりますので、総務課長よりお答えさせていただきます。

議長（松本佳久君） 総務課長、豊永さん。

総務課長（豊永知満君） それではお答えします。このテレビ村長室に対する意見ということで、要望、提案等を取りまとめておりますけども、7地区から47項目の意見、提案、要望が上がっております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） いろいろと行事が重なったり、そういう衆議院選挙があったりというようなことで、なかなか出られないというようなことで、初めての試みで、そういうテレビ村長室、テレビ座談会的なことをやられた。これが悪いとは、私は言っていないですよ。こういうのはやるべきだというふうに、私は思っております。ただ、テレビ、そういうのだったら、あとでアンケートなんか取られるんだったらいいんですけども、一方的に情報を発信するだけ、先に相手が見えないと言いますか、テレビだけですからですね。それよりも、私は膝を突き合わせてですね、私はこういう感じで座談会をやって、情報の発信とか、各課のいろいろな発信とか、村長の考えとかというのを、目の前でこういう今までの地区座談会ですね。そして、顔を見ながら地区住民の話を聞かれたほうが、村長のためにも、また執行

部のためにもなるのではないかなというふうに思っております。先ほど、今後またそういうことをやるというふうなことでございますけども、いつぐらいに計画をされているか、お尋ねをしたいと思います。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 座談会については、地域公共交通の会議のプロジェクトが始まっております、そのためにやる必要もあります。そして、おっしゃったように有り難い言葉でありますけれども、1回村民の方々と膝を突き合わせながら、私の思いも理解してもらいながら、どういうご意見があるのか。それと、もう1回課題整理もしてみたいと思っております。当然、私、公約に出したことももろもろありました。その進捗状況につきましても、ご報告なくはいけないということでもありますし、たまたま公約に出したことがですね、プレミアム券とか、もろもろ地方創生で後押しして、渡りに船みたいなのところもありますけれども、渡りに船と言いますか、ということもありますけれども、そういうことも含めましてですね、早い時期にやりたいと。今回、4月は選挙でありますので、統一地方選挙がありますから、県の議会議員選挙もあります。急ぐとするならですね、1日、朝、昼、晩、3カ所回ってやるのか、ゆっくり16日間かけて1区ずつ今までどおりやるのかという方法も含めて、選挙前にやったほうがいいのかという話も、実は課長とはしておりますけれども、早い時期にちょっと検討させていただきたいと思っております。当然、先ほど言いましたやらざるを得ない事情も交通プロジェクトの話もありますから、そういう事情も含めて、早い時期に計画をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） 今後、そういうようなことで、地区座談会、できるだけ早くやりたいというようなことでございます。今回も強いて言えば、12月議会で村長は12区とも話し合いをしたいということも言われておったわけですので、いつされるのかと、予算の編成前にやられるのかなという気持ちはあったわけですが、それを聞いていただいていたら、村長のほうもいろいろ地区の情報とか何かが伝わったのではないかなと。地区から、そういうことで、してくれとか何かの要望とかどうかは、ちょっと私は内容を見ておりませんのでわかりませんが、そういうようなことで膝を突き合わせて、やっぱり行われたほうがいいのではないかなと思います。この地区に出向いての座談会は、日常の業務を終えたあとの会議になるかと思っております。出席される村長とか、幹部職員の方々には、大変御苦労をいただくわけですが、そういうことでございますので、できるだけ早くですね、地区座談会のほうをやっていただき、村長も間もなく1年になるというよう

なことでございますので、やっていただければと思います。

このことをお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（松本佳久君） 次に、1番、西孝恒議員より、1、国保医療費とその対策について、2、本村の文化財について、3、温泉の水質状況についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。1番、西孝恒議員。

西孝恒君の一般質問

1番（西 孝恒君） こんにちは。1番議員、西でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問の通告は、遅く出したつもりではありませんでしたけれども、7番目で、ラストになってしまいました。私の今期最後の質問は9回目となりますが、よろしくお願いいたします。

では、本日の質問は、国保医療費とその対策、そして本村の文化財、そして山江温泉の水質状況と宣伝活動の3点についてであります。

まず、国保医療費については、平成23年度12月の定例会におきまして、歯の健康の重要性と併せて質問いたしましてから、3年ちょっと経過していますが、その延長型としてお願いします。

前回のときの本村の65歳以上の方の高齢化率は、27.4%でありまして、そのときに一人当たりの国保医療費額は、約38万円となり、そのような高額医療費の支払は本村の財政運営に危惧の念を抱かせる要因ともなっているということでありました。また、そのときの後期高齢者医療費は、一人当たり、本村が約95万円となり、郡市でも最も高額でありましたが、最近の高齢化率は30%台に上がっているようですので、さらに厳しい状況かと思えます。そのため、国民健康保険税も大変高額なものになり、村民の方も努力して納税なさっておられると思いますが、その収納率も含めて国民健康保険事業の現状についてお願いします。

村長（内山慶治君） 現状については健康福祉課長、収納率については税務課長。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えします。まず、本村の国民健康保険の医療費の現状についてでございますが、国民健康保険運営で大きく影響をもたらしますが、医療費の動向でございますが、被保険者数は年々減少してございます。平成25年度末では1,053人でありました。これに対しまして、被保険者数は減少してございますけれども、医療費は年々高額になってくるということでありま

す。25年度は、医療費総額で4億3,400万円であります。一人当たり計算しますと、41万2,224円となっております。これは、熊本県下では、一人当たりの医療費が高いほうから8位ということでもあります。どのような病気で受診されているかと言いますと、循環器系が一番多ございまして、その中でも、高血圧が9割を占めているという状況であります。その次に脳梗塞と続いておりまして、食生活からもたらす疾病が上位を占めているのが現状であります。その生活習慣病がですね、重症化していること、これをいかに抑えることが重要かというふうに思っております。今は、病気の早期発見、早期治療に向けまして、健診の受診を勧奨しているところであります。また、それが重要なことだというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 税務課長、福山さん。

税務課長（福山 浩君） ご質問の国民健康保険税収納率につきましては、平成25年度の収納率が71.5%となっております。本年度におきましては、2月末時点で約62%となっております。今後は、収納率を少しでも上げるために、取れるだけの取り組みをしまして、収納率アップに努めたいと思っております。

以上です。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） 今、平山健康福祉課長、そして、福山税務課長よりご答弁をいただきました。先ほど、被保険者数は年々減少して、平成25年度は1,053人ということでもありますね。医療費は、逆に年々増加して、同じく25年度の一人当たりの医療費は41万2,224円にもなるということでもあります。疾病では、生活習慣病の重症化ということですね、それもまた大変気掛かりな状況だと思えます。

それから、収納率を今福山税務課長より答弁いただきました。25年度、71.5%、そして26年度2月現在だったですかね、62%ということでありました。納税状況もですね、本当に大変厳しい状況かと思えます。国民健康保険税は非常に高いですけども、大体どのくらいかということですね、私も計算資料をちょっと見せていただきました。こちらのほうにあるんですけども、ここに計算例の資料ですけども、例えば3人世帯で1人は収入ありの場合に、給与収入450万円で、農業所得が30万円で、収入ありのものを40歳以上とした場合の計算例は、医療分と支援分と介護分の合計で58万8,500円ということになりまして、年10回払いで、1回が5万9,000円ほどですから、こういうことですね、かなりの出費となりまして、収納率のほうも、先ほどありましたように、他の税と比

較して大分低くなるようであります。そのようになるのも、国保事業予算がですね、約5億5,000万円。これは、平成26年度の補正予算の第4号の時点ですけれども、それが年々上がっていくようですから、医療費の削減は重要な課題であります。先ほど収納率もですね、上がるようにということで、福山課長から努力するという話をしていただきました。そちらのほうも大変厳しいわけですが、頑張ってくださいと思いますが、それも限界もあると思います。

それで、今度は、その医療費対策についてですが、厚労省の医療制度改革大綱より医療費適正化計画の推進もあっております。本村とされましても、その対策として、健診率の向上や生活習慣病対策、それから、平成23年12月の定例会の私の一般質問においてですね、国保医療費と併せて口腔ケアについて質問し、30歳、40歳と10年間隔で70歳までの節目健診を提案したのですが、現在特定健診の中で、それは実施いただいていますので、生活習慣病対策にも将来的に大変効果的だと思っております。そのような節目健診状況も含めまして、これまでの適正化計画、適正化対策の状況についてお願いします。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えします。医療費適正化対策の効果についてということですが、まず、この医療費の適正化を図るためには、病気ですね、早期発見、早期治療が前提でありまして、このためには、やっぱり健診率を上げるというのが一番重要なことだというふうに認識しております。

それで、平成24年度に、たっしゅか健康づくりプロジェクトチームというのをですね、健康福祉課で立ち上げまして、これは、未健診の受診をされていない方に受診勧奨をするということで、未受診者の方の家を1軒1軒回って、受診の勧奨をまいりました。その結果、このプロジェクトチームを立ち上げる前まで、受診率が51.5%でありました。23年度が。そして、これを立ち上げて受診勧奨をした結果、国が目標とします健診率65%を超えます65.92%ということでありまして、これは熊本県で2番目の健診率が高い市町村ということになりました。この受診率の向上によりまして、即医療費の適正化につながるというふうには、難しいというふうに考えておりますけれども、これが、あと10年後、5年後、10年後を見据えまして、これが医療費の適正化につながってくることを期待しているところでございます。また、来年度から、平成27年度から、保健師の雇用を計画していますので、今後、健康推進員の皆様の方々と行政と連携しながらですね、健康保持に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） ただいま平山課長よりご答弁をいただきまして、やはり基本はですね、早期発見、早期治療が大事ということでありまして、そのためにはですね、やはり健診率を上げるということでありました。その一環として、たっしゅか健康づくりプロジェクトチームをですね、健康福祉課内に立ち上げられて、未受診者の受診、奨励などを行っておられるようであります。その結果ですね、目標とします65%以上ということで、25年度は65.92%ですかね、ということで、これは県で2番目に高いということでもありますので、徐々にですね、結果が出てくるのではないかと思います。

国保医療費の適正化計画のですね、中長期的な対策として、急にはできませんけれども、それは、私は歯の健康のですね、重要性を考えるわけですが、歯の健康は体の健康寿命につながるということで、例えば、歯の定期的健診を受け、きちんとケアすると、生涯の総医療費がかなり低くなるということが調査でわかったということがあります。これは、生活習慣病などのリスクが下がり、糖尿病や骨粗しょう症、認知症などの予防に大きく関係し、健康で明るく過ごせる健康寿命を延ばすことにつながるということでもあります。大人になってからのケアも大事であります、それ以前に、保育園や小中学校時代からきちんとケアすることは、その後の状況に大変な影響があると思います。そこで、保育園や小中学校における口腔ケア、フッ化物洗口も含めて、その推進状況をお願いします。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） 保育園や小中学校における口腔ケアの進捗状況ということですが、近年は、歯及び口腔の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしているということが明らかになってきております。例えば、歯周病と全身の関係ではですね、歯周病により糖尿病、動脈硬化、心臓病、早産とか肥満のリスクを伴うということが言われております。熊本県の子どもたちの虫歯の本数ですが、平成24年度では、全国的に見ますと、12歳児の一人当たりの平均虫歯の本数は、全国で熊本県がワースト5位ということでありまして、本村では、熊本県でもワースト1位となっております。全国で山江村が一番ワースト1位ということでもあります。24年度はですね、本村では13年度より、3保育園の中の2つの保育園が既にフッ化物洗口を実施しております。実施していない保育園に対しても、この後推進していきたいというふうに思っております。小中学校に対しましては、平成26年度から、県の補助事業を受けまして、希望者を対象に週に1回フッ化物洗口を実施しております。また、乳幼児検診児にフッ素塗布を実施したり、先ほど西議員が言われました30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方の節目の年にですね、歯周病予防治療費の一部を助成するなどの歯の健康保持を図っ

ております。虫歯の減少によりまして、医療費が減少したという自治体もございますので、今後も幼児期からの歯の健康の保持及び増進を図るため、歯の予防に対する健康づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） 今、平山健康福祉課長からですね、答弁いただきました。歯の健康が全身の健康に大変影響するということで、確かに私もそのように思うところであります。乳幼児期からの口腔ケアの積極的な推進とですね、それから、また30歳、40歳と、10年間隔で、70歳までの方を対象に歯周病予防治療ですね、をやっているということでもあります。その中でですね、先ほどありましたが、熊本県の平成24年度の12歳児の一人当たりの平均虫歯本数がですね、全国でワースト5位であり、その熊本県の各市町村の中でも、本村がワースト1位という状況を今聞きましたが、実は、私もですね、今月7日に人吉の、人吉も大変保育園から、実はこの歯周病については取り組んでおられまして、ある保育園で保護者の方を対象にですね、園児さんの歯のケアについて、歯科医師の先生の講演を聞かせてもらいました。そのときのパワーポイントの画面の中で、子どもの1歳6カ月の時点ですね、熊本県内では山江村が既にワースト1位であることでですね、ちょっと驚きましたが、今、平山課長のお話でもですね、確かに本村の子どもさんのですね、歯の健康状態は深刻であると感じます。ぜひ引き続きですね、口腔ケアの推進を続けていただきたいと思います。

熊本県でもですね、そのような県の汚名返上に向けてですね、条例ができておりますが、熊本県の条例の中で、歯及び口腔の健康づくり推進条例の中の第13条に、「県は、幼児、児童及び生徒の虫歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及、その他の効果的な取り組みに関し、必要な措置を講じるものとする」とあります。子どものときからのケアにより、虫歯も激減し、自分の歯で生涯かめることは、本村の国保医療費においてもですね、相当違ってくるのではと思います。以上で、国保医療費と、その対策についての質問を終わります。

次に、本村の文化財についてですが、これは、先ほどですね、中竹議員から文化財についてありました。ちょっと偶然重なりましたことはですね、ここでわかりました次第でございます。この文化財について、質問のきっかけとなりましたのは、実は、定例議会後に発行されております議会だよりまるおかの表紙の写真ですが、今年4月から、各区の宝ということで、主に歴史遺産や文化財を特集して、1区から順番に2区、3区、4区まで現在発行されているところです。私も広報委員とし

て写真を撮らせてもらっていきまして、前は中竹広報委員長と4区の文化財を見せていただいています。その中には、国や県、また村指定以外の文化財もありまして、その管理は中竹議員からもありましたけれども、近所の方が昔から受け継がれてきた遺産を絶やすことがないよう、今では少人数や1人であっても維持管理なさっておられる、その御苦労はなかなか目につかない部分では思ったところでありまして。特に、指定以外の文化財は、その名称や由来もよくわからないところもあります。指定外の文化財についてもですね、保存や活用について、文化財保護委員会会議などでですね、検討いただき、一覧表やマップに加えて、資料のさらなる充実や史跡めぐりなどにですね、活用いただくなど、指定外の文化財にも目の目を当てていただくようなことはできないかと思いますが、先ほどのご答弁にありましたが、ほかにありましたらよろしくをお願いします。

議長（松本佳久君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 今、西議員のご質問にお答えいたします。実は、先ほど中竹議員のほうからも同じようなと言いますか、ありました。国、県、村指定の文化財が、先ほど言いましたように64件あります。ところが、今ご質問のように、実は、うちの山江村文化財保護条例の47条に、未指定文化財の登録というのがあります。実は、未指定、指定じゃない未指定ということですね。どう違いますかということちょっと読ませていただきますと、「村の区域に存する文化財で、法又は県及びこの条例の規定により指定された文化財以外の文化財」、これを以外の文化財を未指定文化財というんですが、「の内、価値の高いものを登録して、その保存及び活用のため、必要な措置を講ずることができる」という法があります。その法に基づいた未指定文化財がですね、現在44件あります。例えばの話ですが、瑞光寺阿弥陀堂、お堂様、お堂ですね。建造物が15件あります。それから、仏様、彫刻物が12件等々あるんです。ところが、このことを先ほど言われたように、指定、未指定に関わらずですね、文化財の保護、維持、管理というのは、大変難しくなる状況です。先ほど中竹議員のご質問に答えたとおりなんですけども。ただ、それを言うってのはいけませんので、先ほど、質問にありましたように、今後、いわゆる文化財保護行政体制というのを万全に整えていく必要があるかなという具合には思っていますし、なかなか村だけでは難しゅうございますので、先ほども、これも申し上げましたように、国や県とそれぞれの責任を明確化しながらですね、多くの課題はありますが、保存と活用に今後努めていきたいという具合に思っているところです。

それから、議会だよりのまるおかで区の宝ということで、今4区まで紹介していただいております。大変感謝申し上げているところです。実は、山江の文化財とい

うのも、平成17年3月31日で作られています。もう10年ほどたっておりますので、このことも含めてですね、平成27年度は、文化財保護委員の方々と一緒に、先ほど言いましたように未指定も含め、未指定にもなっていない文化財があるかと思いますが、そういったことも含めて調査していく必要があるかなという具合に思っているところです。

ただ、少し怖く思っていますのは、実は、これは平成17年のまた新聞なんですけど、合戦峰観音堂で、仏様が3体盗難にあっています。こういった形で知らしめるということは、逆に言うとはですね、リスクも負わなくてははいけないんです。あのお堂にはこんなものがあるというのが、こんな仏様があるというのを、今は山江だけじゃなくて、全国的、あるいは世界にも発信できるような情報ですので、そこら辺が大変心配です。そこら辺も含めてですね、今後こういった形で村民の方に素晴らしい文化財を紹介していくかということを検討させていただきたいという具合に思っております。

以上です。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） 今、教育長よりですね、未指定文化財についてご説明をいただきました。未指定文化財、法に基づいた未指定ということで、何か44件あると。ほかにもですね、件数をお聞きしました。実は、私も今見せていただきました資料をいただいておりますが、実は、その前の資料もありまして、それには、実は未指定が載ってはおりませんでした。それは大分前のですけども、それを見ております。

先月の2月ですね、NHKラジオちょっと聞いたことなんですが、それは、文化財保存に対する強い気持ちをですね、そこで感じたものですから、簡単にちょっと述べさせていただきますが、それは4年前の昨日ですね、つまり、東日本大震災のときに流出した文化財を救出する活動のことで、人命救助に例えて、文化財レスキューと呼ばれて、その成果の一部が、今、特別展「3.11大津波と文化財の再生」と題して、現在東京国立博物館で公開されているということです。10メートルを超える大津波に襲われた陸前高田市では、議会でも行きましたけれども、1,700人以上の方が亡くなり、沿岸部に位置していた博物館は全壊して、6人の職員全員が亡くなったということです。市が所蔵していた約56万点が被災したが、その後46万点ががれきの中から救出されたそうです。しかし、その修復は世界的にも例がなく、試行錯誤しながら、すべて修復するにはあと10年はかかるということでした。文化財というと国宝とか、重要文化財をイメージする方が多いと思われかもしれませんが、対象としているのは、そういったものだけではなくて、その土地に暮らしてきた人たちの姿が見えるような、生きた証としての記録すべてを対象としてレ

スキューしているということで、国や自治体の指定を受けていない文化財もいかに保護するか、地道な活動をされていることに感じたところです。そういうことで、本村の指定外文化財におきましても、改めて手立てをいただければと思うところで質問したところでございます。以上で、本村の文化財についての質問を終わります。

最後に、山江温泉の水質状況と宣伝活動について、通告いたしております。近年入浴施設では、レジオネラ属菌による感染事故が問題視されています。本村ではありませんが、もしも場合は相当な打撃を受けますのであってはなりません。温泉施設の中で大事なところは、先ほども立道議員のところでありましたけれども、温泉の泉質のよさに加えて、水質の安全性や衛生管理、そして、料理や食事のおもてなしの接遇、接客ですね、と思いますが、その中で、温泉水質の検査や消毒、洗浄など衛生対策について質問いたします。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 温泉の水質管理ということでございます。水質管理に対する考えといたしましては、うちのような公衆浴場ですね、は、非常にレジオネラ菌による事故が発生したら命取りでございます。また県のほうでは、水質条例というのが定めてございまして、当温泉につきましては、その条例に基づきまして、年1回検査を行っております。平成26年度におきましては、6月の23日にですね、南北の主浴と露天風呂のほうから採取をいたしまして検査を受けております。そのときには、レジオネラ菌の有無、大腸菌群、濁度というところで検査を行っております。県の水質基準に適合いたしております。この適合書と言いますか、検査所につきましては、フロントのですね、見えるところ、お客さんの見えるところに掲げてございます。それから、またリニューアルの際にですね、一時的に温泉の送水管などを止めましたので、そのあとも管の薬品洗浄を行っております。その後、また12月に再度レジオネラ菌の検査を行っております。不検出の結果を得ております。そういったような衛生管理を一応行っております。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） ただいま北田企画調整課長よりご答弁をいただきまして、公衆浴場についてはですね、県やら、あるいは厚労省でもですね、いろいろ基準がっております。例えば、循環式浴場におけるレジオネラ症防止対策マニュアルとか、そういったマニュアルとか基準があるようでございます。先ほどは大浴場の南北の大浴場と露天風呂ですね、から温泉を採取して、検査を何回かやっておられるということであります。山江温泉の温泉泉質がですね、私がちょっと調べてみましたところ、ナトリウム炭酸水素塩泉の弱アルカリ性の温泉で、その期待できる効能とい

うのはですね、本当にたくさんありますですね。神経痛とか筋肉痛、冷え性、疲労回復、ストレス解消、美肌作用とか、大変よい泉質であると思います。次に、泉質についての場合はですね、微生物やバクテリアの混入や溶存酸素等で水質検査とか、水質基準とか、そのように使われる場合の水質として、泉質とは区別して使わせてもらいますが、今お話がありました水質の衛生管理のためにですね、行われる殺菌消毒、洗浄ですが、それぞれ殺菌剤や消毒剤、洗浄についての薬剤や作業内容についてと。そして、大体どのくらい費用が年間かかるのかということをお願いしたいと思います。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 殺菌、消毒等についてでございます。先ほど申しましたように、県の条例に基づきまして、一応やっておりますけれども、温泉につきましては、殺菌消毒についての薬品でございますけれども、次亜塩素酸ソーダですね、によって、殺菌消毒を行っております。条例によりまして、塩素系薬剤を使用し、浴槽中、水中の残留塩素濃度ですね、を通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムを保ちということになっておりますので、一応、毎日4回ですね、残留塩素を測定いたしまして、記録するようにしております。またこの記録も義務づけられておまして、決められた年数、測定の日から3年間保管することとなっておりますので、これに基づきました管理を行っております。また、飲料水についてもですね、滅菌を行っておりますので、年間約22万円ほどですね、この薬剤のほうに、滅菌のほうに経費を要しております。

それから、温泉の洗浄につきましては、昨年1回行っておりますけれども、これはリニューアル前でございます。6月に行っております、そのときに温泉の配管、地下タンク、高架タンク等に洗浄いたしております薬品につきましては、過酸化水素、塩素剤、各中和剤などを使用しております、浴槽とか、温泉室内につきましては、高濃度の塩素消毒ということを噴霧により散布をいたしております。この配管洗浄には89万円ほどの経費を要しているようでございます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） はい。今、水質管理のために使われる殺菌ということで、殺菌消毒、洗浄。消毒には次亜塩素酸ソーダですね、日に4回ほど検査をされているということでありました。また、洗浄については、6月に配管のですね、洗浄ということで、これには過酸化水素、確かこれは危険物取扱いのですね、薬剤かと思いますが、もちろんそれがおられて、やっておられることでもありますけれども、それで、それとか塩素剤を使うということですね、ありました。また使用についてはです

ね、年間89万円ほどですか、ということで了解をしました。北田さんのご答弁におきましてですね、山江温泉が良質で安全な温泉であるということであります。水質については、余り目立たない部分かもしれませんが、全国ではですね、過去には、本村ではありません。レジオネラ菌による感染事故で死亡事故まで起きている温泉施設は大分あるようです。第三セクターの温泉でも、宮崎県や石川県にてあっている記録があります。それから、今月4日の熊日新聞にはですね、指定管理者の熊本市植木温泉福祉交流館はですね、定期検査でレジオネラ菌が基準の8倍あったことが見つかり、2月11日から休館していたが、その後対策して、再開したとありました。そのようにバクテリアやレジオネラ菌、それから、このレジオネラ菌はですね、温泉の温度、ちょうど38 から41 付近で増殖しやすいということで、さらに人間の汗などがですね、細菌の餌となり、その上、弱アルカリ性を好むということであります。さらにろ過器を設置してあるということでありますので、全く油断ならないと思います。今後とも確実な安全管理でですね、良質な温泉の継続を願ひまして、最後に山江温泉の宣伝活動について質問いたします。

先ほど、温泉泉質の様々な効能や安全安心な水質のPRは、良質であって当たり前のようにありますが、山江温泉は、昨年施設改修されまして、12月11日のオープニングでした。それで、大分PRになったとは思いますが、工事費が、そのとき3,780万円ということでありまして、これで、これまでの不具合など徹底した見直し等により、さらにグレードアップしていると思ひまして、私もその改修後、入浴してみておりますが、執行部とされましては、例えば、山江温泉のここがすごいとか、こんなところがお薦めとか、特徴あるところがあると思ひますので、その付近について温泉施設のですね、PRのお考えをお願いしたいと思ひます。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） PRの機会を与您いただきましてありがとうございます。リニューアルに際しましては、先ほども答弁いたしましたように、集客力を上げるための魅力ある施設への改修と料理、おもてなしという3点を重点的に行いました。今回は、やはり、よその風呂との差別化と言ひますか、特徴あるいい温泉にしたいということで、スーパーマイナスイオン発生陶板浴ですね、を都市で初めて導入いたしました。これは温泉のほうにも書いてありますけれども、血管が拡張して血圧を正常に保つてであるとか、血流を促進させるとか、皮膚の酸化、しみ、そばかすを防ぐ効果があるとか、呼吸や脈拍を安定させる、また疲労を回復させる、自律神経を正常に保つなどの効果が期待できるということでございます。実際、入浴されましたお客様からはですね、いつまでも体がポカポカと温かいと、前の温泉とはやっぱり少し違ひますねというふうな御感想もいただいております。それが

ら、また最新のですね、マッサージバスを導入いたしております。こちらにつきましては4種類のマッサージ効果を発揮するわけでございまして、こちらのほうも通常正常な方というのはおかしいんですけども、体の痛みとか何とかがない方がですね、近寄るとビリビリするというふうはこともお聞きしましたけれども、腰痛であるとか、いろいろなそういったものを持っていらっしゃる方については、非常に効果があるというふうなですね、こともお聞きしておりますので、そういった点は、非常に近くの温泉とは少し違いまして、魅力のある温泉になっていると思っております。また新しいパンフレットも完成させまして営業のほうに活用いたしております。新年度予算のほうには、またパンフレット等もいろいろとつくるように予算を計上してございます。それから、いろいろな広告媒体と言いますか、マスコミなども使いながらですね、山江温泉の魅力を発信して、集客のほうを図りたいと思っております。

以上、山江温泉のですね、PRと言いますか、山江温泉の特徴を申し上げさせていただきます。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） ただいま北田企画調整課長よりですね、早速、直接の山江温泉のPRをいただきました。特徴ある温泉にということで、まずは、スーパーマイナスイオンの陶板浴ですか。私も実際に入ってみているわけですけども、スーパーマイナスイオンの効果ということで、特に、血管と血圧によいということであります。それから、様々な健康において、効能があるということであります。それから低周波風呂、低周波、電気風呂ですね。これには4種類のマッサージ効果があるということであります。実際に行ってみますとですね、本当に、ものすごくしびれるようなですね、ちょっと感電するような感じじゃないかというようなところもありまして、恐る恐るですね、入ったところではありますが、大変効果があると思えます。また新しいパンフレットとかもできているということでありますし、マスコミも使ってですね、集客に努めるということであります。

実は、今回の定例会中に聞きましたことですが、家族風呂のほうの温泉は、不具合がある、配管とかですね、不具合があるということですので、ほかにもあるということではありますが、確かな改修の上ですね、山江温泉がフル稼働されまして、その温泉泉質のよさと、安全安心な水質、併せて山江温泉全体の特徴をですね、PRして、今回のリニューアルが今後に活かされますように、そして、先月25日に藻谷先生の里山資本主義の講演の中であります。地域で経済を回すという意味でもですね、村民の方へのPRと、それから、皆様の御利用や活用がさらに上向きますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

今日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後4時08分

第 3 号

3 月 1 3 日 (金)

平成 27 年第 1 回山江村議会 3 月定例会（第 3 号）

平成 27 年 3 月 13 日

午前 10 時 00 分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 議案第 18 号の条例名訂正の件
- 日程第 2 議案第 8 号 山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9 号 山江村学校林条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 10 号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 11 号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 12 号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 13 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 14 号 山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 15 号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 16 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 17 号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 18 号 山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 19 号 議決事項の一部変更について
- 日程第 14 議案第 20 号 第 3 期山江村地域福祉計画の策定について
- 日程第 15 議案第 21 号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について
- 日程第 16 議案第 22 号 村道路線の廃止について

- 日程第 17 議案第 23 号 村道路線の認定について
 日程第 18 議案第 24 号 平成 27 年度山江村一般会計予算
 日程第 19 議案第 25 号 平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
 日程第 20 議案第 26 号 平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
 日程第 21 議案第 27 号 平成 27 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
 日程第 22 議案第 28 号 平成 27 年度山江村特別会計介護保険事業予算
 日程第 23 議案第 29 号 平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
 日程第 24 議案第 30 号 平成 27 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
 日程第 25 議員派遣の件
 日程第 26 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 西 孝 恒 君 | 2 番 谷 口 予志之 君 |
| 3 番 中 竹 耕一郎 君 | 4 番 岩 山 正 義 君 |
| 5 番 田 原 龍太郎 君 | 6 番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7 番 原 先 利 且 君 | 8 番 松 本 佳 久 君 |
| 9 番 山 本 義 隆 君 | 10 番 立 道 徹 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	豊 永 知 満 君	税 務 課 長	福 山 浩 君
企画調整課長	北 田 愛 介 君	産業振興課長	中 山 久 男 君
健康福祉課長	平 山 辰 也 君	建 設 課 長	白 川 俊 博 君
教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君	会 計 管 理 者	蕨 野 昭 憲 君
農業委員会 事務局長	山 口 明 君	代表監査委員	木 下 久 人 君

開議 午前 10 時 00 分

議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第 10 の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

ここで、3月5日、村長より山江村議会会議規則第 19 条第 2 項により、事件の訂正請求書が提出されましたので、日程第 1 として説明を求め、次に、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第 5 3 条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第 5 4 条（同一議題の質疑の回数 3 回）の規定と、同規則第 5 5 条（発言時間の制限 60 分）の規定はお守りいただきますようお願いします。

なお、3 回を超える場合は、第 5 4 条但書を適用いたします。

日程第 1 議案第 18 号の条例名訂正の件

議長（松本佳久君） 次に、日程第 1、議案第 18 号の条例名訂正の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり議員を派遣するものです。

村長から、議案第 18 号の条例名訂正の理由の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） おはようございます。

議長より説明の機会を与えていただきましたので、内容についてご説明申し上げます。

今議会初日の 3 月 4 日に提案いたしました議案第 18 号、山江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例名の訂正の件になります。提案しました条例名中に「給与」の文字が記載されておりませんでした。正式には、山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。「給与」を付け加えていただきたいと思います。ということでもありますので、おわびを申し上げ、訂正をよろしくお願い申し上げます。

議長（松本佳久君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 18 号の条例名訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第1、議案第18号の条例名訂正の件を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第8号 山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第2、議案第8号、山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、議案第8号、山江村工業用地等造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第9号 山江村学校林条例を廃止する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第3、議案第9号、山江村学校林条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第9号、山江村学校林条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第10号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担

額を定める条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第10号、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第10号、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第5 議案第11号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第11号、山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第11号、山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 6 議案第 1 2 号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の
制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 6、議案第 1 2 号、山江村地域包括支援センター
に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑あり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 6、議案第 1 2 号、山江村地域包括支
援センターに関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

- - - - -

日程第 7 議案第 1 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

議長（松本佳久君） 次に、日程第 7、議案第 1 3 号、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 7、議案第 1 3 号、地方教育行政の組
織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 8 議案第 1 4 号 山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 8、議案第 14 号、山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 8、議案第 14 号、山江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 9 議案第 15 号 山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 9、議案第 15 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 15 号、山江村ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 10 議案第 16 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、議案第 16 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第10、議案第16号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第11 議案第17号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第17号、山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第11、議案第17号、山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第12 議案第18号 山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第18号、山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第12、議案第18号、山江村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第13 議案第19号 議決事項の一部変更について

議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第19号、議決事項の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、議案第19号、議決事項の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第14 議案第20号 第3期山江村地域福祉計画の策定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第20号、第3期山江村地域福祉計画の策定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） では、議案第20号につきまして、質疑を1件だけしたいと思います。計画を見せていただきましたが、第2期計画ですからですね、第3期、5年間かけてくるわけですけども、3期計画ができあがっておりますが、第2期から第3期にかけてですね、特に変わった、計画の中身でですね、変わった点、ここに重点をおきましたということがあれば教えていただきたいと思いますが、お尋ねします。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。地域福祉計画の前期から今回の計画で大きく変わったところというところですけども、

一番変わったところは、地域に対する見守りの協力隊が倍になったということであり
ます。それに対しまして、見守り対象世帯も増えたということでもありますけど
も、協力隊の方が倍以上に増えたということが、今回大きく前期の計画から変わっ
たところというふうに思っております。

以上です。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 途中、5年間の計画ですから、途中経過ですね、またアン
ケートを採ったりして、途中でチェックを入れられる計画はありますか。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） 今のところ、途中でアンケートというふうには、今の
ところ考えていませんけども、次期の計画では、もちろんアンケートを採りたいと
思います。でも、必要に応じましてですね、社会情勢の変化によりまして、必要に
応じてアンケートは採りたいというふうに思っております。はい。

以上です。

3番（中竹耕一郎君） はい。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、議案第20号、第3期山江村地
域福祉計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第15 議案第21号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第21号、山江村過疎地域自立促進計
画（変更）の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第15、議案第21号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第16 議案第22号 村道路線の廃止について

議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第22号、村道路線の廃止についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第16、議案第22号、村道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第17 議案第23号 村道路線の認定について

議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第23号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第17、議案第23号、村道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第18 議案第24号 平成27年度山江村一般会計予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第18、議案第24号、平成27年度山江村一般会

計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

議長（松本佳久君） 3番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 議案第24号につきまして、1件だけ質疑をしたいと思えます。予算等についてはですね、特に、私は何もないんですが、教育予算を見ておりましたですね、関係することで質疑をしたいと思うんですが、今、山江中を卒業してですね、多良木高校に行っておられる方は何名くらいおられますか。

議長（松本佳久君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） お答えいたします。現在の高校3年生、3月1日で卒業式をお迎えされましたが1名、現在の2年生はゼロです。今の1年生は1名、今度試験を受けた生徒さんが2名、来週合格発表があるわけですが、その2人が合格すると、合わせて、来年度ですね2名と1名ということになって3名になるということです。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 今朝の新聞でですね、いよいよ教育委員会、県の教育委員会で廃止が決まったという報道がされているんですが、そのなれば、多良木高校に志願できなくなるわけですね。3年後ですから、今入学した子どもが卒業すれば終わりになるわけですけども、これは、この辺は、どう聞いていいか分かりませんが、これは市町村長の考えだろうと思うんですが、多良木高校が廃止ということになるんです。恐らく県議会もそういうふうになると思いますけども、山江村の立場としてですね、多良木高校の廃止について、どうこうするというわけじゃありませんけども、何かコメントがあれば、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） じゃあ、お答えいたします。高校再編につきましては、もろもろ県の動きがあっておりまして、県の教育委員会の中での最後がですね、人吉球磨の球磨郡内の3校を2校にするというようなことでの動きがっているということです。

方針が出まして、ただ、球磨郡町村会としてはですね、反対の態度を貫き通してきたということでもあります。そういう中であって、反対の陳情をしておりますながら、その回答が全く町村会のほうになかったということで、先般、県の教育委員会のほうから、これは、市を含めた市長を含めて町村会、町村長のほうに、報告会と意見交換会を求められたということでありました。もろもろの意見がございました。首長からはですね、それぞれの市町村長からは。もちろん多良木はですね、3万人の反対の署名もそろっておりますし、反対という立場を貫かれたということでもあります。錦については意見のほうに容認して、子どもが少なくなるという現状もです

ね、説明を受けましたので、致し方ないと、次の手をいろいろ考えていこうという
ような意見もございました。

先ほど教育長のほうから2名入学と言われましたけれども、今回の入学者が最後の
入学者、29年度に予定されている、閉校が予定されているということでござい
ます。いろいろ私も考えまして、ちょっと意見を言わせていただいたのは、基本的
にはですね、今回の統廃合が県の行財政改革、要するに財政の効率化によるもので
はないかというような確認をさせていただきました。子どもの教育がですね、財政
の効率化によって左右されてはいけないというようなことを申したんですけれど
も、もちろん、それはそういうことではなく、やっぱり子どもの減少、今、定員に
も満たないという現象であります。中身を聞きますと、県議会のほうの理解、了解
も出ているというようなことでもあります。お互い行政同士でもありますし、これ
まで残せ残すまいの平行線でもですね、話し合いは済まないんだらうということ
でも考えまして、私のほうは、多良木高校の校舎をそのまま利用する形ですね、何
らかの事業を、その事業を持ってくる形で校舎を残すこと。利用するというような
形はできないかというような提案もさせていただきました。と申しますのも、どこ
の町村も一緒でありますけれども、学校がなくなるということは、やはり大きな文
化の集積でもありますから、活性化の拠点でもありますので、非常に町が衰退して
いくことにもつながるから、校舎におけるいろんな事業の活用とともにですね、今
後、校舎を活用した県の支援策等々を話し合う場を持っていきましょうというよう
な提案をさせていただきました。私の発言は、熊本日日新聞にはですね、中立という
ような発言としてですね、出ていたわけですがけれども、要するに、しっかり今後校舎
を活用とすることで、多良木町がですね、衰退しないような形、また子どもたち
がいなくすれば、子どもたちが校舎を利用しながら事業をする体系を取っていく
方法も含めてですね、やっぱりやるのが大事だらうと。いずれにしましても、県
のほうも、もろもろといろいろと考えはあるようであります。県の教育委員会のほ
うですね。とありますので、やっぱり膝を突き合わせながら、しっかり今後の人吉
球磨の高校教育のあり方を議論していく。もちろん市町村長ともそういう場をつく
ってくれというようなことでもありましたし、あさぎり町のほうからは、禍根を残さ
ないようなやり方で行きましょうというような提案もなっております。

どうなるかということでもありますけれども、いずれにしましても、結論はです
ね、やっぱり多良木高校がなくなるということで、多良木町がだんだん寂しくな
る、活性化が、をどう止めるかということが大事だらうというようなことを、私は
考えおるところであります。

以上です。

3番（中竹耕一郎君） はい。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

6番、秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） おはようございます。

議案第24号、平成27年度一般会計予算書。予算書の中には関係はございませんけれども、13ページ、農林水産業、使用料についてお尋ねいたします。

ここで、ほたるの荘使用料が上がっていますけれども、1件が人吉で働いていて、地区の地域の交流も一切なく、アパート代わりに借りているという人が1人だけおられます。これについて、条例で違反しているのではないかと思いますけれども、この件につきましてちょっと質問いたします。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） ただいまのご質問、ほたるの荘の利用につきまして、条例違反ということがあるんじゃないかなということでございます。ほたるの荘につきましては、田舎暮らしをですね、将来やりたいという方々が試験的に利用していただいて、田舎暮らしを体験しながら、定住へつなげていただくというふうな施設でございます。

この利用に関しましては、条例規則で規定されておりまして、規則の中で、第3条でしたですかね、利用者の資格ということがございます。そこで6項目ほど規定されておりまして。また、この規則に違反した場合には、利用を取り消すというふうなですね、ことが条例のほうでうたわれております。その方ですね、状況というのが、私どものほうはつぶさに把握はいたしておりませんので、この規則に著しく違反するものかというのを、やっぱり見極める必要があると思いますので、今後調査をさせていただきますですね、著しく条例、規則に違反するようであれば、更新の時期等にですね、やはりお話をしまして、利用をお断りするという場合があるかもしれないので、そういったふうな今後の調査をさせていただきます、条例規則に違反しているか、違反していないかというところを確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

6番（秋丸安弘君） 地域の交流が目的でされていますので、今後よく調査検討していただきたいと思っております。質問を終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

4番、岩山正義議員。

4番（岩山正義君） それでは、4番、岩山です。2点質問させていただきます。

まず、12ページの一番上、自動車取得税交付金の230万円の減額で、270万円となっておりますが、取得税の減額、地方税の変更かなんかあったんじゃないかと思いますが、2、3年の決算を見ても500万円か600万円ぐらいは交付されておりましたのでですね、この交付金減額の説明をちょっとお願いいたします。

議長（松本佳久君） 総務課長、豊永さん。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。これにつきましては、平成26年度の見込額によりまして、27年度を上げております。これは、普通自動車の取得に対する交付税ということで、これは、消費税関係で反動が来た関係で、減額、少なくなっているんじゃないかというふうに考えております。

4番（岩山正義君） 税の改正になっとつとじゃなか。違う。

総務課長（豊永知満君） 税の改正につきましては、歳入のですね、軽自動車の改正につきまして、10ページの軽自動車税のところ、95万7,000円の増額ということで、計、これは軽自動車税ということで挙げております。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい。あとから、また見てみてください。私は、多分法が変わっているんじゃないかと、ちょっと思いましたのでですね。そういったことで、ちょっとお尋ねしてみました。ということであれば、26年度の税額は500万円上げてありますので、それくらい今回の補正の中ではありませんでしたので、これくらいは入るということですよ。来年が27年度が270万円ぐらいということ。それをお尋ねいたします。

議長（松本佳久君） 総務課長、豊永さん。

総務課長（豊永知満君） 一応、実績見込みというので上げておりますので、はい、そのとおりでございます。はい。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい。分かりました。それでは、もう1点ですが、48ページ、款3民生費の目の老人福祉費、この中の節、扶助費ですが、2,040万円の予算を組んであります。前年度と比べたらですね、240万円だったですかね、減額してありますが、この、多分入居者数が減ったとかあると思いますのでですね、お尋ねいたしたいと思います。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えします。老人福祉施設措置費の2,040万円ということですけども、平成26年度の当初は2,280万円を計上し

ております。この差額と言いますのは、平成26年度の当初では、一月当たり19万円の措置費の12カ月の10名分を計上しておりました。2,280万円であります。今回は、17万円×12月の10名分を計上しております。この一月当たりの減額と言いますのは、26年度の当初では、25年度の実績によりまして19万円というふうに計上しましたけども、今回27年度の当初では、26年度の実績が17万円程度を一人当たり支出しているという実績によりまして、来年度は17万円の12カ月の10名ということで、前年度に比べまして240万円の減額ということでございます。

4番（岩山正義君） 施設、箇所数も分かっておったら。

健康福祉課長（平山辰也君） 箇所数は3カ所で、今現在入所している方が8名です。

4番（岩山正義君） 8名。

健康福祉課長（平山辰也君） 以上です。

議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

4番（岩山正義君） はい。分かりました。それでは、終わります。

議長（松本佳久君） いや。岩山正義議員、着席ください、どうぞ。先ほどの答えがあれば。

総務課長、豊永さん。

総務課長（豊永知満君） 先ほどの質問ですけども、先ほど、平成26年度の見込額を勘案して計上ということで説明いたしましたが、これにつきましては、県税として徴収された取得税、村道の延長、それから面積に応じて案分されるということで、26年度がまだ確定されていないということで、26年度の見込額を勘案して計上しているということでございます。

すみません。エコカー減税で税収が減額しているということで、300万円ほどですね、下がっているということでございます。

4番（岩山正義君） はい。分かりました。ありがとうございました。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

1番、西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） 1番議員、西です。1点だけお願いします。議案第24号の平成27年度山江村一般会計予算書の中の款8消防費、目3防災行政無線維持管理費、区分18備品購入費のところ、防災無線戸別受信機購入費として。

[「ページば言わんば」と呼ぶ者あり]

1番（西 孝恒君） 81。

議長（松本佳久君） はい。いいです、続けて。

1番(西 孝恒君) 失礼しました。81ページをお願いします。81ページの款8消防費、目3防災行政無線維持管理費、区分18備品購入費のところでございます。防災無線戸別受信機購入費として32万4,000円が上げてあります。金額は、昨年度も同じで、確か戸別受信機の10台分として見てあるのではなかったかと思えます。それで、ここ数年ですね、戸別受信機の修理とか取替えの状況、その内容についてお願いします。

議長(松本佳久君) 総務課長、豊永さん。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えいたします。戸別受信機の修理取替えの状況ということでございますけども、備品購入費32万4,000円によりまして、転入された方が、新築された住宅への対応や、修理ができなかったものの更新費用として計上しております。それから需用費の修繕費ということで45万4,000円上げておりますが、戸別受信機の修繕の費用ということで計上しております。

取替え状況ということでありますけども、平成26年度、本年度でありますけども、新規、それから取替えが4件、30件の修繕をしております。平成26年度以前ということでは、平成23年度が23件、24年度が20件、25年度が17件の修繕をしております。それから新規、それから取替えにつきましては、平成23年度10件、24年度10件、平成25年度15件の実績というふうになっております。

なお、この戸別受信機につきましては、予備機ということで何台かストックしておりますので、その状況を見ながら購入するようにしております。

議長(松本佳久君) 西孝恒議員。

1番(西 孝恒君) 今、豊永総務課長よりご答弁いただきました。23年度付近からですね、取替え、そして新規、また修理ということで20何件から、23件から十何件とかですね、毎回あっているようであります。それで、ストックも置いてあるということであります。それでですね、結構あるなと思えます。

次に、本村各家庭のですね、戸別受信機の稼働状況と、今ちょっと話していただきましたので分かりましたが、戸別受信機を含めた今後の防災行政無線のですね、今後の計画がありましたをお願いします。

議長(松本佳久君) 総務課長、豊永さん。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えいたします。戸別受信機につきましては、全戸に対応するようにしております。設置漏れがないように、転入された方、新築される場合につきましては、関係課と連携をいたしまして戸別受信機の案内をしております。

今後の計画ということですが、今の防災無線のほうは運用開始から26年ほど経過をしているということで、更新時期を迎えております。また、総務省の無線設備規則の改正によりまして、現状のままでは、平成34年12月以降使用できなくなるということになりますので、今後の更新を検討しているところでございます。

議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

1番（西 孝恒君） この戸別受信機ですね、取付けから、今26年ですか、経過しているということでありまして。一応、全戸ですね、100%が大体計画でありますけれども、まだ団地とかなんか、もし、ないところがあるかも分かりません。是非ですね、その付近をお願いしたいと思いますが、この受信機についてはですね、私も平成25年の6月の定例会で一般質問をしておりますが、そのときも、村民の方から不具合なところが割に多いようなことでした。そして、また今回もそのようなことを聞きましたので質問をさせていただきました。

この戸別受信機は、無線で、また停電したときもですね、緊急時や防災時の情報伝達手段としてですね、唯一の設備ではないかと思っております。確かな防災通信手段設備としてですね、また再度調査などしていただいて、お願いいたしまして、質疑を終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

10番、立道徹議員。

10番（立道 徹君） じゃあ、おはようございます。1点だけお尋ねしたいと思っております。ページ数がですね、31ページ、企画総務費ですかね。その中で13番の委託料ですね。漠然と委託料と書いてありますけど、この中には、マイナンバー制度導入システムの使用料と総合公園建設調査費というのが入っているみたいですが、この金額、623万2,000円ですかね。これは、どのように、718万円の中にですね、総合公園のですね、建設調査費が623万2,000円と上がっておるみたいです。この金額はどのように決められたか、積算されたか、お尋ねしたいと思っております。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 設計の基本計画の積算ということでございます。これにつきましては、いろいろやり方はございまして、建築設計とか、土木であるとか、そういった場合には、ある程度事業費等によって積算をいたしております。今回は、まだ全然、どこにどういうものをつくるというふうなですね、ことが決まっておきませんので、数社ですね、実績と言いますか、過去に県内とか県外で計画をされておるところがございまして。そういったところをですね、一応参考にいたし

まして、総合公園の規模ということところで、一応そういうものを参考にして算出いたしております。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） そして、また基本計画ということで、漠然として、ちょっと我々には分からないんですけど、どのような規模のですね、公園を考えていられるかお尋ねします。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 何回も申しておりますけれども、公園のあり方については、ある意味では、南九州から人を呼び込めるような、一円から呼び込めるような公園の整備をやりたいと、によって、地方創生、「ひと・まち・しごと」に対する対案をと言いますか、事業を起こしていきたいというふうに思っております。どの場所にどの規模でというのは、まだ、新たなプロジェクト検討委員の中でいろんな議論がなされながら、また、いろんなところの現地視察をしながらですね、決めていくことになろうかと思えます。いずれにしましても、親子で楽しめる、また高齢者の方も含めた楽しめる公園のあり方というのはどういうことなのか。例えば、遊戯ゾーンだったり、健康ゾーンだったり、また飲食ゾーンであったり、そういうゾーニングをしながらですね、どの規模の公園がいるのか、そして、当然駐車場をどの付近に設けてというようなこともあります。そういう総合的なものを含めてですね、山江村の公園が人吉球磨を代表する公園であり、冒頭言いました南九州から人を呼び込めるような公園のあり方を探っていくという基本計画をつくりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（松本佳久君） 立道徹議員。

10番（立道 徹君） はい。我々もですね、議員もいろいろ小郡市等にもですね、研修に行って、つくるのはですね、いろんな補助事業があると思えますけど、実際の現場、行政からのお話を聞くと、規模に応じてですね、何千万というやっぱり維持管理費が要りますので、その辺慎重にですね、プロジェクト会議でいろいろ御検討願えればと思えます。終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

2番、谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） それでは、一般会計予算書の中のちょっと質問をしたいと思えます。

まず、21ページですけれども、財産売払収入、不動産売払収入の中で、立木の売払収入、今回は200万円と。昨年度より800万円の減がなされているようでございます。

それに絡みまして、今度は70ページになります。公有林造成事業、本年度予算で1,926万4,000円と。その中の委託料1,537万6,000円ですが、これの減額、支出の予算で870万円というようなことになっておりますけども、村有林の事業関係が減ってきたのでしょうか。ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。
産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして、お答えさせていただきます。

まず、財産収入の件につきましてでございますけど、26年度までには、主伐等がありましてですね、1,000万円前後の収入を見込んでおりました。27年度におきましては、今のところ主伐のところがございませんので、間伐によります収入ということで、大幅減額とさせていただきました。

また歳出につきましては、間伐の地域のほうが5ヘクタールということと、あとは、多々造林等の地域があるということになりますけど、今村の5ヘクタール、また横手畑、丸岡等々がございまして、村有林全般的には規模のほうを縮小させていただきます。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） 一応、村有林関係につきましても、作業計画と言いますか、そういうのをつくってやっておられるんだと思います。前に、主伐面積5ヘクタールを毎年やっていくようにというふうな話もあったわけですけども、それが、今主伐の箇所がなくなってきたということですかね。

議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山さん。

産業振興課長（中山久男君） ただいまの件につきましてですけど、主伐の場所につきまして、課内でも検討させていただきました。まず、大きなところでは新層地区等々が、まだあることはありますけど、市場等の動向を見ながらですね、若干考えさえいただければということで、今回の予算のほうにつきましては、計上させていただきますけれども、検討によりましては、考えてさせていただきたいと。

また、計画につきましてはですね、単年度単年度のほうでさせていただいておりますけど、経営計画等をちょっと若干見直させていただきながら、5年間等々の長期的な計画のほうをですね、今後させていただければと思います。

以上でございます。

議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

2番（谷口予志之君） そういうようなことで、村有林、村の見本となるべき山をつくっていただきたいというふうに思いますし、また、ほかにも一般の森林を見てみ

ますと、まだ間伐とかなんや、そういうのが進んでいないところがかかり見受けられますので、今後そのようなことで、地域のほうにもですね、発信していただいて、山江村の森林が、健全な森林になるようお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第18、議案第24号、平成27年度山江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第19 議案第25号 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第25号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 19、議案第 25 号、平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 20 議案第 26 号 平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第 20、議案第 26 号、平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 20、議案第 26 号、平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 21 議案第 27 号 平成 27 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第 21、議案第 27 号、平成 27 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 21、議案第 27 号、平成 27 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 22 議案第 28 号 平成 27 年度山江村特別会計介護保険事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第 22、議案第 28 号、平成 27 年度山江村特別会

計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 議案第28号につきまして、1件だけお尋ねをしたいと思えます。

介護保険料のですね、滞納、普通徴収保険料、滞納繰越分ですけれども、一応10万円というふうに計上されておりますが、実際、今ある滞納額は幾らなんでしょうか。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） 今ある滞納額ということですが、280万円程度でございます。

以上です。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 先般、介護保険料のですね、改定が可決をされたわけですね。もちろん、これはルール上ですね、介護保険法に基づいて介護保険料を取って、介護給付をしていくというような、助け合いのシステムになっているわけです。これは分かるんですが、介護保険料がですね、このようにして上がっていくということは、先ほどの福祉計画の中でも出ておるわけですが、今回特にですね、介護保険料の財源については、国が半分、残りの半分が1号と2号とおぶっていくわけですが、今回からは今度、64歳については、全国平均では5,177円と下がるわけですが、65歳以上は負担率が上がるわけですね。だから、その辺見ていくと、なかなか65歳以上の方についてはですね、厳しくなるなということが予想されるわけですね。その保険料がですね、上がっていくと、恐らくまた滞納もあんまりいい方向に向かないんじゃないかなと、回収にですね。だから、その辺を考えるとですね、何かほかに一般財源で、補てんはできないでしょうけども、何らかの方形でできる方法というのはないものでしょうかね。あくまでもルール上ですから、なかなかできないとは思いますが、今回、山江の場合が5,900円ですか。だから4,900円の基準率からいくと、約20%ぐらい上がるわけですね。だから、その辺考えてみますと、なかなか滞納のですね、額が減るということは、あんまり考えられないわけですが、何かその辺、何かお考えあればお願いします。

議長（松本佳久君） 健康福祉課長、平山さん。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、お答えします。

滞納繰越が、今回の計上で10万円ということで、調定額よりもですね、の1割も行っていないということですが、もちろん、あくまでも予算でありまして、も

ちろん努力はしまして、滞納の整理の計画を立てまして、ちゃんと努力していきたいというふうに思っておりますけども、今回保険料が増えまして、基準額が増えまして、滞納が増えるんじゃないだろうかということですけども、確かに、基準額が月1,000円増えますので、年間に1万2,000円が増えるということでありませう。可能性としては、ないとは言いきれませんが、一般会計からの繰入れということはですね、給付費と予防給付費の何%が繰入れをするというのが基準が決まっております。それ以上は法定外の繰入れはできないというふうになっております。もし、それで介護保険の運営ができなくなったら、基金を取り崩したり、県から運営費を補助して、借入するというふうな形になると思っておりますけども、今後の運営としましては、給付費は、確かに伸びるのが現状であります。認定率も行ってくるといふような可能性はありますので、それに見合う介護予防にですね、ちょっと力を入れていかなくてはいけないかなというふうに思っておりますので、また、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 医療福祉関係の予算は、補正、特別会計も含めて、年々膨らんでいくということでありませう。国保もそうでありませうけども、介護もそうでありませうが、やっぱり医療を、またサービスを受けられる方が多い。また福祉サービスを受けられると言ひませうか、病気を受けられると言ひませうか、例えば、心臓病でですね、心臓の手術をされる方があって、実は、800万円ほどその方が手術に要された。ただ、そのお金は全体で賄うというような助け合ひの制度でありませうから、そういう予防医療、予防介護にですね、やっぱり今後力を入れていくというしかない。だから、時間もかかりますが、しっかり保健師も今回投入しながらと、採用しながらということでありませうし、医療機関も誘致するというのであれば、その付近のところもですね、しっかり将来の健全な特別会計が運営できる。そのことが村民の方々の健康を守ることにつながるということでありませうから、しっかり対策を打っていくということだと思ひしております。よろしく、ご理解をお願ひします。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 今回、介護報酬もですね、約3%弱ですかね、下がりますから、もっと下がることを期待して、質問を終わります。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めませう。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第22、議案第28号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第23 議案第29号 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第29号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第23、議案第29号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第24 議案第30号 平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第30号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 議案第30号についてお尋ねします。

このケーブルテレビ事業のテレビの業務にですね、携わる方、これは委託業務にされていると思うんですが、委託金額については別にいいんですけども、やっぱり就業体制が過度になっていないかですね。特に、土曜も日曜も収録とか、時間外の収録とか、そしてまた夜遅くまで電気をつけてやっておられるのを見るとですね、非常にその辺の就業体制が過度になっていないかなということを心配するわけですけども、その辺は何か過度な体制とかはないでしょうかね。

議長（松本佳久君） 企画調整課長、北田さん。

企画調整課長（北田愛介君） 職員の勤務時間と言いますか、過度になっていないだ

ろうかということでございます。ケーブルテレビにつきましては、毎週番組の入替えをしております、常に新しい情報をお伝えしたいということで、その日に収録してきたものは、すぐ編集をしたりとか、そういうことで、かなり遅くまでの残っている状況はあります。土曜、日曜は行事等も多ございまして、出かけることがございます。そういった場合がございまして、交代交代ですね、1人に負担がかからないようなことで一応やっております。しかし、当初は3名でやっておりましたけれども、今1名不足しているという状態でございますので、なるべく1人のものに負担がいくとか、過重な労務にならないようにですね、そのあたりはいろいろ調整しながらやっておるところでございます。今後につきましても、そういったところで、なるべく、職員のほうでも取材できるものがございますので、関連する行事については、役場の職員のほうがカメラを持って行ってやるとかですね、そういったことで、なるべく負担を減らしたいというふうに思っておりますし、また、そういうふうにやっているところでございます。

議長（松本佳久君） 内山村長。

村長（内山慶治君） 議員おっしゃるとおり、ケーブルテレビの事業はですね、非常に時間がかかる作業が必要となる部署であります。企画をして、取材をして、編集をして、流すということですが、特に編集においてはですね、ものによっては丸一日かかって編集をしなければならないというような作業をしているというのが実態であります。従いまして、過重労働ということを非常に私も心配しておりますけれども、今回、もう1名ですね、スタッフを増やしまして、職員の作業負担の軽減につながるようにと、予算も組んでおりますので、有り難い質問として受け止めながら、そういう対応をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

3番（中竹耕一郎君） 職員がですね、つぶれてしまっただけは、もともともありませんので、その辺の処遇対応をですね、よろしく願います。

以上です。

議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第24、議案第30号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第25 議員派遣の件

議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

- - - - -

日程第26 閉会中の継続調査申出書

議長（松本佳久君） 次に、日程第26、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、経済建設常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出があります。

よって、委員長申し出のとおり継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

- - - - -

議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

なお、本日は、代表監査委員の木下久人にも出席していただきました。ありがとうございました。

ここで、村長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

内山村長。

村長（内山慶治君） じゃあ、御礼を申し上げます。今回は、平成27年第1回山江村議会定例会を開催いただきまして、特に、3月4日から本日までの10日間にわたる議会でありました。現地も調査いただきながら、また当初予算もあるということで、慎重に審議いただきました。そういう中にありまして、全議案とも原案のとおり御決定いただきましたことにつきまして、心から感謝を申し上げます。

会期期間中に、一般質問も含めましていろんな議論をさせていただきましたこと、しっかりと受け止めながら、村民の幸せづくりのために行政運営をしていきたいと思っているところであります。

今回は、議員の皆様方の任期中の最後の議会ということでございます。本当にこの4年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。もろもろの議論をいただきましたこと、その中には、それぞれ山江村にとりまして大切なこともあったろうかと思えますし、一人一人の御功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

追って統一地方選挙も控えております。勇退される方もあるというふう聞いておりますし、また再度、志を高く挑戦される方もおられるということでありますから、それぞれの目的をぜひ達成されながら、再度挑戦される方は、またお会いできればと思うところであります。心からこの4年間の御功績に感謝申し上げながら、お礼の言葉に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（松本佳久君） イギリスの政治学者ジェームズ・ブライスは、地方自治は民主主義の最良の学校であると申したそうでございます。私たちも、みんなで山江村の

自治を発展させていこうではありませんか。

これで、平成27年第1回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員